

## 厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
178	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者総合支援事業所登録認可事務の改正について	地域のサービス供給状況を考慮して基準該当事業所の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基準該当事業所の登録は、それをもとに市町村で登録を行い、支給決定市町村で、サービス等利用計画により、地域のサービスの状況及び必要な性等を判断し支給決定を行なうことができない。	【制度の概要】 基準該当事業所は、都道府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち、その基準を満たすことが要件となります。その認定・登録については、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事業所を利用することを決定した市町村が行うこととなっている。 このため、所在市町村以外の利用者を多数受け入れている基準該当事業所は、それをもとに市町村に対し、登録申請を行っている現状である。 釧路市基準該当事業所「かくしょ 平均利用者数36人 認可市町村 13市町村(3事業所平均)」 【支障事例】 現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書類等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる状況ではなく、指導監査等も難しい現状である。 【制度改正の必要性】 以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録を行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希望する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イ	厚生労働省	釧路市	市町村は、支給決定障害者等が基準該当事業所から基準該当事業所の登録を受けたときであって、必要と認めるときは、当該サービスに要した費用について、特例介護給付費等を支給することができるよう規定している。 基準該当事業所の認定・登録については、特例介護給付費等の支給に関する事務手続きの簡素化のために市町村において行われているもので、法令上定めのないところであり、その手続きについては、各自治体において自主的に定めていただくことができる。	市町村は、支給決定障害者等が基準該当事業所から基準該当事業所の登録を受けたときであって、必要と認めるときは、当該サービスに要した費用について、特例介護給付費等を支給することができるよう規定している。 基準該当事業所の認定・登録については、特例介護給付費等の支給に関する事務手続きの簡素化のために市町村において行われているもので、法令上定めのないところであり、その手続きについては、各自治体において自主的に定めていただくことができる。	基準該当事業所の認定・登録については、法令上明確な規定がないため、本件のような事例がおこっている。省令において、明確に事業所の所在地を管轄する市町村に提出する旨を規定することが必要と考える。	
189	A 権限移譲	医療・福祉	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告、命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3 1. 第51条の3 2. 第51条の3 3	厚生労働省	宇都宮市	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に関しては、本年4月1日から、全ての事業所が1つの指定都市の区域内にあるものに係る業務管理体制の届出の受理等の事務を都道府県から指定都市に移譲したところである。 当該事務を都道府県から中核市に移譲することについては、指定都市における当該事務の実施状況等を踏まえて検討していくべきものであり、指定都市への移譲が実行されたばかりの現時点において、中核市への移譲の判断を行うことは妥当ではない。	本件についてはこれまで、指定相談支援事業者の間で届出先の混亂が生じていることを御報告してきているところである。 そのような中、この4月から指定都市に事務移譲がなされたばかりであるのは国回答のとおりであり、指定都市における当該事務の実施状況を速やかに把握し、中核市への移譲を検討していただこうことを希望するものである。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
茅ヶ崎市	<p>○基準該当登録後、国保連請求のための市町村番号登録を所在市町村へ依頼する必要があり、現在各市町村が依頼している状況にあるため、一括登録することで事務軽減に繋がると考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 事業関係について提案団体との間で十分確認を行うこと。</p>		<p>基準該当事業所におけるサービス提供に係る特例介護給付費等は、市町村が必要があると認めるときに支給することができるよう規定されているものであり、給付が当然に想定されている指定事業者等におけるサービス提供に係る介護給付費等と性質が異なるものであるため、基準該当事業所の認定・登録を事業所の所在地を管轄する市町村が行う旨を法令で定めることは適当ではない。</p>
神奈川県、茅ヶ崎市、豊橋市	<p>○児童福祉法に定める業務管理体制に係る届出の受理等の事務については、平成27年度より、指定都市に加えて児童相談所設置市にも権限移譲がなされた。一方で、障害者総合支援法に定める業務管理体制に係る届出の受理等の事務については県に権限がある。そのため、事業者にとっても非常にわかりづらい状況が生じている。 ○指定一般相談支援事業者による業務管理体制届出を指定権者である中核市にすることで、指定業務との一體的な管理が可能になると考えられる。 ○既に県から権限移譲されており、事業所の指導・処分に関連して、効率的・効果的な事務を行うことができる。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を検討すること。</p>		<p>指定一般相談支援事業者の業務管理体制に関しては、本年4月1日から、全ての事業所が1つの指定都市の区域内にあるものに係る業務管理体制の届出の受理等の事務を都道府県から指定都市に移譲したことである。 指定都市における当該事務の実施状況に関しては、厚生労働省が地方自治体に対して行う実地指揮において、実施状況を確認することを検討している。また、毎年度、地方自治体に依頼している指導監査の実施状況等に係る報告において、今年度分からは、都道府県及び指定都市における当該事務の実施状況等に係る項目を追加することを検討している。 これらを通じ、指定都市における当該事務の実施状況を確認した上で、当該事務を都道府県から中核市に移譲することについて検討したい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
197	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害支援区分の緩和	【具体的な支障事例】 障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者の方は医療機関への通院を定期的または随時行っている方がほとんどであるが、知的障害者の方は比較的健康で通院もされていない方が多い。利用者（障害者）が、医師意見書を記入してもらうためだけに医療機関を受診しても、医療機関によっては、1回の受診では意見書を書いてもらえない場合がある。それによって、障害支援区分の認定に長期間を要し、サービスの利用が遅れてしまうといった支障が生じている。  【地域の実情を踏まえた必要性】 地方の医療機関では、常勤の医師がないところも多く、利用者（障害者）が医療機関に予約をとり受診したにも関わらず、派遣された医師のため意見書を書けないと断られるケースがある。また、精神科のある医療機関の数が少ないため、遠くまで足を運ぶケースや、精神科以外の医師に受診するケースもあり、利用者に負担が生じている。  【懸念の解消策】 医師意見書の代替として、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断することで、障害支援区分認定の正確性を担保できる。 また、医師意見書を不要とする場合を、支援区分の更新時において、利用者が医師意見書の記載を希望しない場合に限ることで、利用者の権利も守ることができると求めれる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条	厚生労働省	三豊市	ご提案いただいた内容については困難と考えている。 平成26年4月より、従来の障害程度区分に代わり障害支援区分が施行されているが、施行に当たっては、1次判定（コンピュータ判定）の段階で知的障害や精神障害の特性を反映させることができないとの観点から、調査項目や各項目における判断基準等の見直しを行つとともに、2次判定の引き上げ要因などについていた調査項目や医師意見書の一部項目を1次判定に組み込んだ新たな判定式を構築したところである。 医師意見書の代替として障害年金申請時の診断書や療育手帳発行時の判定結果を用いる場合、現行の医師意見書と項目が異なることから、1次判定（全国一律のコンピュータ判定）が適切に行われないこととなり、公平・公正な区分の認定が困難になるものと考える。 また、この制度改正における医師意見書の廃止を含め、項目の見直しについて検討をお願いしたい。	支援区分の更新時においてのみ医師意見書を不要となれば、利用者の負担軽減になると考えた。障害年金の診断書や療育手帳の判定結果では一次判定（コンピュータ判定）の項目をすべて網羅できではないが、審査会において公正な判断を委ねることを意図していた。昨年度、1次判定の調査項目や各項目における判断基準等の見直しを行い、2次判定の引き上げ要因となっていた調査項目や医師意見書の一部項目を1次判定に組み込んだ新たな判定式を構築したところであるので、直ちに改正を行うことが困難などとは承知した。ただ、今後の制度改正における医師意見書の廃止を含め、項目の見直しについて検討をお願いしたい。			

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○地方でなくとも、精神科が少ない中、しばらく通院していない知的障がい者の医師意見書を入手するためには、時間を要したり、知能検査ができない病院では療育手帳の判定書を参考して診断書をあたためて記載するなど、苦労する現状である。</p> <p>○知的障害者は、病気ではないため主治医がない人が多い。そのため、区分認定のためだけに受診して意見書をかいてもらうことになる。医師も障がい者の様子に詳しいわけではない。区分認定時に医師をさがすのが、行政も本人も負担。</p> <p>○知的障害者の中には、定期通院していない人もいるため、年に数人の方から相談を受け助言を行っている。</p> <p>○知的障害者についてはかかりつけ医をもたない場合もあり、障害福祉サービスを利用するために新たに精神科を受診するケースもあるため、療育手帳の判定結果等を医師意見書の代替とすることが望ましい。</p> <p>○主治医がいない方が多く、その都度受診いただいているため、利用者に負担が生じている。</p> <p>○知的障がい者の中には健康で医療機関に受診していない方もいる。利用者へは、医療機関に受診するよう説明し、医療機関にも意見書の記入を依頼し対応しているが、年数回は医療機関から断られるケースもある。</p> <p>○日常的に通院等をされていないために医師意見書を作成いただく医療機関に苦慮することがあり、その場合、医師意見書を記入してもらうためだけの受診であっても、引き受けでもらいやすい医療機関を選んで依頼している。しかし、このように即席で出来上がり送付されてくる意見書はあくまで形式的なもので審査会の提出資料として意味のあるものなのか疑問が残る。</p> <p>○普段は、受診の必要がない方で、支援区分更新の診察を拒否され保護者が受診せざるのに四苦八苦されているケースがあり保護者の負担が非常に大きい。</p> <p>○継続的に医療機関に受診していない知的障害者の障害支援区分の認定更新に際して、医師意見書を作成てくれる医療機関がなかったため、認定更新が遅れた例が数件あった。</p> <p>○知的障害者の方の医師意見書については、定期的な通院がないなどの理由で記入してもらえないなどの課題が生じている。</p> <p>○診断書作成のため、利用者に時間的な負担や経済的な負担がかかっている。利用者は、その他にも重複して、別に診断書、申請書等も提出してもらうことが多いため、利用者の負担軽減になる。</p>	<p>【全国市長会】 医師意見書の取得における支障について実情を把握し、可能な代替え措置について十分に検討すること。</p>		<p>○医師意見書については、審査判定にあたり、障害特性を反映する上でも重要であることから、廃止等については困難と考えている。</p> <p>○なお、手続きにおける負担軽減については、26年4月に障害支援区分を施行する際、特性を反映する項目を新規で追加した代わりに、項目の削除や統廃合等を行っているところ。(106項目→80項目)</p> <p>○ご提案の背景にある意見書作成医師の確保が難しいという点については、現在も地域生活支援事業において医師意見書作成に当たる主治医研修を行っているところであり、継続的に実施していただきたい。</p> <p>○また、障害支援区分については、審査判定結果における地域差等が指摘されており、現在、厚生労働省障害者支援状況等調査研究事業において、障害支援区分の制度運用における課題を把握するための調査を行っているところであることから、その結果等も踏まえ、区分認定の在り方等について改善に努めていただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
325	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第10条に基づく市町村の指導検査事務に一部委託化	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人」以下「指定法人」という。)制度の導入が非常に有効であると考える。現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市においては担当職員が少ないと、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果的な検査が可能となる。また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップにもつながっている。こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。	障害者総合支援法 第10条	厚生労働省	三鷹市	障害者総合支援法の施行(平成25年4月)後3年を目指とした見直しとして、現在、厚生労働省に設置される社会保障審議会障害者部会において、見直しの検討を行っているところである。 介護保険制度における指定市町村事務受託法人制度と同様の仕組みを障害者総合支援法に導入することについては、この障害者部会の場において検討していただくこととしたい。	地方分権と行政改革をともに推進するための方策として、基礎自治体にとっては非常に有効な制度と認識している。この見直しの検討にあたっては、さらなる福祉サービスの質の向上を図るために方策として、速やかな対応をお願いしたい。 また、今後の検討のスケジュールについてお示しいただきたい。		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
160	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別支援学校高等部における就労継続支援B型事業の特例について	就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められており、特別支援学校高等部卒業者についても一律にこの原則を適用することとされている。  【支障事例】 特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の休暇期間による短期間の就労移行支援事業を利用している状況である。  特別支援学校高等部において、学校の各種実習や学校と事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付け、現行法制度運用を、就労移行支援事業を経ないでも就労の適性を確認でき場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められたい。	【現行の制度】 就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められており、特別支援学校高等部卒業者についても一律にこの原則を適用することとされている。  【支障事例】 特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の休暇期間による短期間の就労移行支援事業を利用している状況である。  特別支援学校高等部において、学校の各種実習や学校と事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付け、現行法制度運用を、就労移行支援事業を経ないでも就労の適性を確認でき場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス人等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に関する実施上の留意事項について(平成18年10月31日障第1031001号厚生労働省社会保障局障害保健福祉部長通知) 第二 3(5)就労継続支援B型サービス費	厚生労働省	岐阜市				今回の提案は、特別支援学校卒業後における就労アセスメントを対象としているのではなく、特別支援学校高等部卒業中に卒業後の進路を決める必要がある場合の就労アセスメントの緩和を対象としている。  また、「制度改正の必要性」及び「制度の解決策」でも言及しているように、アセスメントのものを不要としているのではない。例えば、対象者が通常特別支援学校にあつては日常の生徒指導の成果を有しているのであり、これと就労移行支援事業者による協力特別支援学校内の就労移行支援事業者の指導等を相互に連携をさせることができれば、より正確に就労の適性を判断することが可能となる。形式的な就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度の運用を、就労移行支援事業を経なくとも就労の適性を確認できた場合において、就労移行支援事業の利用を免除する弾力的な運用に改めることを求めているものである。	



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
219	日 地 方に对する規制緩和	その他	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)(労働組合基礎調査)の都道府県への委託による実施の見直し	【制度改正の必要性】 労使関係総合調査(労働組合基礎調査)については、各都道府県の労政主管課が国からの委託を受けて調査を実施している。県内労働組合の組合数、労働組合数、加盟組織系統等の状況を調査するものであるが、労働組合ごとに調査票の発送、紙ベースとオンラインの2種類の回答の集約、回答がいる労働組合には督促の電話など、事務作業量が多く時間を使っている。 事務作業量は多いが作業内容は単純であり、都道府県が業務を受託して実施しなければならない合理的な理由に乏しい。 なお、労使関係総合調査事業に係る委託要綱に基づき本業務委託を任意に厚生省官房労働政策部長と都道府県知事が契約しているが、都道府県側が交渉することは実質的に困難であり、國から提示された委託金額・内容等の条件を受け入れざるを得ない状況である。	統計法第19条に規定される「一括統計調査」として、総務大臣の承認を得て、毎年実施。 労使関係総合調査事業に係る委託要綱第3条	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、和歌山县、徳島県	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)は、全国の労働組合の実態について悉皆調査をしている唯一の調査である。 都道府県は、その労働委員会において、労働組合法上の手続き(組合の資格審査)を通じ、公的機関として唯一、新設労働組合情報を含めた広範なデータを把握しており、労働組合に関する悉皆調査を行う委託先として最もふさわしいと考える。 また、都道府県によっては、本調査の実施に合わせて、各労働組合の新たな情報収集等を進めている都道府県も少なくなく、全ての都道府県が民間委託などへの切り替えを望んでいるとは考へにくい。独自の統計システムを有する都道府県においては、本調査の実施に合わせて調査票情報をデータベース化して、統計法第33条に基づく調査票情報の申請承認後に当該独自のシステムを運用するなどして行政政策の運営に広く活用しており、本調査を都道府県が実施することによる便益も少なくない。 (参考)都道府県は平成26年調査(45都道府県に上る)。	本県においては、労働委員会での労働組合の資格審査は年間数件程度(平成26年:0件、25年:3件、24年:1件)であり、必ずしも広範な労働組合の情報は把握していない。また、労使関係総合調査の業務内容は定型的であり、都道府県の労働行政職員により調査を実施すべき必要性ではなく、一律に都道府県に受託させることは適当ではない。 よって、データ活用等のために受託を希望される都道府県については引き続き委託を行い、希望しない場合は民間委託とする等、都道府県の判断により適切な方法を選択することを可能とされたい。あるいは、各都道府県労働局による調査実施も検討されたい。 仮に都道府県へ委託せざるを得ないとしても、このような委託のやり方は地方分権に逆行するものであり、事務に見合った財源が適切に措置されるべきである。		
50	日 地 方に对する規制緩和	医療・福祉	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことによる起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るために、住民が安心・安全に暮らせるようにするために危険ドラッグの取締りを迅速かつ効率的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大臣指定医薬品等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定医薬品等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警視官に対し、医薬品医療機器等法の網にかららない危険ドラッグのうち、者が指定した薬物を業務上取扱う所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に立向させることができる規定を設け、警視官が単独で立入調査ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9の9による規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等にに関する権限等	厚生労働省 内閣府(警察庁)	埼玉県	現行規定で対応可能であり、厚生労働省としては、法改正の必要はない。	(理由) 平成26年3月時点まで全国に215店舗存在した危険ドラッグの販売店舗は、平成27年7月に全滅した。販売店舗が存在しない現状における今後の危険ドラッグ対策は、インターネット販売やデリバリー販売に対して行う買上げ検査等を中心とした「司法権限に基づく検査対応」に移行している。從って行政権限に基づく対応の必要性が低くなった現状において、既に司法権限に基づく検査対応を行なうことができる警察に對して、行政権限を付与する必要性は存在せず、ご提案の内容は認められない。 仮に販売店舗が出てきたとしても、これまでと同様に医薬品医療機器法に基づき、薬学・化学等の知識をもった薬剤師等による検査命令・販売等停止命令等を行うことで十分に対応可能である。 なお、以上のとおり、警察官に立入検査等の権限を付与する必要性は無いと考えているが、仮に各都道府県において必要と考えるのであれば、条例によって対応は可能である。 以上の理由から、ご提案の立入検査権限を警察官に付与することは認められない。	貴省の回答により、条例で大臣指定医薬品等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を付与できることが示されたと認識している。	
62	A 権限移譲	医療・福祉	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大	【提案理由、権限移譲の必要性】 かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、それに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受ければならないが、承認基準に合致する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。 この都道府県知事が承認する医薬品の範囲は厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲内でも一部地方委任の対象から除外されている。 昨年の提案の結果、これまでに一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等4薬効群について、また医薬品外品については、薬用衛生カキ類等5製品群について地方委任の対象外となつてある点、改めて改訂する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤について、地方委任の範囲拡大を提案するもの。 【具体的な支障事例】 大臣権限の一般用医薬品の承認には、都道府県知事承認に比べ長期の事務処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を望む声がある。 【期待される効果】 地方委任から除外されている部分を順次見直し、都道府県知事の権限で承認する範囲を拡大することにより、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。 【提案実現後の懸念事項及び解決方策】 新たな地方に移譲される審査事務については、県ごとの事情により円滑な審査について懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施等により解消できると考える。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等にに関する権限等	厚生労働省	富山県	一般用漢方処方剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、都道府県知事の事務・権限とする品目等を拡大する目的で、以下の間違告示の改正を行う作業を関係団体と進めていくところである。当該改正作業を進め、平成28年度中を目途に告示改正を行なう予定。	(告示) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号に基づき厚生労働大臣が指認する医薬品の種類等」 S45.10.19厚生省告示第366号(一般用漢方製剤) H24.8.30薬食審査発0830第1号	承認権限の地方委任の範囲拡大については、検討作業中のことであり、取り組みに対して評価するものである。 また、改正時期については、速やかに作業を進め、できるだけ早期に提案の実現を図っていただきたい。	

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
青森県、沖縄県	<p>○現行の契約内容により業務を受託する合理的な理由に乏しい。 (参考) ・受託業務 ①労働組合基礎調査 　県内42組合の「悉皆」調査 ②労働組合実態調査 　任意抽出約50組合に対する調査 　-受託料162,279円</p> <p>○労働組合へ調査票の発送、紙ベースとオンラインの2種類の回答の集約、回答がない労働組合には督促の電話など、事務作業に時間を費やす。</p> <p>○労働組合へ調査票を発送するため、ミシン目調査票の切り分け、封筒への封入など単純作案に多大な労力を費やしており、国による民間委託への切り替え等により、負担軽減が可能と思われる。</p>			<p>必ずしも広範な労働組合の情報を把握していないとの指摘については、労働組合の資格審査件数の多寡ではなく、都道府県はその労働委員会において、労働組合法上の手続き(組合の資格審査)を通じ、公的機関として唯一、新設労働組合情報を含めたデータを把握しうる立場にあるので、劳政主管課に委託をお願いしているところである。</p> <p>また、本調査を都道府県労働局に移管して実施することについて、都道府県労働局の所管事務は労働基準行政や職業安定行政であり、労政行政に関する広範な情報をもたないため適さないと考える。</p> <p>劳政主管課は地域の各主要労働組合との繋がりを有し、調査協力を得やすい関係性にあるものと考えられる。本調査を一部の都道府県で民間委託した場合、その繋がりを生かせないことに加え、公的機関が行うという安心感がいたため、調査票の回収率低下が懸念され、統計の継続性に支障をきたす恐れがある。</p> <p>なお、財源については、厳しい財政状況にあっても平成28年度予算要求にあたっては、今年度並みの額を要求しているところであり、何卒ご理解いただきたい。</p>
		<p>【全国知事会】 所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行すべきである。</p> <p>【全国市長会】 各府省は各自が現行規定で可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>貴見のとおりである。</p>
熊本県	<p>○現在、県内業者からの相談等はないが、承認権限の委譲があれば、県内業者の活性につながると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医薬品製造販売の地方承認権限を拡大するべきである。</p>	<p>○平成28年度中を目途に告示改正を行う予定とのことだが、平成27年度中の告示改正を目指すなど、なるべく早く承認審査が迅速化するよう検討し、所要の措置について時期の目途を示すべきではないか。</p> <p>○生薬単味製剤、生薬製剤についても、日本薬局方に収載されているものについては、地方承認権限の拡大に係る検討対象であるとの認識が共有できたところであり、これらについても作業スケジュールを示すべきではないか。</p>	<p>○一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、添付文書の記載要領の整備、都道府県における承認審査に係る留意事項の整理を行うほか、漢方業等の専門家からの意見聴取やパブリックコメントの実施、都道府県担当者への説明など所要の手続きに一定の期間を要するため、平成28年度中を目途に告示等改正を行うとしたところである。ただし、迅速化の観点から、関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができる処方については、平成28年夏頃を目処に告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬単味製剤については、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているもののうち、漢方業等の専門家や関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができるものから、承認基準等策定した上で、平成29年度を目指して告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬製剤については、同じ名称であっても製品ごとにその処方が異なるなど、日本薬局方における品質を担保するための規格や統一的な承認基準の策定が困難である。上記の一般用漢方処方製剤及び生薬単味製剤に係る作業を行うだけでも、相当量の作業が発生し、その他の承認事務が遅れるおそれもあることから、生薬製剤については都道府県への権限移譲は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
120	A権限移譲	医療・福祉	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関する規制がございません。生業単味製剤、並びに、生業のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。一方で、医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間は短縮できるメリットがある。品目の承認要件となるGMP適合性調査は都道府県が行っています。承認の権限が國から県に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られます。	【制度改正の必要性】 漢方製剤、生業単味製剤、並びに、生業のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。一方で、医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間は短縮できるメリットがある。品目の承認要件となるGMP適合性調査は都道府県が行っています。承認の権限が國から県に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られます。 【支障事例】 漢方の魅力推進プロジェクトの出口戦略として漢方製剤や生業製剤の拡大を図るうえで、新たな商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	医薬品医療機器等法第14条第1項、同条第9項、同法第81条、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号、昭和45年9月30日付薬発第842号「かせ業の製造(輸入)承認基準について」他	厚生労働省	奈良県	一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、都道府県知事の事務・権限とする品目等を拡大する目的で、以下の閣議決定の改正を行う作業を関係団体と進めているところである。当該改正作業を進め、平成28年度中を目途に告示改正を行う予定。  (告示) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」昭和45年厚生省告示第366号	漢方製剤については、左記のとおり、日本薬局方で規格が設定されたものに関して、都道府県へ速やかに承認権限移譲をお願いするとともに、今後も日本薬局方の規格基準の設定を推進し、承認権限移譲の専門家数を増やしていくようお願いする。	生業単味製剤については、まず作業中の承認基準を速やかに制定していただきたい上で、都道府県への権限移譲の検討をお願いする。	生業のみからなる製剤については、日本薬局方で規格基準の設定が難しいものと認識しているが、設定とその後の都道府県への権限移譲の検討をお願いする。
6	A権限移譲	土木・建築	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の業務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度、目標数:366戸 整備数:781戸 沖縄市含む4市町計)。 【具体的な支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの構造に進行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約9割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟・1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけではなくサービスの質も管理することが求められている中、より地盤に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケーションシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に服て床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条	国土交通省、厚生労働省関係 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第11条、第15条	厚生労働省、国土交通省 福井市	2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向け住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。そのため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。 地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえる。 ・住生活の安定の確保や向上的促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標 等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。 サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を担すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画と調整を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。 同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給状況等を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されないなどのおそれがある。 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に高齢者住まい法で制度化されている都道府県と市町村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することができる、実際に活用されている。 以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。	都道府県で住生活基本計画との調整を図るとあるが、市が計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定すべきものと考へている。 また、計画的な整備ができない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行って解消が可能である。 独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、法的根拠が明らかではない。事業者に規制等を行いうものについては、法的根拠を明確にしたうえで行っていくべきではないかと考へる。 本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、偏在について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているのである。 国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方にについて検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持つことからも、本市の抱えている課題については、共通認識と考えている。 さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見解も出している。どちらも、市町村の計画策定権限の移譲は、貴重のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考へている。 また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができないため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めるものである。		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
熊本県	<p>○現在、県内業者からの相談等はないが、承認権限の委譲があれば、県内業者の活性につながると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医薬品製造販売の地方承認権限を拡大すべきである。</p>	<p>○平成28年度中を目途に告示改正を行う予定とのことだが、平成27年度中の告示改正を目指すなど、なるべく早く承認審査が迅速化するよう検討し、所要の措置について時期の目途を示すべきではないか。</p> <p>○生薬単味製剤、生薬製剤についても、日本薬局方に収載されているものについては、地方承認権限の拡大に係る検討対象であるとの認識が共有できたところであり、これらについても作業スケジュールを示すべきではないか。</p>	<p>○一般用漢方処方製剤のうち、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているものについては、添付文書の記載要領の整備、都道府県における承認審査に係る留意事項の整理を行うほか、漢方業等の専門家からの意見聴取やパブリックコメントの実施、都道府県担当者への説明など所要の手続きに一定の期間を要するため、平成28年度中を目途に告示等改正を行うとしたところである。ただし、迅速化の観点から、関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができた処方に於いては、平成28年夏頃を目処に告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬単味製剤については、日本薬局方において品質を担保するための規格が設定されているもののうち、漢方業等の専門家や関係業界等の協力を得た上で、早期に整理ができたものから、承認基準等策定した上で、平成29年度を目処に告示等改正を行う方向で検討したい。</p> <p>○生薬製剤については、同じ名称であっても製品ごとにその処方が異なるなど、日本薬局方における品質を担保するための規格や統一的な承認基準の策定が困難である。上記の一般用漢方処方製剤及び生薬単味製剤に係る作業を行なうだけでも、相当量の作業が発生し、その他の承認事務が遅れるおそれもあることから、生薬製剤については都道府県への権限移譲は困難である。</p>
仙台市、本庄市、鳥取県、横浜市	<p>○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お互い」「説得」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力があり、登録基準の独自の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるや高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されると考えられる。</p> <p>○市町村の判断で登録基準（例：床面積25m以上など）の強化・緩和ができないため、サービス付き高齢者住宅（サ高住）の建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保障に影響が生じる。</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の策定が有効である。</p> <p>○平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的定位づけがなく実効性の担保が薄い。</p> <p>○【地域における課題】サービス付高齢者向け住宅（以下、「サ高住」）の家賃や共益費、サービス費等が全国でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためにには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る措置を講ずる必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】県内統一的な運用や調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推奨している中で、法的連動性を持たない状況を改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。</p>	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。ただし、伝統的な観点からの調整が必要な介護サービスの提供に係る人材確保等について配慮が必要である。</p>	<p>○国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。 ○国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ、加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。 ○計画策定に際して、都道府県との協議を求めることとすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないか。</p>	<p>○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されないと想定される との懸念の解消に資する可能性はある。</p> <p>○しかしながら、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行なうことについて、一部の都道府県は調整した場合でも、 ・市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大幅に増加し、煩雑化するおそれ ・周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないか ・計画を定めた市町村の区域を対象外とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ ・都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難等の懸念があると聞いている。</p> <p>○一方で、制度的に、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする場合、 ・入居を希望する高齢者に対して、一定件数以上の登録について、一覧性をもって登録情報を提供すること（登録簿を作成し、一般的の閲覧の供すること） ・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に遂行することが難しい場合なども想定される。</p> <p>○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、さらに、制度改正の可否の検討を進めて参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
25	日 地 方 に 対 する規制緩和	医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空き家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るために、政府においては日本版CERCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件になっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一举に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。	(制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家がなくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることができるとなる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	関西広域連合 厚生労働省 国土交通省	本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。  国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。	高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することは可能といふことは理解するが、各地方公共団体の完全に自由な裁量により緩和することができると思ってよい。(例えば、一つの市町村全体を包含するような距離を設定するなど事実上国が定めた距離要件を撤廃するような規定も可能なのか。)仮に可能とする場合には、国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対する国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めていた。		
290	日 地 方 に 対 する規制緩和	医療・福祉	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所について、歩行距離500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のうちに空き家が点在する地域においては、歩行距離500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する都部においては、移動は車を中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 都部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに推し進めることができる。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のうちに空き家が点在する地域においては、歩行距離500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する都部においては、移動は車を中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省 兵庫県 和歌山県	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は隣接する土地」に限定していたところであるが、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の観点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、平成27年4月1日より、当該常駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところ。  「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発031第2号、国住心第227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したところであるが、当該通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的な範囲は登録権者の判断に委ねられているものである。  また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。  このため、各地方自治体の判断で、本提案内容を認めることは、現行制度上可能である。	「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」は技術的助言のことから、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、近接地の範囲を判断できることは理解した。なお、高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であるが、各地方公共団体の自由な裁量により緩和することができる。			

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	<p>【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準について、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 厚生労働省及び国土交通省からの回答が「現行制度上可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、移動型の場合、事故発生時の迅速な対応や徘徊が見られる認知症高齢者の受け入れ等について検討する必要がある。</p>		<p>○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である（高齢者住まい法施行規則第15条第1項）。</p> <p>○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行なうことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行なうことは困難であることに留意頂きたい。（「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号））。</p>
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	<p>【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準について、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 地域の特性に留意し、サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の低下につながることがないよう検討すること。 なお、現行制度上可能という回答であるが、登録権者が判断する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。</p>		<p>○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である（高齢者住まい法施行規則第15条第1項）。</p> <p>○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行なうことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行なうことは困難であることに留意頂きたい。（「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号））。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
45	A. 権限移譲	医療・福祉	介護支援専門員業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲するもの。	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条～第85条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事業は、当該事業所に権限移譲する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。専業事務を指定都市及び中核市において一括して行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	介護保険法第69条の38の38の規定は、介護支援専門員への報告規定は、同法第69条の2に基づく都道府県知事による登録を受けている介護支援専門員に対する報告等を定めたものである。都道府県は当該登録業務、介護保険法施行規則第113条の3に基づく介護支援専門員業務研修、同法第69条の4に基づく介護支援専門員業務研修、同法第69条の4に基づく介護支援専門員貞証の交付等の業務(以下、「登録業務等」という。)を具体的に行っており、介護支援専門員の業務実態等を把握し、登録業務等の適切な管理が必要となることから、同法第69条の38の都道府県知事による介護支援専門員への報告等を認めていくことである。一方、登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監査を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにつながりかねず、仮に指導監査の結果、介護支援専門員としての業務を行うことを禁止させる等の措置を行った場合に、都道府県知事は、登録管理している介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できなくなるおそれがあり、登録業務等の遂行に支障が生じることから、適切ではないと考えている。なお、同法第83条では、市町村長は、必要があると認めるときは、介護支援専門員を含む指定居宅介護支援事業所の従業者に對し出頭を求め、関係者に質問することができるなど、現行規定においても、市町村長は介護支援専門員に対して適切に指導を行なうことができるものと考えている。さらに、平成26年度の介護保険法の一部改正により、平成30年度に居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲される予定であり、指定居宅介護支援事業所や介護支援専門員を含む当該事業所の従業者等に対して、市町村が自ら適切に指導できるよう措置済みである。	厚生労働省	さいたま市				介護保険法第69条の38の規定は、登録業務等の適切な管理を目的としたものであるが、現に同規定には登録を受ける介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行なう介護支援専門員があることより、介護支援専門員の登録は都道府県と実際の業務実施場所が異なる場合において、登録都道府県と介護支援専門員が業務を実施している都道府県の以外に権限は存在する。したがって、「登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監査を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにはならない」と考える。また、登録都道府県への通知が義務付けられていることから、本市提案が実現した際に、権限の移譲に合わせて指定都市等と都道府県との間に同様の仕組みを設けることで介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できるものと考える。		
233	B. 地方に對する規制緩和	医療・福祉	訪問看護ステーションの開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。	【支障事例】過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在2ヵ所)。一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。 【規制緩和による効果】訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退勤後(1ターン、1ターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくること)ができる。また、そして看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できるところから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることになり、地域の活性化にも繋がる。さらに、過疎地域に住む高齢者にとって「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」イメージの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができる、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) 第60条	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省		現行制度においても、指定訪問看護サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においては、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとなる。要望の過疎地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。 また、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算1名を配置しているが、サテライトでは常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じていることから、そもそも要望は規制改革に当たらない。 加えて、本要望が提示されている「採算がとれないといった経営面の課題」については、介護報酬における離島や中山間地域に関する加算単位数の基準等により対応すべき課題であり、訪問看護ステーションの開業要件を緩和することで解決できる課題とは考えられない。 訪問看護は、地域包括ケアシステムの根幹を成すサービスの1つであり、特に医療ニーズのある重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための重要なサービスとして、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、このような対応が困難であり、中重度の要介護者の療養生活ニーズに対応しきれないとが生じ得ることから、このような基準の緩和は適切ではない。 また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る対応(平成23年7月22日勅諭決定「規制・制度改革に係る追加方針」)において、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論(平成25年3月8日介護給付費分科会諮詢答申)を得て、当該特例措置も廃止されている。	(以下、概要。詳細は補足資料に記載)  ・本提案は、「過疎地における人員基準の緩和」を求めるものであるが、特例居宅介護サービス費の制度の活用に関しては、過疎地の現状を踏まえた対象地域の見直し及び同制度の有効性を周知することが必要と考える。 ・過疎地においてサテライトの進出を促すためには、他の法人の訪問看護ステーションとの連携を図ることが可能な場合はサテライトと同様に扱うなど柔軟な対応が必要。 ・訪問看護ステーションにおける24時間対応を進めるための大規模化が進められているが、全ての施設が24時間対応を行うのではなく、基幹的な役割を果たす大規模施設と、機動的に行動する地域の小規模施設が役割分担をした上で、体制整備を進めるべき。 ・人材確保が困難な過疎地においては、上記のような役割分担や他の多様なサービスとの連携を図っていくことが、地域包括ケアシステム構築の近道であり、日本版CCRC推進の一助ともなると考える。	有		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
福岡県、宮崎市	<p>○昨年、実地指導を行うため提出資料の提出を始めた際、事業所により提出資料作成中に介護支援専門員が更新を失念していたことが判明し、また、その者が有効期限を過ぎて介護支援専門員の業務を行っていたため、県より登録を消除されたケースがあった。（県はその者に話し、聴聞を行い処分を決定した。）</p> <p>○県は、有効期限の切れるケアマネ及びその方が属する事業所に更新案内を事前に送付しているがこのような事態が発生したため、これまで県と市と連携を図り対応しているが、一体的に行うことが適切と考える。</p>	<p>【全国知事会】 介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため、登録の消除等の権限を都道府県の責任で行う必要があり、都道府県の事務との整合を図った上で、提案の提案に沿って、指定都市・中核市においても介護支援専門員業務に係る指導監督事務が行えるようにするべき。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能なところでは、事業関係について提案団体との十分確認を行っている」である。</p> <p>【全国市長会】 指定都市については、提案団体の意見を十分に尊重された。 なお、中核市との移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 また、移譲にあたっては、人員確保・体制整備のための十分かと確実な財政措置が必須である。 当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指導・監査の主の数が増えることから、取扱いに差が生じる恐れがある。については、国において統一的な取扱指針・マニュアル・A&amp;A等を充実させる必要がある。 現在の制度のままでは、指導・監査の権限が移譲されたとしても登録地以外の事業所に就業する介護支援専門員には、指導・監査の権限が及ばないため、新規事業所への移譲が困難である。 当該事務・権限の移譲については、平成27年度の介護保険法の改正の効果も踏まえ、移譲の時期等の検討を進めるべきである。 指導監査事務の権限を政令市・中核市に移譲する場合は、他の政令市・中核市・都道府県との情報共有を密にするシステムの構築が必要である。 厚労省の見解では、介護保険法第83条により、既に市町村長に介護支援専門員に対する指導権限が付与されているとする。しかし、市町村長が必要な指導権限を有する場合、登録地の都道府県の登録権限を有する場合は、市町村長の指導監査室の実効性を担保するために、新たに仕組みが必要となる。</p>	<p>○ 現行制度においても、登録地の都道府県知事に加え、業務地の都道府県知事も重畠的に介護支援専門員への監督権限を有している（介護保険法第69条の38）。 このため、登録地の都道府県知事に加え、業務地の指定都市・中核市長に重畠的に介護支援専門員への監督権限を付与（※）することとした場合、介護支援専門員への指導監督を指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と一括的に行なうことが可能になり、これにより、具体的な支障が生ずることはないのではないか。 ※ 指定都市・中核市が登録地外の業務地にある場合は、当該指定都市・中核市長に対する当該権限の付与、指定都市・中核市が登録地外の業務地にある場合、当該業務地の都道府県知事が有する当該権限の当該指定都市・中核市長への移譲等を踏まえた検討が必要と考える。このため、次期制度改正に向けた検討の中で検討を行うことをとした。</p>	<p>指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一括的に行なうようにするという提案については、 ・介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所の指定権限を有する自治体との関係についての考え方を整理する必要があること。 ・平成26年の介護保険法の一部改正により、平成30年度には、全ての市町村が居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一括的に行なうようにする場合、平成30年度からは介護支援専門員の指導監督権限も全ての市町村が担うこととする必要があること等を踏まえた検討が必要と考える。このため、次期制度改正に向けた検討の中で検討を行うことをとした。</p>
福知山市、奥出雲町	<p>○過疎地域の定義は不明だが、訪問看護が不足しており、人員基準の緩和は必要と考える。 ○中山間地では、利用したい方は多いが、人員基準のクリアが厳しい状況になる場合があり、サービスの提供に支障をきたすことがある。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。 【全国市長会】 サービス提供に支障がないよう留意しつつ、提案の実現に向けて検討すること。 なお、現行制度においても過疎地域における常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは可能ということであるが、事業関係について提案団体との間で十分に確認を行なうべきである。</p>	<p>○ 訪問看護ステーションのサテライトの設置について、都道府県をまたぐ場合も差し支えないなど柔軟な運用を認めていくことであるが、このように柔軟に活用できることを、地方公共団体に通知等で周知すべきではないか。 ○ サテライトの設置が認められるのは、現在は同一法人内に限られているが、異なる法人が設置した事業所（常勤換算1人の場合など）であっても、協定の届出等によって運営の一括性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いができるよう、検討すべきではないか。 ○ 介護保険法42条1項3号に基づき特例居宅介護サービス費の支給対象となる対象地域（厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域）は、具体的にはどのような基準・手続で定められているのか。 また、地方公共団体の意見を踏まえて、対象地域について柔軟に拡大等をすべきではないか。</p>	<p>○ 特例居宅介護サービス費等の対象地域については、介護報酬改定の見直しの際に各市町村に照会を行なう必要が生じた場合には必要な措置をしており、これまでの間、適切に対応してきたものと考える。 一方、介護保険制度においては、一括的対応をする体制であるサテライトの設置を可能としおり、離島等以外の地域においても、例えば、本体事業所に常勤換算15名を配置していれば、常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。このサテライトについては、現行制度においても地域の実情等を踏まえた指定が可能となっている。</p> <p>○ 加えて、異なる法人による訪問看護ステーション間の連携を図ることについては、責任の所在が明らかではなく、サービスの利用者にとって適切な提供体制とは考えられない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
260	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス(訪問看護利用の場合)の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1～4の場合は、4回以上の提供、要介護2の場合、5回以上提供すれば、単独の訪問看護の方が有利になるとため、定期巡回・随時対応型訪問介護の普及が阻害されている。(単独の訪問看護の提供は月5～6回の提供が平均的な提供回数)。 ※(例)要介護1～4、訪問回数4回の場合、定期巡回:29,350 訪問看護:32,560 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進される。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、関西広域連合 厚生労働省	介護報酬は、国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、介護給付費分科会等の審議を通じて全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため対応できない。	本県の提案は、介護報酬上、定期巡回サービスの月額報酬に比べ、単独の訪問看護を複数回提供すれば、単独の訪問看護が有利になるため、定期巡回サービスの報酬単価に見直すことを求めているものである。地域に応じて定期巡回サービスの介護報酬を変えるといった趣旨ではない。地域包括ケアシステムの構築に欠かすことのできないサービスとして、積極的に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を推進していくためにも、次期介護報酬の改定においては、単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直しを行うこと。				
261	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに、出動を指示するオペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。 事業者において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもよいと考える。 ※本県の指定状況(19事業所: 神戸市、尼崎市、芦屋市、明石市、加西市、たつの市、加古川市、姫路市) 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修終了者とすること、訪問看護ステーションとの連携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が促進される。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の4	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 厚生労働省	定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、利用者又はその家族等からの通報に対し、随時の対応を行い、その中で利用者の心身の状況を的確に把握し、訪問の要否、緊急性の有無等の判断を行うものである。 したがって、オペレーターの業務を適切に行うためには、介護・医療に関する専門的知識が不可欠であるが、介護職員初任者研修修了者は、あくまでも介護に関する最低限の知識・技術を身につけた者であり、当該研修修了者をオペレーターとして認めるることはできない。	介護職員初任者研修修了者であっても最低限の知識・技術は身につけていることから、事業者において看護師、介護福祉士などサービス提供責任者として従事した者と、いつでも連絡ができる体制を構築することで、オペレーターとして業務を行うことが可能だと考える。 また、介護職員初任者研修修了者と看護師、介護福祉士等が連携し、オペレーターとしての経験を積むことで、介護人材の育成、オペレーターの人材確保にもつながると考える。				
268	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の費用微収基準の見直しについて	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補足給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。一方、公費負担により運営されている軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の老人で家庭環境、住宅事情等の理由により居住において生活することが困難な者が、低額な料金で利用する施設であるが、200万円以上の所得階層も約25%も利用しており、本来入居すべき高齢者が利用しにくい状況にある。 【支障事例等】 軽費老人ホームには、要介護ニーズの高い入居者が多く、認知症高齢者の入居者が2割以上あるが、特別養護老人ホームの全額負担とする対象収入階層が280万円以上であるのに対し、310万円以上となっている。軽費老人ホームの利用料等は、取扱指針において、都道府県で定めることができるが、単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れるなどにより事業そのものが成立なくなることが想定されるため、取扱指針の見直しを求める。 【効果・必要性】 対象収入層の引き下げや費用微収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られるととも、軽費老人ホーム運営費補助の都道県負担額についても低減することが想定される。	軽費老人ホームの利用料等に係る取扱指針別表II-1	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 厚生労働省	軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針のうち、サービスの提供に要する基本額については、地域の実情に応じて都道府県の裁量で定めることは適切であるが、費用微収基準については、全国で不均一な基準になれば利用者にとって不利益となる。 なお、「軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針」(平成20年5月30日老癡第0530003号厚生労働省老健局長通知)は技術的助言として発出されているところ。また、軽費老人ホームに係る国庫補助制度は三位一体改革で一般財源化され、地方自治体に税源移譲されている。	「軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針」のうち、サービスの提供に要する基本額については、地域の実情に応じて都道府県の裁量で定めることは適切であるが、費用微収基準については、全国で不均一な基準になれば利用者にとって不利益となる。 老人福祉法第20条の6において「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」と定めている以上、国の責任において統一的な費用微収基準の改定を行なべきである。				

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
熱海市、伊東市、福知山市、宮崎市、松原市	<p>○65歳以上の高齢者（平成27年4月1日現在 16,666人 43.5%）に占める単身者割合（同日現在5,897人 前年度比756人増）が、35.4%で著しい増加傾向を見せており、このような高齢者の安全安心を確保するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の誘致が必須であると考えるところ、現状の支障を排すことは、本市へのサービス導入の一助となり得る。</p> <p>○【支障事例】定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおける現状の月額報酬においては、医療ニーズが高く傾回の訪問看護サービスが必要な利用者のフォローが困難で、利用が促進されない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】通常の訪問看護サービスと報酬上の差がなくなることで、当該サービスへの事業者参入及びサービス利用の促進が期待される。</p> <p>○定期巡回・随時対応型サービスの普及は、重要であると考えている。利用者が点在しているため、訪問が非効率的となり、採算が厳しくなっている。都市部のように利用者が固まり、効率的にサービスを展開できる地域と地方の報酬に差をつける必要がある。よって、報酬単価の見直しは必要である。</p> <p>○訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及びサービスの利用が促進できると考える。</p> <p>○平成25年度から事業開始された当該サービスの利用者数が見込みよりも僅少な状況である。</p>	<p>【全国知事会】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、介護報酬のあり方について提案内容を尊重し、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、介護保険財政等に与える影響等についても留意する必要がある。</p>		<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて1日複数回、訪問介護と訪問看護を、定期巡回・随時対応型報酬により評価するものであり、訪問回数に応じて評価を行う訪問看護の報酬と単純に比較することは適当ではないが、いずれにしても介護報酬については、1次回答でお答えしたおり、介護給付費分科会等の審議を経て決定してまいりたい。</p> <p>なお、地域の実情等を勘案して別途報酬上の評価が必要な場合には、市町村が、介護保険法第42条の2第4項の規定に基づく「市町村独自報酬」を設定することが可能である。</p>
下仁田町、熱海市、福知山市	<p>○65歳以上の高齢者（平成27年4月1日現在 16,666人 43.5%）に占める単身者割合（同日現在5,897人 前年度比756人増）が、35.4%で著しい増加傾向を見せており、このような高齢者の安全安心を確保するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の誘致が必須であると考えるところ、現状の支障を排すことは、本市へのサービス導入の一助となり得る。</p> <p>○【支障事例】定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、採算性等の問題から参入が難しく、展開が抑えられている状況がある。</p> <p>【制度改正の必要性】資格要件の緩和により、事業者参入に一定の効果があるとは考えられるが、定期巡回・随時対応型サービスの普及は、重要であると考えており、特にオペレーターの資格基準の緩和は重要である。在宅サービスしか行っていない法人が定期巡回・随時対応サービスに取り組むと夜間のオペレーターの確保が非常に難しい。また、資格のない職員の方が非常に多い。また、資格のない職員の方が非常に多い。</p> <p>○介護者がらの相談は緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出動を指示するオペレーターの資格要件が看護師、介護福祉士、医師、保健師等となるおり、人材の確保が困難である。事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者でもいいと考える。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所の整備が求められている中で、オペレーターの人材確保が困難との事業者からの意見もある。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 介護人材が今後一層不足することが想定される中で、オペレーターの役割を含め、十分な検討が必要である。</p>		<p>定期巡回・随時対応型訪問介護のオペレーターは、単に電話受付や他の職員に対する取次業務を行うものではなく、利用者又はその家族等からの通報に対し、随時の対応を行い、その中で利用者の心身の状況を的確に把握し、訪問の要否、緊急性の有無等の判断を行いうものである。</p> <p>したがって、オペレーターの業務を適切に行うためには、介護・医療に関する専門的知識が不可欠であるが、介護職員初任者研修修了者とは、あくまでも介護に関する最低限の知識・技術を身につけた者であり、修了したことをもって担保される知識・技術の水準に鑑みれば、介護福祉士等の現行の資格要件を満たす者と同等の対応が可能なものとして、当該研修修了者をオペレーターとして認めることはできない。</p> <p>なお、オペレーターは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はないが、当該オペレーターが、利用者の居宅においてサービス提供している際に利用者からの通報を受けることができる体制を確保した上で、訪問サービス（日中の随時訪問免除）を担当する介護福祉士がオペレーターを兼務することは可能であり、人材の効率的な活用によりオペレーターを確保していただきたいと考えている。</p>
宮崎市	<p>○【同様の制度改正の必要性等を感じている】単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどにより事業所の立ち入り立たなくなることが想定される。</p> <p>○軽費老人ホームの運営費については、以前国が定めた「サービスの提供に要する基本額」をもとに算定し、補助を実施している。現在、その基本額の運用は、技術的助言となっているが、その基本額の算定根拠などが不明確なため、改定もままならない状況にある。</p> <p>○対象収入層の引き下げや費用徴収基準の見直しと併せて「サービスの提供に要する基本額」の算定根拠も明確にすることで、費用負担の公平化が図られ、軽費老人ホーム運営費補助の都道県等の負担額についても低減することが想定される。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能な」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>軽費老人ホームについては、その運営費の財源も都道府県に移譲されており、地域の実情に応じた運営がなされていることから、国から改めて費用徴収基準等を示すことは適当ではないと考えている。</p> <p>なお、一部の自治体においては、すでに地域の実情を踏まえた費用徴収基準等の設定をしているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
314	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和	(具体的な措置) チーム員たる医師の要件について、認知症サポート医であれば足りるとしている。 (理由) かかりつけ医を指導する立場にある認知症サポート医であれば、初期集中支援、チーム員たる医師としてふさわしいと考えられるため。	○平成26年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度までには、全ての市町村で早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事業実施要綱により定められるが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要綱(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できない市町が生じている。 <チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要領(案))(平成27年3月27日)> ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。」とされていたところ。 これは、チーム員たる医師には、認知症医療に係る専門的な知識・能力と、認知症の方の生活全体を支える医療介護連携に係る知識・能力の双方が必要であるという基本的な考え方に基づくものである。 昨年度、認知症初期集中支援チームの設置が困難である理由について調査を行ったところ、チーム員たる医師の確保が困難である等の声も多かったことから、チーム員たる医師に求められる資質を担保しながら、チームの設置を拡大していくため、本年度から、専門医であれば、「認知症サポート医研修を受けた5年以上従事した経験を有するもの」(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)と認知症疾患専門医もしくは認知症サポート医それぞれの要件を一定の弾力的な取扱いが可能とするように、要件を緩和したことである。 本年度、チーム員たる医師の要件を緩和したばかりであり、まずはこの条件の下での事業の実施状況を見守っていくこととしている。	介護保険法第115条第45第2項第6号 地域支援事業実施要綱(案)別記5 3(1)ウb ②	厚生労働省	香川県、徳島県、高知県、愛媛県				厚生労働省からの回答において、チーム員たる医師は、「認知症医療に係る専門的な知識・能力と認知症の方の生活全体を支える医療介護連携に係る知識・能力双方が必要である」との基本的な考え方が示されたが、認知症サポート医は、かかりつけ医等の認知症診断等に係る相談、アドバイザーロールを担い、地域医師会や地域包括支援センターとの連携づくりができる医師として県医師会が推薦した医師であり、まさに基本的な考え方で示されたチーム員たる医師であると思われる。本年度のチーム員たる医師の要件を定める地域支援事業実施要綱について、現時点(8月12日)では案をお示しいたいでいる段階であり、実施要領を確定する際にチーム員たる医師の要件の見直しをお願いしたい。	

新規共同提団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○認知症初期集中支援チームを設置することとなるが、医師の確保に苦慮していることから、医師の要件を緩和を求める。</p> <p>○実施要領(案)のままでは、チーム員たる医師が限られ、確保が難しい。</p> <p>○地域支援事業実施要綱(案)で定められた要件を満たす医師を確保することが困難であり、認知症初期集中支援チームの設置について見通しが立たない状況である。</p> <p>○29年度中に設置予定であるが、実施要綱(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できないと予測される。</p> <p>○2名のサポート医がいるが、地域で活動していただくには人数が不足している。認知症サポート医研修を受けても要件を満たさないと活動できないのは初期集中チームの活動を進めることができない。</p> <p>○現在、認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師、かつ認知症サポート医である人の医師に委嘱しているが、チーム数を増やしていく際には、医師の要件がネックとなり、増やせない可能性が出てくるため、要件を緩和して欲しい。</p> <p>○島しょ部において、認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件を満たす医師を確保できない状況である。</p> <p>○厚生労働省から示された当該要件を満たす医師の確保は難しい。</p> <p>○現在のところ、初期集中支援チームの専門医に該当する医師が不在である。また、緩和された要件による「学会に認める専門医」や「鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする医師」が、その後サポート医研修を受講するということも、医師に依頼する際のハンドルとなる。さらに、認知症かかりつけ医の相談所、アドバイザーであるサポート医であれば、相談対象者である市民に最も近いかかりつけ医との連携も十分にされ、機動性もあって早期の対応が可能であるためである。</p> <p>花巻市、能代市、東根市、遊佐町、石岡市、足利市、小山市、東京都、甲府市、豊田市、神戸市、姫路市、佐用町、奥出雲町、萩原市、府谷市、福岡県、宮崎市、宮崎県、宮崎市、松原市</p> <p>○チーム員の医師の要件に令致した医師の確保は困難であり、「認知症サポート医であって、地域支援事業の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。</p> <p>○それまでの間にいては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国知事会】</p> <p>○チーム員の医師の要件に令致した医師の確保は困難であり、「認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者」「認知症疾患センター等の専門医と連携を図っている場合に限る」という項目に合致する医師も含められている。</p> <p>○要件を満たす医師について、現在は確保できているが、今後事業を拡大しチームを増やした場合には、確保が困難になる。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>○各自治体において当該医師の確保に苦慮しており、要件について適宜、検討することを求められる。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>○現在、医師チーム員たる医師の要件に該当する者は1名であり、今後この事業の利用が必必要なケースが増加した場合、当該要件を満たす医師の確保ができないなる可能性がある。</p> <p>○提案に同意する認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の医師の確保に苦慮している。認知症専門医は不向きであり、認知症の診療に従事しているサポート医は2名という実情である。</p> <p>○サポート医が2名いるが、診療が多忙であり、チームに協力できる体制ではない。サポート医を増加する対策が急務である。また、地域の事情から認知症診療に携わっているかかりつけ医をチーム員として位置づけ、サポート医の負担を少なにするなど役割の見直しを期待する。</p> <p>○平成28年度度に認知症初期集中支援チームを設置する予定であるが、チーム員たる医師の要件を満たす医師の確保が難しい状況であり、提案の趣旨に賛同する。ただし、チーム員たる医師の要件について、「認知症サポート医であって、5年以上従事した」と規定するのではなく、認知症疾患の診療に5年以上従事した経験が必要と考える。</p> <p>○離島において医師確保には苦慮することが予想されます。</p> <p>○山間部の診療所には、定着医がないとか、いつもも少人数のところがほとんどであり、自治医科大を卒業した医師や県が独自で確保した医師が1年ごとに派遣されている。しかし、派遣される医師は、経験5年未満の者が多く、サポート医研修を受講しても初期集中支援チームの嘱託医として配置することができない状況である。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの複数設置を検討しているが、当該要件を満たす医師の選択肢が少ないため、困難を感じている。</p> <p>○認知症サポート医の資格のある医師が少なく当該要件を満たす医師の確保が困難。</p>			<p>認知症初期集中支援チームは、初期の認知症を早期に発見し支援を包括的、集中的に行う専門職チームであり、そのチーム員たる医師は、支援の方針や医学的な助言の役割が大きく、認知症医療に係る専門的な知識・能力は必須である。</p> <p>認知症サポート医は、認知症サポート医養成研修事業を受講することでなることが可能であるが、認知症のより高度な専門的な知識や技術、経験を有することを必要条件としていたいため、サポート医であるだけではチーム員たる医師として不十分と考えられる「認知症サポート医、かつ、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症疾患センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)」であればチーム員たる医師として認めている。</p> <p>また、昨年度都道府県に対する調査結果を踏まえ、今年度チーム員たる医師の資質を担保しながら、チームの設置を拡大していくため、要件を緩和したことであり、まずはこの条件の下での事業の実施状況を見守っていくこととしている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
287	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	<p><b>【提案の経緯・事情変更】</b> 国では、高齢者が安心して健常で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建設時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。</p> <p><b>【支障事例等】</b> 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が54.4%を超える災害復興公営住宅敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用意廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。</p> <p><b>【効果・必要性】</b> 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。</p>	<p>公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等としてグループホーム事業等が規定され(公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条)、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことが明示されている(公営住宅法第45条第1項)。さらに平成8年8月30日付け建設省住宅局長通知において、このグループホーム事業等については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があつたものとみなされており、国土交通大臣の事前承認手続は必要とされない。これは、グループホーム事業等により支援を受けられる者は、実際に当該公営住宅に入居する者であると、また人の入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いためである。</p> <p>御提案の「小規模多機能型居宅介護事業」は、実態面でおくまで「通い」を中心として、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住戸」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであるため、グループホーム事業等と同様に扱うことはできない。なお、提案団体からは「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行」具体的なニーズの説明あり。本年6月25日付けで内閣府地方分権改革推進室から送付のあつた回答では、得られなかつた。</p> <p>国交省は、本年度「少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進」において、既存の住宅団地の建て替えを機に、福祉施設や医療施設等の整備を進めるスマートウェルネス住宅の実現に取り組んでいるほか、UR団地内に「医療・福祉・子育て支援施設等の誘致を推進している。</p> <p>本県では、災害復興公営住宅に地域住民との交流拠点としてコミュニティプラザが設置され、高齢者の見守りや自己支援の拠点となってきた。公営住宅の入居者の高齢化が急速に進むなか、介護や食事の手助けなどの生活支援は、安心して住み続けるために必要不可欠である。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、既存ストックの有効活用や公営住宅の福祉拡点化の趣旨に沿つたものと考える。</p>							

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>○第1次回答でもお示しした通り、「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行つ」具体的なニーズの説明が提案団体から得られていない中で、小規模多機能型居宅介護事業は実態面ではあくまで「通いを中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業」とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、「住宅に困窮する低額所得者」に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある公営住宅制度の趣旨・目的(公営住宅法第1条)とは異なるものであるため、小規模多機能型居宅介護事業を同法に基づく目的外使用の対象となるグループホーム事業等と同様に扱うことにはできない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
98	日本地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大)4計画を策定する自治体もあり(計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生))の現場を勤かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>【特徴】 令和27年度には、過疎法、島嶼開発法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省方が示した記載例で作成するため、事務量が多くなっている。</p> <p>【概念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定時期（更新時期、タイミング）によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の軽減を図れるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、第8条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、科学省、厚生労働省、環境省</p>	<p>九州地方知事会</p>			<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えらるべきことから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり)</p>	<p>【共通事項】 計画を策定する市町村にとては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。 また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に關して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、厅内の関係部署との協議が輪廻することなども想定されるごとから、関係府省のスケジュールを取りまとめて一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)</p> <p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいたしているところであるが、記載項目の助言には、チェックリスト(箇条書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。</p> <p>【特定農山村】 他の4法のような時限法ではなく計画の改定がないが、①定義等(第2条)で「…地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているおり、過疎法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を定めた、第4条第7項では、「基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画、…との調和が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。</p>	有(5法比較)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が複数ある場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、成形に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過疎、山村振興、特定農山村</li> </ul> <p>【2計画策定】4市2町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山村振興、特定農山村 3市2町</li> <li>○山村振興、半島振興 1市</li> <li>○(半島振興計画)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>-H27.4.1 半島振興計画策定依頼           <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内での調整、その後県内市町との調整</li> <li>-H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限</li> <li>・国からの意見への対応、府内での再調整、県内市町との再調整</li> <li>-H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限</li> <li>・国からの意見への対応</li> <li>-H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限</li> <li>-H27.10.14 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)</li> </ul> </li> <li>-H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知</li> <li>-過疎方針・計画策定について府内での調整</li> <li>-市町に過疎計画策定についての調整依頼</li> <li>-H27.10.20 過疎方針正式提出</li> <li>-市町は12月議会を目途に過疎計画の議案提出</li> </ul> <p>今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が複数ある場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度は、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2つの計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれそれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。</p> <p>市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎよ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】</p> <p>提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が、今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施措が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</li> <li>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</li> </ul> <p>【全国市長会】</p> <p>計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p> <p>【特定農山村法】</p> <p>見解でお示しいただいたとおり、本法は时限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	



全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が複数ある場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過疎、山村振興、特定農山村</li> </ul> <p>【2計画策定】4市2町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山村振興、特定農山村 3市2町</li> <li>○山村振興、半島振興 1市</li> <li>○(半島振興計画)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>-H27.4.1 半島振興計画策定依頼</li> <li>-府内での調整、その後県内市町との調整</li> <li>-H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限</li> <li>-国からの意見への対応、府内での再調整、県内市町との再調整</li> <li>-H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限</li> <li>-H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限</li> <li>-H27.10.9 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)</li> <li>-H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知</li> <li>-過疎方針・計画策定について府内での調整</li> <li>-市町に過疎計画策定についての調整依頼</li> <li>-H27.10.20 過疎方針正式提出</li> <li>-市町は12月議会を目途に過疎計画の議案提出</li> </ul> <p>今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が複数ある場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度は過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2つの計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。</p> <p>市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎよ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】</p> <p>提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が、今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法】</p> <p>提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が、今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとり対応するよう、努めることとしたい。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】</p> <p>見解でお示しいただいたとおり、本法は时限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
79	既地 方に対する規 制緩和	医療・ 福祉	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	【支障事例】 ①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けていくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けいくことになっている。 ②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職するなど4月1日からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員の定員及びなり手不足の一因になっている(平成27年4月1日現在、民生委員の定員:569人、うち欠員4人)。 ③年度途中で民生委員の交替がなされたため、就学援助対象者など4月から関係性を失いてきたものが途中で切れてしまうため、民生委員活動への支障が出るとともに、住民に不満を抱くことがある。 ④会計年度との相違があるため、年度契約をするボランティア保険で交替する民生委員に係る保険料で無駄になってしまう部分が発生する。 ⑤地区協議会の役員改選が年度途中でなされることになるため、各地区協議会において補助金に係る手続きが煩雑になる。 ⑥市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月～3月がほとんどであるため、民生委員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければならないなどの支障がある。 【制度改正の必要性・効果】 上記の支障事例の解消が図ることができる。 【解消策】 一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、業務負担の軽減につながる。	昨年も同様の提案をいただいているところであるが、民生委員の一斉改選の時期については、4月とした場合、 ・地域住民の生活環境が変わる場合が多く、この時期に一斉改選を行った場合、円滑な民生委員活動に支障が生じるおそれがあること ・自治体における担当者など民生委員が選挙を確保すべき関係機関においても人事異動があることから、民生委員と自治体との円滑な意思疎通に支障を生ずるおそれがあること ・から12月としているところであります。これにより、地域住民の生活環境が大きく変化する4月に向けて、その生活状態の把握、自治体等の関係機関との意思疎通の確保などを実現するメリットがあるものと考えています。  また、一斉改選については、全国23万人もの民生委員の委嘱・解嘱に関する事務手続の効率化を図るとともに、全国、都道府県、市町村レベルの一体的な民児協活動を確保するなどの観点から、一斉改選を行っているものであり、実務上、特定の自治体のみ改選時期をずらすことは困難である。  これらを踏まえた上で、一斉改選時期を4月又は12月のいずれにするかという点については、それぞれメリット、デメリットがあり、関係者にも様々な意見があるものとは承知しているが、まずは当事者である民生委員の中での議論をいただき、その結論を得た上で、制度的な対応を検討すべき問題と考えている。  なお、ご提案の支障事例について、 ②については、原則として12月に一斉改選を行いつつ、欠員については、4月の段階で、追加委嘱をすることにより、運用上、回避できる問題であると考えられる。 ③については、改選時期が4月でも12月でも起こりうる問題である。 ④については、平成26年度から民生委員保険制度を創設し、国からも財政支援を行っているところであるが、当該保険制度においては、特定個人に着目するのではなく、民生委員児童委員協議会に所属する民生委員を対象としているものであるため、保険料を二重に支払う必要はない。 ⑤については、補助金の支給手続は、団体との関係で行うものであるため、具体的な支障の内容が不明である。 ⑥については、あらかじめ改選時期は定まっているものであることから、退任が見込まれる民生委員が関係団体の役員を行っている場合には、後任者を事前に調整しておくことなどにより、回避できる問題であると考えられる。	・4月は住民の生活環境が変わる時期であるからこそ、住民目線からも新たな民生委員活動をすべき節目である。円滑な民生委員活動や行政との連携は、事前に段取りよく準備を行い、民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎできるようにしておけば、解消するものであると考えられる。民生委員等との議論は当然に必要であり、その状況に応じて、現場の民生委員にとってよりよい時期に設定できる状況をつくることが重要であると考える。また、事務手続きの効率化・民児協活動の観点からは、全国一律に12月1日にしなければならない理由は特段存在しない(4月1日でも良い)である。  ・②の回答については、改選時期のスタートから欠員ゼロでスタートすることを基本として取り組んでいるのに欠員を容認することにつながってしまう。  ・④の回答については、ボランティア活動保険に加入している地区があり、加入するには個人の氏名が必要で、新たに保険料納付が条件となるため二重に支払う必要が発生することになってしまふ。  ・事業計画については、12月改選だと自分たちの立てた計画が途中で終わってしまう、新しい委員は、自分たちで決めた内容とはいかないため抵抗感があると考えられる。それを解消するために事業年度である4月1日で委嘱し事業計画や予算と同一の期間どすことが委員自身のやる気にもつながるものと考える。	(追加の支障事例) ○豊田市民生委員児童委員協議会から一斉改選の時期を4月に変更するよう強く要望を受けている。また、左記の具体的な支障事例、地域の実情等を考慮し制度の改正を必要と感じる。					

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
花巻市、東根市、遊佐町、綾瀬市、島田市、古賀市、高知県	<p>○同様の支障事例（③～⑥）が生じている。（当該団体等からは要望なし） 関係団体等の任期も4月～3月となっていることから、委員に就任しやすくなるため、欠員の解消につながるものと思われる。</p> <p>○民生委員児童委員の任期の始期については、平成24年度市長と民児協会長・副会長との懇談会において、民児連からも同様の要望を受けている。その理由としては、会計処理の複雑化により会計担当者が苦労している現状及び12月1日では始期が遅く、4月1日に先に他の後継に就かれてしまうことである。</p> <p>○民生委員について、任期が12月1日から始まるため、候補者をさがすのに、支障となることもあら。</p> <p>ほかの団体は4月1日からであるため、先に役員になってしまうため、民生委員を断られるケースもある。民生委員になる人が少なくてきている現状では、少しでも民生委員が増えるよう改訂が必要である。</p> <p>○⑥と同様、自治会等役員の方が選出時期が早いため、適任者を選出するのに苦労している。（厳しいにもかかわらず、民生委員の条件等が一番多い。）</p> <p>○地域の役員の交替が4月であり、交替時期を併せて欲しい旨の要望が過去にあった。</p> <p>○市や町内会などの各団体の任期が4月～3月であるため、民生委員を該当団体の役員とした場合、任期の途中で交替しなければならない場合がある。</p> <p>○年度に合わせた総会と任期に合わせた中間総会の開催が必要で事務的な負担はある。</p> <p>○民生委員は、民生委員・児童委員活動保険に加入しているが、現実に地域活動にボランティアとして参加協力する場面が多く、方が一に備え社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入している。年度契約保険のため、交替した新しい民生委員に係る保険料が追加負担となってしまう。</p> <p>また、民生委員はあて職として、各地区・団体等の役員となる場合が多く、年度途中での交代ということで、各地区・団体等に事務的な負担や関係性の継続の観点で支障がでている部分が実態としてある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい、なお、一齊改選の時期を4月1日とする場合は、人事異動等により業務が重なるなどの懸念があることから、委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。</p>		<p>一齊改選時期を4月又は12月のいずれにするかという点については、それぞれメリット、デメリットがあり、関係者にも様々なご意見があるものとは承知している。</p> <p>その上で、当事者たる民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においては、12月の改選時期を見直すべきとの議論はないと伺っている。</p> <p>厚生労働省としては、一齊改選の時期の設定に当たっては、実際に活動を行う民生委員の方々のお考えを最大限尊重するべきであると考えており、当事者の最大公約数的な意向を考慮せずに、見直しを行なうことはできないと考えている。</p> <p>いずれにしても、平成25年度には民生委員制度創設100周年の節目を迎えることなども踏まえ、まずは、全国民生委員児童委員連合会等の場で、民生委員の方々に全国的な議論をいただき、その結論を得た上で対応を検討すべき問題と考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
80	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要なとされる中略」が規定されています。このように、被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの中には、被保護者が代わりに政令で定める者に支払うことができる」という規定を置き、代理納付事由を政令で「(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その別挙事由を追記する。	生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が住んでいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。	生活保護法第37条の2、生活保護施行令第3条	厚生労働省	豊田市	電気、ガス、水道代については、自治体において金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置づけて実施すること等により被保護者の日常生活等の支援を行つており、代理納付の対象となると、「健康で文化的な最低限度の生活を送ることについての必要な支援は行うことができる。既に地方公共団体の創意工夫により最終目標を達成することができるものである。そのため、ご提案の趣旨は現行制度において実現可能であると考えている。	金銭管理支援を自立支援プログラムの中で位置づけて実施することが可能であるとの判断であるが、被保護者にレシート等の保存や家計簿の作成を求め、ケースワーカーが家計管理に関する支援を想定していると思われる。 被保護者に保護金品が支給される前に、代理納付する自立支援プログラムを策定する方法で実現可能とする判断で良いのか検討をお願いしたい。 検討の結果によつても、上記の意味で電気、ガス、水道代について、代理納付の対象となるとも、自立支援プログラムの中での金銭管理支援で実現可能であるとのことであれば、本市としても早期から実施するため検討を始めることとする。また、同様の支援を感じている自治体は多いと考えられるため、当該見解について告示・通達等の形で全国の自治体へ広く周知をお願いしたい。		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
180	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護適正化に関する実施機関の調査権限の強化	<p><b>【制度改正の必要性・支障事例等】</b>          生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためにには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。</p> <p>実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限られていたが、不正受給事業の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。</p> <p><b>【見直しによる効果】</b>          当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。</p>	<p><b>【制度改正の必要性・支障事例等】</b>          生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためにには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。</p> <p>実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限られていたが、不正受給事業の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。</p> <p><b>【見直しによる効果】</b>          当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。</p>	<p>生活保護法第29条第2項</p>	厚生労働省	京都市	<p>ご提案の趣旨については理解するものの、保護の決定に当たり、当然に行なうことが想定される生活保護法第29条に基づく調査について、その回答を義務付けることは金融機関等の負担の増加に直結するため関係機関の理解を得ることは困難と考えられ、また、税法を除き他の法令に類例がないため、改正を行うことは困難である。</p> <p>そのため、厚生労働省としては、当該調査に係る事務の効果的、効率的な実施のために、関係団体に対する事務連絡(「生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について(要請)」)や通知(「生命保険会社に対する調査の実施について」)(平成27年2月13日付け社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の発出等を行なっているところであり、今後とも当該調査の適正実施のために取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、保護の実施機関の調査に対する回答状況について、金融機関の本店に対して一括照会を行った状況を調査したところ、平成25年度においては、金融機関の回答率は9割を超えていた。</p>	<p>調査の複数的、効率的な実施のために関係団体への協力を求める対応を各省が講じていることは理解しているが、それでもなお、不正受給が生じているのが現状である。本市においても、回答義務が課されていない金融機関や就労先に調査を行ったものの、回答が得られなかつた、又は回答が遅かつたことにより、保護費の正確な算定等ができます。過誤払等により返還を求めなければならぬ事業者が複数発生しており、適正な生活保護業務の遂行に支障が生じている。</p> <p>また、金融機関の回答率が9割を超えていたことあるが、100%でなければ不正受給は生じうるし、受給者間に不平等も生じると考えられる。</p> <p>生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められていること、及びこれまでの取組では、結果として不正受給の防止の徹底が図りきれていないことに鑑み、税法を除きほかに類例がないから困難である、というのではなく、調査権限の拡大により、これまでの対応からさらに一步踏み込んだ対応が必要であると考える。</p>		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
<p>○不正受給防止を図るため、受給者に対しては適正な収入申告を指導しているが、例年、収入等の未申告又は過少申告が多く発生している。対策として、毎年課税額査定を実施しているところであるが、既に未申告又は過少申告が見受けられる。特に、飲食店業者の給与明細書等が発行されないサービスであるため、不正受給して貯めさせらを得ない状況である。結果として、法78条に基づく徴収となるが、多くは費消しており、徴収によりその後の生活に影響が出ることになる。</p> <p>○法29条において保護の実施機関は必要な資料の提供を求めることができるとされているにもかかわらず、開示される情報は漏れられているほか、その範囲については開示者の側の判断によるところとなる。金融機関口座の入出金情報や年金の受給予定額などが開示される業務に支障をきたしているので、保護の実施機関からの開示請求についても対応することを義務付けるよう改善がされたい。</p> <p>○生活保護受給者の収入を適正に把握するため、税務担当を通じて年1回の課税調査を実施しているが、税や所得控除等の不正な収入を存続していることから、すべくそれを把握するに至っていない。このため、金融機関や就労先など、民間事業者が保有する情報についても、調査に対する回答を義務づけられることによって、一定の改善が期待できる。</p> <p>○被保護者の給与収入などについて、除染作業を受けている個人事業主や、小規模飲食店（スナック等）などに照会しても、回答が得られない事例があるが、適正な生活保護業務の運営のため、民間事業者に対する調査を実施する事務付けは必要と思われる。</p> <p>○就労支援による自立支援の促進に力を入れる市町においては、収入申告書や課税調査等による収入状況の把握のほか、被保護者の就労状況、就労意欲の有無、就労継続の可能性などの情報が必要不可欠であると考えているため、千葉市と同様に、調査権限の拡大を求める。</p> <p>○行政機関における調査の実施が求められるが、調査にかかる費用（人件費、最終的に機関に負担される料金）の折衝がかかるもの（金融機関）や、高齢者等の申請認可料等がある。</p> <p>○現在、保護費の不正受給、就労收入に伴うものによる生活保護法第79条による微収金の一方向に減らず、生活保護の真正な支障をきたしている。確かに条例のとおり、官公署であれば回答を得られるものの、民間事業者による回答が得られないものもあり、不正就労による収入を正確に把握することが難しい場合もある。このため、民間事業者からの回答も義務化されることが望ましいと考える。</p> <p>○申告書に対する就効性をしたがって保護受給者の所得状況を過去に勤務していた企業に問い合わせせよところ、多忙な市、湯沢市、東根市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、厚木市、大和市、綾瀬市、浜松市、富士宮市、豊橋市、豊田市、高幡市、尼崎市、伊丹市、加古川市、和歌山市、高松市、熊本市、宮崎市、守口市、特別区長会</p> <p>能代市、湯沢市、東根市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、厚木市、大和市、綾瀬市、浜松市、富士宮市、豊橋市、豊田市、高幡市、尼崎市、伊丹市、加古川市、和歌山市、高松市、熊本市、宮崎市、守口市、特別区長会</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○ 調査権限において収入額の確認ができるとのことだが、税金の申告は年に1度であるため、生活保護の要否判定において直近3か月程度の収入額を確認する場合、不正受給のおそれがあり直近の収入額を確認する必要がある場合には、税務調査では対応できないのではないか。 ○ 不正受給の見込みから、民間事業者に対する回答が得られないものもあり、本人の信頼関係を崩さないため、同意書等の添付が必要と考える。 ○ 就労先等の見込みから、正確な保護費算定を行えない場合がある。また、就労による保護費の不正受給の見込みがある場合に、その詳しきりが確認出来ない場合がある。 ○ 現在、生活保護法第29条第1項に民間事業者に対して調査を依頼しているところであるが、おむね一部の民間事業者からは拒否される例がある。 ○ 不正受給の見込みから、民間事業者に対する回答が得られないものもあり、本人の信頼関係を崩さないため、同意書等の添付が必要と考える。 ○ 金額調査を実施した際に手数料を求めることがあり、調査に支障をきたすことがある。金融機関、市町等に対する一括照会において口座が有りの場合、回答の遅延が調査の見込みであるため、市町別に照会日付の順位を照会する必要がある。そのため資産状況の確認に時間を用紙、生活保護業務の適正化について配慮することについても検討すべきである。</p> <p>○毎年度において実施するものである課税調査において、課税当時の資料の中では十分に不正等の内容を把握することはできず、特に不正な業務件数の不正に係る判断や、不正と判断した際の事務処理においては、民間事業所からの詳細な回答を必要とするが、回答のない場合もある。</p> <p>○金融機関等に対する調査において、被保護者本人の同意書を複数したものに原本証明して添付する必要があり、手数料がかかる。また、未成年者の同意における有効性について理解が得られず、回答をいたん拒否される事例が見受けられた事例がある。生活保護の適正実施に支障が生じている。</p> <p>○一部のインターネット銀行など、被保護者の調査に対する回答をいただけない現状である。金融機関や就労先等の民間事業者への調査に対する回答義務の拡大が、生活保護制度のより適正な運営を図る上で必要不可欠なものである。</p> <p>○民間事業者等への調査を行う際、本人が同意していることわかる書面を求める場合があり、調査の目的からすれば、同意しないで調査できるようにすべきと考える。</p> <p>○金融機関一括照会を行った際、市内一部金融機関から、照会の都度回答を拒否されている。回答を得られない場合については、収入の正確な把握ができる正確な保護費算定が行えないこと、また、不正受給の可能性が示唆されることがあることから、生活保護の適正実施に支障が生じている。</p> <p>○民間事業者にて生活保護法第29条に基づく照査を実施した場合に、明確な回答が得られず、収入状況等の把握が困難なケースがある。</p> <p>○就労先へ調査を依頼したが、回答を拒否された事例があり、制度改正の必要があると考える。</p> <p>○非課税所得や官公署の把握しない収入については、正確な把握が困難であり、調査権限の強化は必要である。</p>				

前回の回答においても申し上げたとおり、当該提案の重要性や実現した場合の効果については当省においても理解をしているところである。他方、生活保護法第29条に基づく調査について、民間事業者による回答を義務付けることについては、金融機関や被保護者の就労先である民間事業者に対する負担の増加につながることは間違いないと幅広く国民の理解を得ることは難しいものと理解している。その上、生活保護法においては、第28条の規定に基づき、被保護者本人に対し、資産、収入の状況等について報告を求めることがあり、当該報告の求めに応する回答を拒否するような場合には、同条第5項の規定に基づき保護の申請の却下や保護の停止、廃止も検討することができるようになっている。さらに、法第61条においては被保護者の収入等に変動があった場合に届け出する旨が規定されており、当該規定の義務が履行されていないないと認められる場合には法第27条に基づく指導を行った後、法第62条第1項及び第3項の規定に基づき、保護の停、廢止を行ふことを想定されるものである。さらにこれらの規定の実効力を担保し、保護を確実ならしめたために、法第8条において不正受給に係る徴収金の徴収が規定されおり、また、法第85条及び第86条において罰則が規定されている。つまり、法第29条の規定はこれらの方に加え、不正受給のおそれがある場合等において、運用されるものであり、同様のみによって要保護者の収入状況等を把握するものではない。

なお、税務調査によつては確認できない税情報がある時期においては、上記のような被保護者からの届出にかかる指揮指示等の対応をより確実に実施する必要があり、これらを行つたにも関わらず、次年度における税務調査により収入の過小申告等が明らかになった場合等には、法第78条の適用を検討するなどの厳正な対応をしていただいているものと理解している。

提案団体においては、生活保護制度の適正実施のため、適切な対応をされているものと認識しているが、法令上このような権限が実施機関に与えられているのであるから、関係機関の負担増となるよう法第29条の調査について回答義務の割合を検討するべきではないといつて各方面からの反論が容易に想定される。そのため、当該提案の実現は、立法過程における合意形成に大きな課題があることから、現時点では難しいものと考えている。専門部会からの「不正受給のおそれがあると認められる場合等、要件を明示して、要保護者等の就労先等となっている民間事業者に対して回答を義務付けることはできないか」という御指摘については、検討をいたるもの、不正受給の連絡が個々別の状況によって異なるため、要件に合致するような客観的な事例を示すことができず、保護の実施機関が適切に運用できる規定とすることが難いこと等の課題があるため、やはり改正は困難であるものと理解している。

一方、調査協力について何らかの形で要請すべきとの指摘については、照会先の関係機関の理解を得て、より円滑な調査の運用がなされるよう、提案団体の意見も踏まえ、具体的な対応を今後検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
181	日 地 方に對する規制緩和	医療・福祉	徴収金と保護金品の相殺(「當たつての受給者からの申出(同意)」の省略)	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限つて、徴収金と保護金品の相殺が可能となっているが、最も生活の維持に支障がない範囲内において同意を不要とすることを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 徴収金については、生活保護法の改正により、受給者の申出(同意)に基づき保護金品との相殺が可能となったところであるが、自らに不利益な処分を受けることについて同意を示さないことは、通常想定される。 現行法の規定では、同意を得られない場合には、徴収金についての相殺が行えず、納付書の利用など他の方法による納入指導を行う必要があり、収入未済の拡大を招く可能性があるところ、財源の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市民の税負担における不公平感を招くとともに、生活保護制度への信頼を失るおそれがある。	生活保護法第78条の2の規定に基づく徴収金と保護費の調整は、憲法第25条に規定する生存権に関する過去の判例を踏まえ、被保護者の申出があつたときに限定している。そのため、同意の省略を可能とする改正を行うことは困難である。	生活保護法第78条の2	厚生労働省	京都市	現行法において徴収金と保護金品を相殺できるのは、①被保護者からの申出があり、かつ②生活の維持に支障がないと認められる場合であるが、①の有無に関わらず、②について実施機関として客観的に判断する必要があり、申し出があつたとしても、生活の維持に支障があると認められる場合は、当然のことながら相殺を行なべきではない。したがって、この場合、実質的に申出を要件とする意味がない。一方、相殺をしても生活に支障が生じない場合は、申し出の有無といい不正受給者の主觀的な判断に委ねられることとなり、不正受給者間で不均衡・不平等が生じるものと考えられる。これは、そもそも生活保護法の趣旨や、生存権との関係を踏まえたうえで相殺を可能とした法改正の趣旨が不正受給の防止であったことに鑑みると、法改正の趣旨にも反するものと考えられる。 なお、過去の判例では、生活保護により保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活」(生存権)については、極めて抽象的・相対的概念であり、具体的な内容は、「生涯の発達の程度」、「経済的・社会的条件」、「一般的な国民生活の状況」等との相關関係において判断決定されるべきものであるとともに、「国の財政事情」も踏まえ、多方面にわたる専門技術的考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするとしている。 これは、国民全体の最低生活の水準についてその時々の客観的な状況によって判断すべき、ということを述べたものであり、最低生活の水準は本人の気持ちや申出で変わるものではなく、あくまで客観的な事由で決定すべきものであるから、相殺の申出の有無といい被保護者の主觀を判断要素に含めるべきではないと考えられる。		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○法78条徴収金については、同法により保護費との相殺を行うよう取り組んでいる。しかしながら、不在ながら相殺執行の相談ができないなど、申出書(同意)の微取金の困難なケースもあり、全てのケースには至っていない。本提案は、確実な微取金ができるようあり、また、不正受給者の抑制効果も期待できることから、検討してもらいたい。</p> <p>○同意の申出書を提出せざるに付し、市民団体から異議が出ているうえで、県ではすでに公团の意向に沿うよう形式変更を実施機関に指示している。不正受給を放置することは制度の信頼を損ねることで、本件だけではなく法第6条の説明など、近年被保護者から微取しなければならない書類が増えたりケースワーカーの大きな負担となっている。事務負担の軽減、徴収率の向上の両面から見ても、申出書の省略ができるよう改善された。</p> <p>○現に生活保護法第63条徴収金が発生した被保護者が法第78条の2の規定による徴収金の保護金品からの差し引きする事務負担を負うべきである旨が述べられている。申出(同意)を不要とすることで、債権管理系の事務負担を減らすものと推測される。</p> <p>○78条による徴収金については原則申請を簡便し、保護金品との相殺をすることとしている。これまで該当者上り申出の指合ひ無かったが、最も生活の維持による支障がない範囲内での相殺は申出書の提出がなくとも可能とすることで、徴収率の向上につながると考える。</p> <p>○徴収金と保護金品の相殺が制度上は可能になり、適正額の相殺を同意する受給者もいるが、一切同意しないものや、返還額があまりにも微少ななどが後を絶たない。最低生活費との関係があるにしても、徴収金が発生した原因を考慮すると、徴収金額に一定の制限を設けた上で、ある程度の強制はやむを得ないと想われる。</p> <p>○受給者の申出(同意)が得られず、徴収金收入未納額が拡大している。</p> <p>○現に生活保護法第63条による徴収金が発生する相殺が行なはず、納付書の利用など他の方法による徴収金の回収が不可能で、財政の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市町村税負担における不公平感を招くとともに生活保護制度への信頼を失うおそれがある。また同意を認めないケースに対しては、訪問、説明等時間を要し、自治体職員の生活保護業務に負担が生じることになるため、制度の必要性を感じている。</p> <p>○生活保護法第78条の2については、事例のとおり、本人の同意を得ないと保護金品との相殺を行うことができないことは、收入未納の拡大を招くおそれがあり、そもそも法第78条を使用すること自体が不正受給であることを考慮する。生活に支障をきたさない範囲内で本人の同意を得ることなく、実施機関が保護金品と相殺できるようにする方が良いと考える。</p> <p>○徴収金についての同意を拒む被保護受給者がいる可能性があることから、同意がなくとも相殺ができるよう法改正が求められる。</p> <p>○徴収金については、不実の申請や不正確手段により発生したものであるとか、保護金品との相殺による保護費支給の回収などを実施機関が行なうことが適正な徴収を継続して行なう必要があると考える。また法第78条による徴収金の件数を上回っている。法第63条による返還金を納付する保護受給者から、保護金品との相殺を望む声があるため、法第63条による返還金においても受給者が申出(同意)を得た上で相殺を行えるよう法改正を求める。</p> <p>○徴収金の納入向上と再発減少の効果があると考えるが、最低生活の維持に支障がない範囲での金額設定を一方的に行なうには不安がある。</p> <p>○同意を示さない事例があり、納入指導に苦慮している。</p> <p>○收入未納の拡大を防ぐため、受給者が徴収金と保護金品との相殺に同意しない場合、納付書による納入指導のほか窓口での保護費支給時の回収などを実施している。当該見直しが実施されると、国民の生活保護制度への信頼性の向上と実施機関の業務量軽減につながると考える。</p> <p>○徴収金については、同意を得られない場合に、保護費との相殺が行えず、納入指導を行なうも、收入未納の課題は解消されない。</p> <p>○同意が得られない場合があり、最低生活の維持に支障がない範囲の認定方法を確立した上の対応は必要と考える。</p> <p>○同意を得られない場合は納付書により返還せているが、納定期限を超過しても納付がない事例は常に発生している。</p> <p>○不正受給事例に対するケースワーカーは、受給者に対し徴収金として保護費の返還となることの説明と今後正しく申告を行なう指導を行なわなければならない。さらに徴収金と保護費の相殺についての同意を得るために説明と説得を行なわなければならないことが大きな負担となっており、提案事項のとおり徴収金と保護金品の相殺に当たっての受給者からの申出(同意)の省略をお願いする。</p> <p>○保護費の保護金品について、同意を得ることができない事例で法第78条の2を適用できないケースが発生している。京都府の意見と同様に、保護費の保護金品と徴収金の金額以内に限った形での徴収金と保護金品の相殺を行なうべきである。</p> <p>○提案に記載の支障が生じている事例があるため、制度改正の必要があると考える。</p> <p>○精神疾患等のため、徴収金と保護金品の相殺への同意が得られず、相殺できない事例がある。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p> <p>生活保護法第69条において、「保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り受けすることができる」という受給権の保護が規定されているが、法第78条の2に基づく、法第78条の規定による徴収金と保護金品の調整は、当該規定の例外となるものである。</p> <p>この点、法第59条において受給権の保護が規定されている趣旨は、保護を受ける権利が、帰属上の一身専属権であって、譲渡性のないことを明確にしてその移転を防止することで、保護の実施機関が決定した通りに保護金品が被保護者に行き渡り、これらが有効かつ適切に使用されることで保護の目的が達成されることを担保することである。</p> <p>そのため、現行法第78条の2に規定されるように保護金品と徴収金の調整を行うことは、厳密に言えば、最低生活費を割り込むこととなる點で生活することを被保護者に強いこととなるため、平成25年の法改正以前においては不可能であった。</p> <p>しかしながら、地方公共団体の首長等も考えて議論が行われた「社会保障審議会生活困窮者の生活支援在方にに関する特別部会」において、不正受給対策の強化が必要であるという意見が多くなったことを踏まえて、法制的な検討を行い、本人の同意があった場合に適用を限ることで、被保護者が権利として保障される最低生活水準を下回る状態となることを自己の判断で許容したことらえることが可能であるから、法第59条の例外として平成25年の法改正により法第78条の2を新設したものである。なお、この特別部会においては、当該規定の新設自体に対して否定的な考えも示されていた。</p> <p>また、判例との関係においては、提案団体御指摘の親点からの検討では足らず、立法措置が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱、濫用と見ざるを得ない場合において、憲法第25条違反となることとされる必要があり、全額公費で賄われている保護費に係る不正受給対策として当該規定が必要不可欠であると言えること、本条の適用があるのは不正受給に係る返還金が未返済でかつ自ら申出をしたものに限っているという立法措置を講ずることで、生存権を侵害しないことを確定なものとしているものである。</p> <p>平成25年の法改正時においては、政府内での法案策定の手続及び国会審議の過程等でこれら考え方が肯定されたものであると考えており、また、上記のとおり提案内容が生活保護受給者の権利を侵害し、法の趣旨を没却すると評価されるおそれのある改正を行うことは考えていない。</p>			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
300	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	被保護者の選及年金受給に係る自治体の代理受領	【制度改正の必要性】 無年金の生活保護受給者が、実施機関の指導により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金を遡及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、実施機関に返還しなければならない。しかし、遡及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握することは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の事実が判明し、被保護者に同法第63条に基づく費用返還を請求しても、既に費消している場合が少なくない。また、その費消が悪意のもとになされたとみなされるならば、不正受給事件となる。 さらに、平成29年4月に年金受給資格期間の短縮化がなされることから、遡及年金を受給する被保護者が増加することが見込まれる。 同法第63条に基づく費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実施にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。 【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遡及年金の受給ケースが、315,075,733円(296件)であった。受給の理由は、①未手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診日に遡及)等が挙げられるが、これらは年金調査員の活用やカースワーカーの指導等により発覚する場合が大半であり、制度として遡及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚していない遡及年金の受給も十分に考えられる。	生活保護法第63条及び第78条	厚生労働省 千葉市	公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼得能力を喪失し、または減退した者が、その後の生活を維持できるように所得保障を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、譲り渡すことのできない一身専属のものであるとされています。 このよう規定が設けられている趣旨は、受給権者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというものであり、もしくはこのような規定がない場合には、仮に他法の規定に基づく処分を実施するためであつたとしても、受給権者の生活を維持するという年金法における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考えられるここから、年金の給付を受ける権利を譲り渡すことは、「国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条第1項の規定により禁止されている」ところである。 また、生活保護法第63条に基づく請求権については、同案において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されているが、実施機関が本人に支給される給付を代理受領することとはされていない。 したがって、ご提示のあった支障に対して、年金の受給権が遡及して発生した被保護者に代わって、自治体が年金を代理受領できるようにするというご提案を制度化することで対応することは困難であると考えている。	提案の趣旨は、生活保護法第63条等の規定による事務処理にあたり、自治体が本人に代わって年金を代理受領できるよう、生活保護法等を改正することを求めているものである。 生活保護制度は、年金の受給資格という資力を持つ者であっても、生活保護法第4条第3項の規定による急迫した事由がある場合などにおいては、一旦保護を適用しその者の生活を保障した上で、年金受給手続きが完了したときは、生活保護法第63条の規定により、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で、実施機関の定める額を返還しなければならないという規定に基づいて行われている。 上記のような状況で保護費受給後、遡って年金が支給されることになった者は、保護の実施により最底生活が維持されているものであり、この年金を生活保護法第63条による医療对象としても、最底限の生活が損なわれるものではなく、回答の「年金法における基本的な趣旨が損なわれるおそれ」はないものと考る。 また、国民年金法第24条等においては、ただし書きにより「年金給付を受ける権利を別に法律で定めるとこにより担保に供する場合や、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合」は、権利を譲り渡すこと等を禁止することの規定が設けられている。 したがって、生活保護法第63条の趣旨による費用返還を安定的に履行するため、生活保護法において自治体が本人に支給される給付を代理受領できる規定を設けるとともに、国民年金等各種年金法の権利保護の除外規定に、生活保護法第63条等に基づく請求権を追加するなどの方法を検討していただきたい。				

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○生活保護受給者が年金を超過して受給した場合、法63条により返還してもらうこととなるが、福祉事務所に収入届出をせざる者に対する年金の受給資格が短縮されると、超過年金を受給する被保護者が一齊にいるため、福祉事務所での交付指揮が困難である。</p> <p>○年金の超過と支給については、受給した際は返還や申告するよう指導しているが、実施機関が把握する前に返還しません。その後を絶たれてしまうと、年金支給は多額の返還の場合が多い。結果、差額金として処理するとしても、それが、法63条返還金となるが、保険費との相殺ができないため、納付が滞ることも多く、債権額が増加してしまう。</p> <p>○平成26年度に年金の超過と支給により生活保護法第63条を適用した事例が2件であったが、ケースワーカーが当該事例を把握した時点では既に費用削減しているケースもあり、年度末に返還となつたのは、約8割程度であった。資金の発生日と支給した保険品の範囲内で実施機関が当該年金を受領できるようにすることで、債権管理に係る事務が経済されるものと推測される。</p> <p>○山形市においても、遅延年金を受給し、63-78条に基づき請求しているケースがある。法改正等により生活保護受給者の超過と年金について、福祉事務所が受給をやめることになれば、より生活保護の適正実施に貢献するものと考える。</p> <p>○年金の超過と支給されても、消費するケースもあり、過支給分の返還に時間のかかる場合があることから、自治体代理受領をさくらうのが適正です。</p> <p>○年金受給開始後の遅延分の不正受給は、当市においても多数のケースがあり、対応に苦慮しているところである。受給者がいつ申請し、いつ支給分の振込が生じるかなどについては、現在のところ、報告に記載するしかないので照会はイメージで行なうが、返却の際には誤算で年金を支給する悪質なケースが後を絶たない。遅延と年金の自治体への直接支払い、不正受給防止の一つの有効手段になるものと思われる。</p> <p>○序文で確認したこととおり、平成26年度に年金により法第63条適用となったものは、23件(16,741,613円)と確認された。</p> <p>○最も限度の生活を送っている生活保護受給者が、年金の超過と支給で多額の金銭を有した場合、たとえ福祉事務所が年金を支給しても、年金を支給されないと状況を把握していないと、費用削減しているなどと括弧添てからえられない現象が生じる。されど、年金支給の際に年金受給者から返還金等を支給する旨を明確に記載して福祉事務所に返納しないければならぬ。その間は、最低生活費を割り込む生活をすることとなる。</p> <p>○平成26年度生活保護受給者による遅延年金の受給ケースは、15,045,439円(23件)であった。</p> <p>○要保護年金を申告せずに費消していくまい、生活保護法第63条に基づき返還を求めても、返還困難となる事例少ないと。</p> <p>○要保護年金を申告せずに費消していくまい、生活保護法第63条に基づき返還を求めても、返還困難となる事例少ないと。</p> <p>○要保護年金を申告せると、保護受給者は一度に多額の金銭を受領することになるため、その支給を適切に把握し、支給した保護年金と年金を費消す前に遅延して返還されることは生活保護を実施する上重要な問題である。そこで、年金を支給する際は、年金受給者に返還金等を支給する旨を明確に記載提供を行ってもらおうよと福祉事務所での協議を実施する。</p> <p>仙台市、能代市、由利本荘市、山形市、東根市、小山市、山形市、東根市、柏原市、大和市、綾瀬市、瑞穂市、熱海市、富士宮市、伊東市、豊橋市、豊田市、高萩市、市、加古川市、熊本市、中津市、宮崎市、小林市、高知県</p> <p>【全国市長会】</p> <p>遅延年金の受給情報を即時的に自治体が照会できるような制度構築など、提案の趣旨を尊重した積極的な検討を求める。</p>				

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
301	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	<p><b>【制度改正の必要性】</b> 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があつたとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した理由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用されないとすると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることになり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。</p> <p><b>【支障事例】</b> 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。</p>	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市	ご要望の「生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正」の可否については、まずは破産法上の観点からご検討いただきたい。	<p>初めに、いただいた回答は、法務省・厚生労働省それぞれの立場での回答と理解するが、互いに相反するものであるため、提案事項に対する統一した国としてのご回答をいただきたい。</p> <p>法務省回答では、生活保護法に基づく費用返還請求権等に、生活保護法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などとすることを検討すべきされているが、この点については生活保護法の改正による対応をご検討いただきたい。</p> <p>ただし、生活保護法第63条や第78条の適用により、返還債務を負うことになった被保護者には、当該債務を一括で返還できない状況にある者が多く、これらの者に対しては、最低生活維持の観点から、必要に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項により、履行期限を延長し当該債権の金額を分割して返還させる措置を講じる必要がある。</p> <p>このような措置を講じる場合は、地方自治法による請求権とした上で履行期限を設ける必要があるため、国税徴収の例による請求権だけではなく、地方自治法による請求権に対応した破産法第253条における非免責債権としての規定や、破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外規定等、破産法上、当該債権を特別な扱いとする規定を設ける必要があるので、この点についてもご検討いただきたい。</p>		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
<p>○同様の事例があり、63条で返還済であったが、調べたところ、判決例が勝訴例と敗訴例と半々であった。裁判となった場合に市の持ち出しどなる弁護士費用と比較するど少額の63条であったため、費用対効果を鑑み、収納後の返還金を戻出した。上記の事例から、提案のとおり改正を求める。</p> <p>○保護受給者が破産申し立てを行った際に、本市において決定した就労収入無申告による生活保護法第78条による微収金までも免責決定されてしまった。</p> <p>○現状では、偏頗弁済にあたる可能性が高いと判断し、法63条については、返還決定をした上で、一債権者として裁判所の判断を仰いでいる。</p> <p>一方で法78条微収決定については、破産法53条第2号の不法行為にあたる可能性がある場合もあり、「意見申述書」が送付された場合は、その旨を申述することはあるが、裁判所の判断を仰いでいる。</p> <p>特に法78条微収決定については、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費に対して法63条適用による費用返還額のうち、未納額について、他の債務と同様に破産・免責の対象として取扱われた事例が複数あり、法78条による費用微収額においても同様である。</p> <p>また、「破産・免責されるべき性質の債権ではない」とことを申し立てても、結果、破産・免責の決定がなされている現状がある。</p> <p>○自己破産申し立てにより生活保護法第63条の費用返還金が免責扱いされた事案があった。</p> <p>○生活保護法第78条に基づく債権が、裁判所において免責されたことがあることから、破産法第253条において非免責債権として明記する等の改正を求める。</p> <p>○生活保護受給開始後に自己破産した被保護者が生活保護法第63条の費用償還を受けたものの一部を返還する事案が生じている。</p> <p>○63条・78条による債権がある被保護者が自己破産を申請し、免責決定される事例が散見されている。</p> <p>○資力があるにもかかわらず、急追の場合等において現行制度上は必要な保護をする必要が実施機関に求められている。しかし、破産に基づき免責債権となると生活保護法の公平な実施、適正な運用が困難となることが懸念される。</p> <p>【支障事例】</p> <p>生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受ける、又は同法第78条の費用微収をすることができない。</p> <p>○自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用返還を受けたことについて、破産管財人から判例上認められていないとの指摘を受け、破産管財人へ返還した事例がある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>生活保護法第63条及び第78条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。</p>	<p>○ 生活保護法第78条に基づく費用微収権の破産法上における取扱いについては地方自治体に周知するとのことだが、具体的な周知方法、スケジュールについてはどのようにお考えか。</p> <p>○ 生活保護法第63条に基づく費用返還請求権について、同法第78条と同様の法制上の措置が可能かどうかを御検討いただけどことだが、その後の検討状況はいかがか。</p>	<p>生活保護法第78条の微収金については、生活保護法の一部を改正する法律の施行により、同条第4項の規定に基づき、国税微収の例により微収することができるようだところである。これにより同条の規定に基づく債権については、破産法上、同法第97条第4号に規定する租税等の請求権に該当し、同法第163条第3項の規定に基づき偏頗行為の否認の例外とされ、さらに同法第253条の規定に基づく免責許可の決定の効力が及ばないとなる。このことについては平成27年9月から10月にかけて開催される全国の都道府県等の生活保護担当者会議において周知を行っているところである。</p> <p>一方、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還請求権を「国税滞納処分の例」により微収することについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同請求権の発生原因が実施機関の扶助費の算定誤り等の事務系統上の瑕疵を原因とする場合があり、このような場合において国税滞納処分の例により微収することの妥当性</li> <li>② 他の法令において国税滞納処分の例により微収されることとされている債権との均衡</li> <li>③ 改正を実現した場合において可能となる、多くの資産を有することが想定されにくい被保護者について、差押えをはじめとした国税滞納処分を行うことの妥当性及び効用</li> </ol> <p>などの論点を踏まえつつ、検討を行っているところであるが、その際特に③については、平成25年度の改正で法78条が国税微収の例により微収できることとされたことの施行状況を把握することや、被保護者の受給権にも関わるものであるから立法過程における様々な意見を踏まえることが必要であると考えている。</p>	



＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
福島県、栃木県、神奈川県、茅ヶ崎市、長野県	<p>○本市でも公衆衛生医師の確保に苦慮している。全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、保健所長の兼務割合が高くなっていることから、国において公衆衛生医師の確保・育成の取組みの充実・強化を図る必要がある。</p> <p>○公衆衛生医師が不足していること、さらに保健所長に適した人材の確保も困難な状況となっている。保健所内において所長以外の職員に医師を配置する場合等、公衆衛生活動の中心的機関として地域住民の健康の保持増進に寄与するという保健所の役割と保健所における医師としての専門的知識の必要性を確保することを条件に、所長の医師資格要件を緩和してもらえば、地域の実情に応じた対応や柔軟な人事配置も可能となる。</p> <p>○本県においては、12箇所ある保健所に所長は9名で、3箇所の保健所長は他保健所との兼務である。9名のうち定年延長している職員が1名、今後5年間で65歳に達する者が4名いるなど、保健所長に医師を充てることが非常に厳しい状況である。</p> <p>○保健所長の資格要件を新たに医師の確保は、大きな課題であると認識しており、医師の採用活動には特に力を入れ取り組む予定であるが、保健所長によるさわしい実務経験等を有する医師ができないケースも想定される。本県においては公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、国においては公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、その指定要件が緩和されることが最も望ましいと考えるが、同法施行令第4条第2項及び第3項が緩和されることは現実的である。若手医師を育成に係る抜本的な取組を図られたい。</p> <p>○当県においても埼玉県と同様に、公衆衛生医師の不足により、保健所長の業務が生じている。積極的に人材活動を行っているが、場合によっては兼務箇所を増やすざるを得ないことも想定される。</p>	<p>【全国知事会】 保健所長の資格要件を条例委任（参酌基準）すべき。</p> <p>それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、全国的に公衆衛生医師の確保が困難な状況であり、国においては公衆衛生医師の確保・育成に係る抜本的な取組を図られたい。</p>	<p>○以下のような視点で、医師以外の職員を保健所長に充てることができる特例期間を延長するなど、医師と同等以上の医学的な知見があると認められた者については、特例を安定的に活用することができるようすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年に特例が設けられて以降10年余りが経過し、公衆衛生医師の確保はますます困難になっているのではないか。責省が主張する医師数の増加、医学部の定員増だけで、直ちに公衆衛生医師の増加を見込めないのではないか。増加が見込まれるのであれば、具体的なデータを示されたい。</li> <li>・486ある保健所のうち55の保健所において、保健所長の兼務が継続しているのは、行政の方針として危機的である。保健所の業務の質と機能を高く保つために所長を医師とすべきという考え方方が、保健所長の兼務状況の拡大を招き、むしろ保健所の体制強化を妨げているのではないか。</li> <li>・特例が設けられて以降10年余りの間に、兼務が多数ある中で特例の活用実績が2件のみであるということより、特例が活用しやすい制度であり、何らかの見直しが必要ではないか。</li> </ul> <p>○特例の適用に関する通知によれば、任命権者が同一か否かにかかわらず、保健所を変えれば、当該医師でない者は4年を超えて保健所長に就くことができる解除される。そもそも保健所を変えれば4年を超えて特例を継続できるという運用を認めていなければ、それに合わせて政令の規定を改めるべきではないか。</p> <p>○仮に、特例期間の延長が困難であっても、公衆衛生医師の確保について、何らかの抜本的な対応を検討し、地方公共団体に示すべき時期に来ているのではないか。</p>	<p>保健所長の医師資格要件の例外規定については、医師の確保の施策の実施に最大限努力したものからわらず、確保ができない場合において、2年以内の期間を限りやむを得ない理由があるときは1回に限り延長可)、地域保健法施行令第4条第2項第1号から第3号のいずれにも該当する場合には、医師以外の地方公共団体の職員をもって保健所長とすることを例外的に認めているものである。</p> <p>昨今の新型インフルエンザ、MERS、エボラ出血熱等の新興感染症の発生等、住民に対して多大なる危機管理課題もある状況を踏まえると、保健所の業務の質と機能を高く保つためにも保健所長が医師である必要があると考えている。</p> <p>○指摘の通知の解釈や特例制度の見直しについては、先日の提案募集検討専門部会の御指摘も踏まえ、現在、保健所の業務の実態や特例制度等に關して地方自治体へアンケートを実施しているところであり、その結果も踏まえて検討する必要があると考えている。</p> <p>また、平成22年度より、地域医療等に從事する明確な意思をもった学生の選抜枠である「地域枠」が大学学部に設定されており、平成22年度地域枠入学定員の313名が平成28年度に卒業見込みとなっている(平成29年度は372名、平成30年度は437名が卒業見込み)。地域枠への入学者は、都道府県が設立する奨学生の受給が要件となり、例えば、賞与額は月額10～15万円、6年間で概ね1,200万円前後であり、医師免許取得後、地域医療等に一定期間從事した場合、奨学生の返還が免除される。この仕組みにより、地域医療の現場に若手医師が入ることで、管理運営世代の医師が保健所長としての勤務を希望した場合に、公衆衛生の現場で勤務していくこととなるなど、地域医療における弾力的な人手調整が可能になり、公衆衛生医師の確保につながるものと考えている。</p> <p>さらには、自治体へのアンケートによって、公衆衛生医師確保の好事例を収集し、確保に苦慮している自治体に提供を行うとともに、公衆衛生医師確保推進登録事業の登録者数を増やすため、自治体の協力を得て、公的な医療機関を通じて周知する予定である。</p>
豊橋市、高知県	<p>○厚生労働省は指定に関する検討会を開催して指定(更新)の可否を行っているが、結果が出るまでに都道府県、国との回の審査を経由しなくてはならず、時間が掛っている現状がある。指定(更新)申請する医療機関としては、速やかな結果連絡を望んでいる。提案内容どおり国が結果を出す前に既に地域医療の実情、実態を把握している都道府県が指定要件の審査を行っていることもあり、その指定権限を国から都道府県に委託をして事務の簡素化、効率化、迅速化を図ることが出来るのではないかと判断する。</p> <p>※指定権限を移譲する場合、都道府県ごとに格差が生じないようすべきである。</p> <p>○国への更新申請の提出は10月末日であるが、審査は3月頃であり、審査期間に時間を要している現状がある。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 病院の偏在につながることがないよう、十分に検討すること。</p>		<p>指定要件を満たしていないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、都道府県において厳格な審査が実施されているとは言えない状況であることから、病院の地域偏在につながることがないようにするためにも、国において審査する必要がある。</p> <p>なお、都道府県に整備指針の趣旨が十分に浸透するよう周知を図ってまいりたい。</p>
豊橋市、萩市、高知県	<p>○厚生労働省は指定に関する検討会を開催して指定(更新)の可否を行っているが、結果が出るまでに都道府県、国との回の審査を経由しなくてはならず、時間が掛っている現状がある。指定(更新)申請する医療機関としては、速やかな結果連絡を望んでいる。提案内容どおり国が結果を出す前に既に地域医療の実情、実態を把握している都道府県が指定要件の審査を行っていることもあり、その指定権限を国から都道府県に委託をして事務の簡素化、効率化、迅速化を図ることが出来るのではないかと判断する。</p> <p>※指定権限を移譲する場合、都道府県ごとに格差が生じないようすべきである。</p> <p>○国への更新申請の提出は10月末日であるが、審査は3月頃であり、審査期間に時間を要している現状がある。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 病院の偏在につながることがないよう、十分に検討すること。</p>		<p>指定要件を満たしていないにも関わらず都道府県が推薦してきた事例が多数あり、都道府県において厳格な審査が実施されているとは言えない状況であることから、病院の地域偏在につながることがないようにするためにも、国において審査する必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
115	A. 権限移譲	医療・福祉	難病法における医療費助成制度の実施主体に保健所設置市に追加すること	【支障事例】 現在は、保健所設置市に申請受付等の事務を委託しているが、申請受付等に係る全ての事務を委託しない(委託できない)ため、患者者は、保健所で対応できない手続き(高額療養費の適用区分欄の記載変更等)については、県庁まで来所する必要があり、患者等によっては、混乱を招くとともに二度手間となっている。また、その際に、療養の支援に関する相談があつても、保健所設置市に連絡することは可能であるが、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイルヒートに対応できない場合がある。  【改正の必要性】 患者等との相談のきっかけとなる医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、患者等の難病に関する相談等窓口の一元化が図られ、ワンストップサービスにもつながり、患者等の負担が軽減される。また、保健所が実施する難病患者支援事業や実態把握などに医療費助成受給者の情報を利用することが可能となり、患者や地域の実情に合った取り組みができるとともに、保健所の機能強化につながる。国は、法施行後5年以内を目途として検討すること(法附則第2条)となっていることから、法施行後の早期に、検討に当たっての基本的な考え方、方向性等について確認することで、難病患者の支援体制整備等の見直しや推進に活かすことができる。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第40条	厚生労働省	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	住民に対して直接的にサービスを提供するものについては、住民に身近な行政は可能な限り住民に近い地方自治体で行なうべきであるとの考え方に基づき、平成30年4月から指定都市に権限移譲を行い、福祉・保健にまたがる総合的な実施主体として難病患者を支える仕組みとすることを難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」といいます。)第40条及び附則第1条に規定している。 一方で、難病法案作成に当たって中核市に対するアンケートを行ったところ、権限移譲について懸念する意見が多く示されたことに鑑み、保健所設置市を医療費助成制度の実施主体とすることについては、平成30年の指定都市への権限移譲の施行状況を勘案しつつ検討する必要がある。	【現状】 ・難病特別対策推進事業で、難病患者等の直接的支援である相談・訪問等の「難病患者地域支援対策推進事業」については、住民に身近な地方自治体として保健所設置市においても実施している。 ・難病法の施行により障害者総合支援法の対象疾病も拡大され、難病患者等に適切な福祉サービスを速やかに提供するために、相談窓口は市町村となっている。 ・小児慢性特定疾病医療費助成制度は、既に保健所設置市も実施主体としての実績があり、難病医療費助成制度とのトランジションも検討され、総合的な医療体制整備が求められている。 ・難病医療費助成制度の相談・申請は、難病患者等が相談するきっかけや機会となつていい。 ・難病医療費助成制度においてもマイナンバー制度を活用することとなっており、申請者は、手続きの簡略化のメリットがあるが、制度の導入時期が目前となっており、準備が急務となっている。 以上のことから、難病患者等に対する直接的なサービスを実施している保健所設置市において、医療費助成の実施主体となることは可能であり、保健所設置市が懸念している事項について、平成30年の指定都市への権限移譲の施行状況を勘案するまでもなく、指定都市と同時期の実施を今から検討することは可能であり、対応することが必要であると考える。			
267	B. 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病患者からの更新手続きの簡素化及び、特定期間医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	【提案の経緯・事情変更】 難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多い中、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な添付資料の提出を求められている。 また、国では、平成21年度からすべて「一般」としていった高額療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分毎の自己負担限度額を設定した。しかし、22年度全国衛生部長会調査結果では、「低所得者」区分該当者が国の想定を下回っていたことにより、21年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないと言われている。 患者団体から複数年に一度にしてほしいとの要望が常に寄せられている。とりわけ、住民票については、昨年度から変更がなければ提出する必要性は乏しく、また介護保険証の写しについても、特に使用要件もはっきりしておらず、患者への説明にも苦慮している。 また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証持者は36,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。 【効果・必要性】 指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。 高齢者扶養所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」といいます。)の基本理念である難病の克服に向けて、長期的な病状の変化を把握することが必要であるため、1年に一度支給認定の手続きを行う必要があると考へている。なお、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条第2項の規定により、患者に提出を求める書類のうち、公簿等で確認ができるときは当該書類を省略せざることができるものとしている。 高額療養費の所得区分(適用区分)の照会事務については、医療保険により支給される額は適切に公費に優先して支払われるべきものである。また、低所得者層と上位所得者層の割合は、平成26年の難病法案作成時に、それぞれ23%、8%と試算しており、一定の公費負担の削減効果が見込まれている。したがって、適切な公費負担医療制度の運営のためには、適用区分の照会事務を継続する必要がある。	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	「長期的な病状の変化を把握する必要がある」との回答だが、難病は病状の変化があまりない患者が多いことから、膨大な添付資料を求められる受給者証の更新を毎年行なうことは不要だと考える。 申請書類の簡略化においては、都道府県の立場で公簿(市民民税課税の情報など)を確認できる機会は、ほとんど皆無である。 高額療養費の所得区分の照会事務について、新制度は自己負担の階層区分の根拠が医療保険の基準世帯ととなったことも影響し、医療機関からの「適用区分」について、「階層区分」と「適用区分」が一致しない等と言った照会が増加している。高齢者扶養所得区分の廃止を含め、事務の簡素化を検討すること。				

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
青森県、千葉県、神奈川県、鹿児島県	<p>○本県では保健所設置市に申請受付等の事務を委託しておらず、患者にとっては医療費助成申請等の手続窓口が県保健所、療養の相談・支援が市保健所と分かれ、ワンストップサービスとなっていない現状にある。医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、ワンストップサービスを実現し、患者の利便性が利便性の向上を図ることができる。</p> <p>○相談等窓口の一元化が図れるとワク・ストップサービスにつながること等のメリットには賛同する。また、小児慢性特定疾患が中核市に移譲されている実態もあり、事務処理上では不可能ではないと思われるが、課題は的确の確保である。当市のH27年度小児慢性特定疾患の予算は、総額費で約1千56万円、医療費だけでも千円で計上されている。これを難病に置き換えた場合、医療費受給者証の対象者はH26年度現在2,091人であり、単純計算で1億2千円を超える財源が必要となる。この課題がクリアされれば移譲は不可能ではないと考える。</p> <p>○現在、本県においても保健所設置市に窓口受付業務を委託しているが、地域に身近な保健所等の窓口で受給者証の交付にまでワンストップで手段が可能となることが望ましい。本業務の成立30年からの指定都市への移管に加え、保健所設置市も実施主体となることが患者の利便性と負担軽減につながると考える。</p> <p>○当県においても保健所設置市に申請受付等の事務の一部を委託しているため、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイムリーに対応できない場合もある。</p> <p>○同提案に賛同する。本県では、協定を結び保健所設置市で受理している項目もあるが、受理後県庁に書類を進呈してもらい、県庁で処理しているため、県保健所で申請した県民の方より時間がかかっている。受理したところで処理しないことは、タイムラグを招いており、苦情の一つとなっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、医療費助成制度の実施主体に保健所設置市も加えるべきである。</p> <p>【全国市長会】 保健所設置市への移譲については、手挙げ方式による移譲を検討すること。</p>		<p>平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の検討過程において、厚生労働省としては、できるだけ住民に身近な行政は可能な限り住民に近い地方自治体で行なうことができるようになるという考え方に基づき、指定都市だけではなく、中核市も実施主体となるべく検討を行ったが、賛成意見がなく、今後の検討課題となったところ。(保健所設置市は、指定都市十中核市+7市) 厚生労働省としては、他の中核市の意向もよく踏まえる必要があるが、まずは平成30年の政令指定都市への移行状況を踏まえつつ、中核市への権限移譲について、引き続き検討したい。</p>
青森県、岩手県、いわき市、千葉県、八王子市、愛知県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	<p>○難病は長期の療養を必要とするものであり、更新申請のため毎年の診断書作成は患者の負担も大きく、簡素化が必要と思われる。また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、これらの作業に多大な手間と時間を要し、受給者証発行までに2ヶ月以上を要している状況にあり、早期交付の妨げになっている。高額療養費の所得区分の記載を不要とすることにより、事務手続の迅速化を図ることができる。</p> <p>○特定医療費支給認定の有効期間は、厚生労働省令第31条において1年以内とされており、本県においては、9月30日を有効期間の終期としている。患者に対しては、毎年更新申請手続きを求めており、更新申請には、当該年度の市町村課税所得課税証明書等を添付する必要である。市町村において所持税証明書の発行が可能となる6月中旬から更新申請手続が行われる。疾病拡大以前の旧制度(成25年度)における更新分の受給者証交付について、更新対象者は8,786名のうち、有効期間満了前に医療受給者証を交付できたのは7,720名であった。医療費助成の法定化により対象疾病が拡大され、医療受給者の増加が見込まれる中、有効期間満了前までの医療受給者証の円滑な交付が難しい状況となっている。特に、旧制度における財政負担規模を約2割縮小する目的で、平成21年度より運用されている医療受給者証への適用区分の記載について、効果の検証・評価結果が示されないまま、新制度においても同様の取扱いとされているが、当該事務にかかる負担は膨大なものがあり、円滑な受給者証交付に支障をきたしていることから、廃止を求めるもの。</p> <p>○県からの委任事務として、指定難病患者からの申請書受理等の業務を行っているところであるが、対象患者にとっては、病状の変化があまりない中でも、受給者証の更新手続きを毎年行う必要があるほか、更新手続きに併せ、膨大な資料の提出を求められるなどともに、対象患者に至らす待ち時間等において不便をかけている。また、例年、集中受付月を設けて更新手続きの申請受付を実施しているが、当該月に対象患者が一齊に来所するため、窓口の対応等に担当者が苦慮するなどともに、対象患者に至らす待ち時間等において不便をかけている。</p> <p>○現在、新規申請の認定結果が患者に通知されるまでに3ヶ月以上の時間がかかっており、申請した患者から医療券が届かないという声が多く聞かれる。申請後に病状が悪化した場合、3ヶ月以上も待たされた結果、再度申請をしても、助成開始日が大幅にずれ込んでしまうので、認定結果を待つ患者にとっては不安材料となっている。また、住民票についても、保険世帯員を把握するために住民票の提出を求めるが、住民票の記載内容だけでは誰が同じ保険に加入しているか把握できない。発行のための手数料もかかるため、患者の負担にかかる。</p> <p>○難病受給者証所持者は、40,741人(H27.3現在)もあり、新規申請者の受給者証発行までに2ヶ月以上に亘る時間を要するところである。</p> <p>○現在、新規申請の認定結果が患者に通知されるまでに3ヶ月以上の時間がかかっており、申請した患者から医療券が届かないという声が多く聞かれる。申請後に病状が悪化した場合、3ヶ月以上も待たされた結果、再度申請をしても、助成開始日が大幅にずれ込んでしまうので、認定結果を待つ患者にとっては不安材料となっている。また、住民票についても、保険世帯員を把握するために住民票の提出を求めるが、住民票の記載内容だけでは誰が同じ保険に加入しているか把握できない。発行のための手数料もかかるため、患者の負担にかかる。</p> <p>○難病受給者証所持者は、40,741人(H27.3現在)もあり、特に高額療養費の所得区分の照会については、膨大な事務量となつており、受給者証発行までに3ヶ月以上に亘る時間を要するところである。</p> <p>○指定難病の患者には高齢者も多く、毎年の更新手続きが患者の負担となっている。更新を隔年更新することで、患者の負担軽減が図られる。また、高額療養費の適用区分の記載では、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認の上、受給者証に記載するまでに2週間程度を要し、申請者への受給者証の早期交付の妨げとなっていることから、廃止すべきである。</p> <p>○前身の特定疾患治療研究事業においても対象者が毎年度5%ずつ伸びており、毎年の更新申請処理業務の負担は患者、臨床調査個人票を作成する医師、行政庁において年々大きくなっていたところである。そのような中で、医療費助成の対象者は、難病法の施行に伴う対象疾病的拡充により大きくなることが見込まれている。</p>	<p>【全国知事会】 高額療養費の所得区分の取扱いについて は、患者及び保険者の負担をはじめ、当該事務に要する都道府県の負担が膨大なものであることから、早急に廃止するべきである。 【全国市長会】 指定難病患者の手続きの軽減及び事務の簡素化について、十分に検討すること。</p>		<p>難病の医療費助成制度は、難病の治療方法を確立するための調査研究と療養費の助成を行うことを目的としており、難病の病状の変化を把握することは、難病の研究に必要不可欠のものである。また、難病患者は病状が日々変化するため、医療費助成を受ける必要があるかどうか適切に確認する必要がある。このため、支給認定の有効期間は1年間としているところであり、これを変更することは困難である。</p> <p>高額療養費の所得区分の照会事務については、医療保険から支給される給付は消費税を財源とする難病の医療費助成に優先して支払われるべきものであり、適切な制度運営のために廃止することは困難である。</p> <p>なお、事務負担の簡素化については、事務の実施状況、マイナンバーの施行状況等を踏まえつつ、検討したい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
308	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となり、患者が転院等により受診医療機関を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。また、受診医療機関を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が転院等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。 また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条4項	厚生労働省	宮城県、岩手県、広島県			難病の医療費助成制度において医療受給者証に受療を希望する指定医療機関の名称を記載するにについて、良質かつ適切な特定医療を実施するために必要な措置であることは了解しているが、今回の提案の趣旨は、受給者の利便性向上及び自治体の事務量の削減を目的としたものであり、容認の急変等による受診医療機関の変更が容易にできるよう受給者証への指定医療機関の記載を省略する等、受給者及び自治体にとってより利用しやすい制度への変更について、検討をお願いしたい。		
142	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度(受給者証における高額療養費の所得区分の記載)について、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当面の取扱いについてにより、受給者証には特定医療費に係る所得区分だけではなく、高額療養費の適用区分の記載が求められている。(法的には、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく)。一方で、一般的に、入院等で医療費が高額になることが見込まれる患者の多くは、高額療養費制度における限度額適用認定申請を行い、別途適用区分を証明する認定証を所持していることから、難病医療費受給者証に高額療養費の所得区分を記載するメリットは見出しづら。	【制度の概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく医療費助成制度は、受給者に対して、指定難病の治療のために受診した複数の指定医療機関での負担額について、受給者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当面の取扱いについてにより、受給者証には特定医療費に係る所得区分だけではなく、高額療養費の適用区分の記載が求められている。(法的には、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく)。 このため、高額療養費の所得区分の記載は、受給者証に記載されているところであるが、現状、当該事務を処理するにあたり、2週間程度を要している。 このため、審査等の期間を含め、申請から受給者証の交付までに2か月以上を要し、申請者への受給者証の早期交付の妨げとなっている。 また、当県では年間約13,000件の受給者証の発行件数があり、相当な業務負担ともなっている。(対象疾患の拡大に伴い、本年度は20,000件超の発行が予想される。) なお、疾病的治療にあたって公費助成が行われている類似の制度(一例として、肝炎受給者証の交付)には、高額療養費の適用区分の記載が求められていないものがある。 【解消策】 そこで高額療養費の適用区分の記載を廃止し、各保険者への照会事務をなくすことによって申請者への受給者証の交付が2週間程度早まることがなり、住民サービスの向上に資するものと考えられる。	【制度改正の必要性】 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための移動に困難を生じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるものである。	健康保険法施行令第41条第7項 健康保険法施行規則第98条02 平成26年12月19日付け健康法第1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当面の取扱いについて」により、受給者証には特定医療費に係る所得区分だけではなく、高額療養費の適用区分の記載が求められている。(法的には、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく)。	厚生労働省	岐阜県		難病の受給者証が交付されるまでの間に指定医療機関で受診等した場合、患者は難病の医療費の立替払いを行い、かつ、県に対し払戻しの手続をする必要があり、患者にとって大きな不利益がある。 一方で、一般的に、入院等で医療費が高額になることが見込まれる患者の多くは、高額療養費制度における限度額適用認定申請を行い、別途適用区分を証明する認定証を所持していることから、難病医療費受給者証に高額療養費の所得区分を記載するメリットは見出しづら。 従って、患者の負担を軽減するため、高額療養費の所得区分の記載事務を廃止し、受給者証を早期に交付できるようすべきである。 なお、厚生労働省からの回答にある「一定の公費負担の削減効果」については、旧制度の特定疾患治療研究事業の医療受給者証に高額療養費の所得区分欄を設けたこととされた平成21年度以後、26年度まで、当県では公費負担額が増加していることから、「一定の公費負担削減の効果」は見られず、しかも今回の厚生労働省からの回答では、所得区分の記載によって削減の効果があるとの根拠が示されていない。 また、難病医療費受給者証には高額療養費の適用区分の記載が必要とされている一方で、他の医療費助成制度(精神障害院、更生医療等)の受給者証には記載が不要であることとの整合がされていない。		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
青森県、山形県、いわき市、八王子市、神奈川県、岐阜県、岡山县、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	<p>○難病法施行前の本県における医療機関変更（追加）の年間処理件数は約1,500件であった。平成25年度に県要綱改正を行ひ、医療機関追加申請を廃止し、医療機関毎に発行していた受給者証に個別医療機関名を記載せず、県と委託契約した医療機関で受療可能と表記し、1人1枚の交付としたところ。患者については、手続の簡素化、県によっては受給者証交付事務の省力化につながったものである。一般的の医療費助成の法定化、対象疾病拡大に伴い、医療受給者の大幅な増加が見込まれる中、医療機関変更の都度、届出が必要となる新制度は、都道府県の指示に基づき、対象患者が受診する医療機関等を変更する都度、原則として変更の届け出を求めているが、実際の通院開始以前に変更の届け出ができないケースが多い。また、現在の受給者証の指定医療機関名には「難病法に基づき指定された指定医療機関」の文言が記載されており、対象患者が指定医療機関に手續をとることなどから、対象患者に来所してもうだら負担をかけまで、変更の届け出をさせる意味があるりない状況である。</p> <p>○国のQ&amp;Aでは、受給者証に「緊急その他やむを得ない場合には、その他の指定医療機関で受診可能」と記載できるとされているが、その取扱いは都道府県の裁量であり、取扱いに差があるため医療機関でも混乱が出ている。また、受給者証に記載する医療機関数に制限はなく、ほとんどの医療機関が指定医療機関となっている現状から、個別の医療機関を記載する必要性は乏しいものと思われる。</p>	<p>【全国市長会】 患者の手続きの簡素化については十分に検討すること。なお、重複受診等による過量を超える服薬等の問題など、想定される課題についても十分に留意すること。</p>		<p>指定医療機関の名称の記載については、患者の受診動向、事務の実施状況等を踏まえつつ検討する。 「患者手続きの遅延」が「緊急その他やむを得ない場合」に含まれるかどうかについては、一般的には実施主体である都道府県の判断になるが、厚生労働省としては含むことは可能と考えている。</p>
青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、沼津市、豊橋市、尼崎市、岡山县、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	<p>○都道府県では、高額療養費所得区分（適用区分）を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、これらの作業に各大な手間と時間を要し、受給者証発行までに2ヶ月以上を要している状況にあり、早期交付の妨げとなっている。高額療養費の所得区分の記載を不要とすることにより、事務手続の迅速化を図ることができる。</p> <p>○旧制度における財政負担規模を約2割削減する目的で、平成21年度より運用されている医療受給者証への適用区分の記載において、効果の検証・評価結果が示されないまま、新制度においても同様の取扱いとされているが、当該事務に要する県の負担は膨大なものがあり、円滑な受給者証交付に支障をきたしている。</p> <p>○各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会し、確認し、受給者証に記載しているところであるが、現状、当該事務の処理にあたり、2～3週間を要するために受給者証の交付が遅れてしまうほか、新制度移行時に、適用区分を空欄で発行した受給者証（厚生労働省通知による措置）により一部の入院患者に食事療養費の過払いが発生することとなり、過払い分の返付事務をするように厚生労働省から通知があり、県の事務が増大したところである。また、マイナンバー制度に関する高額療養費の区分照会に関する特定個人情報の取扱が現時点で不明であり、制度導入の障害の一つとなっている。上記のとおり事務を行っても、保険者と患者に交付する限度額適用認定証があれば、限度額適用認定証の記載が優先するため、県の適用区分の記載という事務は意味のないものとなる。難病患者のように高額な医療費が想定される方については、必ず限度額適用認定証を取得・交付することとして制度を見直し、県による受給者証への適用区分の記載の事務は廃止すべきである。</p> <p>○高額療養費所得区分（適用区分）を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証持者は40,747人（H27.3現在）もあり、新規申請者の受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。</p> <p>○受給者証に高額療養費の適用区分の記載をしなければならないために、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会し、確認することに時間を要し、受給者証の交付までに期間を要することになっている。交付期間の短縮を求める苦情が申請者から多く、この解決が課題となっている。</p> <p>○各保険者への照会から回答まで2週間程度要し、受給者証の発行がその分遅延する。また、区分変更時に各保険者から必要な通知がされないことも多く、実際と受給者証の記載内容が相違する場合も多い。</p> <p>○適用区分を照会し、確認を含め患者の申請から受給者証の交付まで3ヶ月程度要している。受給者証の早期交付に支障が生じているほか、受給者証が交付されるまでの間の医療費は償還払い対応などしていることから、患者、医療機関、行政庁それぞれに業務負担が発生している。</p>	<p>【全国知事会】 高額療養費の所得区分の受給者証への記載については、医療保険の給付は難病の医療費助成に優先して支払われるべきものであり、廃止することは困難である。 事務負担軽減は必要と考えており、マイナンバー制度の活用を見据えつつ、それまでの間、どのような対応ができるのか検討したい。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
72	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【背景】 現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意を得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がない場合には施設長等が親権代行する) 施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。 【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得るよう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういうことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	予防接種実施規則第5条の2	厚生労働省	島根県、中国地方知事会		定期的の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。 ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を始めた児童で親権を行なう者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行なう者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行なう者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行なう者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長及び児童相談所長が親権を行なうこととされている。(同法第47条第1項及び第2項) ここでいう「親権を行なう者又は未成年後見人のない場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期的の予防接種を受けることは現行制度上可能である。 一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合には、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設などの長の同意で予防接種ができることすることについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。	「保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期的の予防接種を受けることは現行制度上可能である。Jについては、何らかの通知などで明確にするとともに、医療機関にも周知していただきたい。 ・保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合についても、実質的に予防接種ができるよう、省令改正等も含めて対応願いたい。	

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
銚路市、青森県、いわき市、福島県、埼玉県、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、熊本市、宮崎市。特別区長会、高知県	<p>○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。</p> <p>○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾患予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考える。</p> <p>○保護者と連絡が取れず、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るために予防接種は必要であり、定期接種ができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。</p> <p>○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。</p> <p>○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました)</p> <p>○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染症防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考える。</p> <p>○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られない場合が多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくうな場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。</p> <p>○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が必要と考える。</p> <p>○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重症な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないかという懸念があるのでもとの対応についても十分検討する必要がある。</p> <p>○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿としている児童に対し、予防接種ができないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することができるよう努めようとしている。</p> <p>○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。</p> <p>○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。</p> <p>○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設間のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。</p>	<p>○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。</p> <p>○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。</p>	<p>児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期的予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとした。</p> <p>一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとして、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととした。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
225	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とするることを求める	予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないとしている。定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとしているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	厚生労働省 京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県		定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならぬとしているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行なう者又は後見人」とされている。 ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を始めた児童で親権を行なう者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行なう者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行なう者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行なう者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長が親権を行うこととされている。同法第47条第1項及び第2項) ここでいう「親権を行なう者又は未成年後見人のない」場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。 一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設長の同意で予防接種をできることとすることは、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。	保護者が行方不明の場合に施設長等の同意で予防接種を受けることが可能とされていることについては、児童福祉施設の運営指針等への記載にとどまっているため厚労省の見解が十分に漫透しておらず、児童福祉施設や市町村においても対応に苦慮するケースがあることから、あらためて通知等に明記して周知徹底を前向きに検討いただきたい。 併せて、施設長等の同意により予防接種を受けて不幸にも副反応等が生じた場合の、同意した者の責任に関する考え方についても一定の整理を図り、施設長等が予防接種を受けさせることに躊躇逡巡することのない環境整備についても検討いただきたい。		
5	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るために、赤字・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。  【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組んでいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。 現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供することが困難になる。 また、宿泊業を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。 【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限度の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃貸させる場合については、旅館業法の許可是不要であると考えられる。 これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するともに、空き家の解消にも繋がる。 【懸念の解消策】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自治体において登録制度を創設することにより、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可能である。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省 福井市		御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復経続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解するが、提示いただいている事業概要から、それを確認することはできない。	本事業は、移住促進と空き家解消のため、移住希望者がお試し居住ができるよう、自治体の管理の下、空き家の所有者が、短期間空き家を賃貸する事業である。利用者は、自治体が設ける公的な移住相談窓口での移住相談者に特定することを条件としている。 利用形態について、1回のお試し居住で売買に至る場合もあれば、複数回の利用により売買に至る場合も想定しているが、宿泊をさせ対価を得る継続的な営業を目的とせず、空き家の売買等を目的としている。 上記事業概要からすれば、本事業は旅館業法の適用がされないと判断するが、「宿泊料」「不特定多数」「反復経続」「宿泊をさせるもの」の定義、基準を明確に示した上で、見解をいただきたい。 さらに、旅館業法が適用されると解釈しうるとしても、本件登録制度により運用される空き家の利用に関しては、事業の社会性の高さに鑑み、旅館業法の許可対象外とすることを求めるものである。			

新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。</p> <p>○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病的差し及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることによってできないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考える。</p> <p>○保護者と連絡がとれずには、必要な予防接種を受けるために対応を重視している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るために予防接種は必要であり、定期接種をすることができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。</p> <p>○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。</p> <p>○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者がいました)。</p> <p>○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考える。</p> <p>○予防接種について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られない場合もある。施設に入所してから親と連絡が取りにいよいよ場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。</p> <p>○平成25年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待度数の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保育に寄与するため、定められた時期に接種できる対応が必要と考える。</p> <p>○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないかという懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。</p> <p>○過去に施設入所児童の予防接種について、保護者の包括的同意文書により予防接種を実施した事例があるが、保護者から同意書をとれない児童については、当市事業として予防接種を受けるのが現状である。そのため、当市においても提案内容に賛同するのであるが、万が一当該児童に予防接種による健康被害が発生した場合、後日保護者から施設長及び市が訴えられるこのような制度でなければ参画は困難である。</p> <p>○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿している児童に対し、予防接種ができるないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。</p> <p>○親割離棄の裁判の中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したが、祖母は「親権者で入所する者は又は後見人に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。</p> <p>○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設間のリラブル回遊や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】 実情を踏まえて、十分に検討すること。</p>	<p>○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。</p> <p>○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の承認した監護措置を不當に妨げてはならないとされた平成21年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。</p>	<p>児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明等により連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、業務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとした。</p> <p>一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととした。</p>
<p>○本町においては、大規模コンサート等の会場となる施設を抱えているが、民間の宿泊施設が近隣にほとんどないから、コンサートイベント開催の際には、日帰り来町者による交通渋滞などの地域課題が発生しており、空き家や家庭の空き部屋を活用した民泊営業のニーズが高まっている。民泊による町への滞在が移住につながるきっかけにもなり、高齢化が進み空き家や空き部屋が増えてきた住宅街での利活用のためにも、提案事業同様の制度改正が求められる。</p> <p>○空き家改修工「お試し住宅」を整備しようとした際、同様の懸念が生じたが、生活の本拠を置く場合は賃貸業、商業事業であり、旅館業法の許可は不要。</p> <p>○お試し住宅を賃借で貸出する場合、貸出料が伴う場合は、営業とみなされ、旅館業法の許可を受けるよう指導を行った事例がある。整備するお試し住宅は、空き家町が借り入居リーフォームするものであり、不特定多数の者が使用を認められるが、空き家を増やすだけではないという形態がおき、さらに便器数、蛇口の数など、改修すべき箇所が多く、お試し住宅としては不必要の設備が課せられる。お試し住宅では不特定多数の人が使用しないように封鎖された。</p> <p>○お、検討に当たっては、利用者及び地域住民に対する安全性の確保や住環境への影響等について配慮を要する。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委託する、又は条例による補正を認容するべきである。</p> <p>○お試し住宅を賃借で貸出する場合、貸出料が伴う場合は、営業とみなされ、旅館業法の許可を受けるよう指導を行った事例がある。整備するお試し住宅は、空き家町が借り入居リーフォームするものであり、不特定多数の者が使用を認められるが、空き家を増やすだけではないという形態がおき、さらに便器数、蛇口の数など、改修すべき箇所が多く、お試し住宅としては不必要の設備が課せられる。お試し住宅では不特定多数の人が使用しないように封鎖された。</p> <p>○方からはの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないか。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案内容の実事関係を確認した上、旅館業法を借りて、旅館業法の適用を実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○地方からの提案で明らかのように、旅館業として法が想定していた業種形態自体が時代の変化に対応できなくなっているのではないか。まずは、規制改革実施計画(平成27年6月30閣議決定)による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求める。</p> <p>○宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる「営業」については旅館業に該当するのではないかという指摘があるが、旅館業法の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該事業の公益性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p>	<p>御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解する。</p> <p>したがって、旅館業法の適用除外などにならぬためには、「お試し居住」の目的をうたいながら、実質して反復継続して不特定多数の者が反復継続して宿泊料を受けて、人を宿泊させる行為が該当する事実に該当する事実であるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公益性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
204	日 地 方に对する規制緩和	環境・衛生	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	【支障事例】 農村余暇法の農家民宿は、あくまで「旅館業」であり、地域ぐるみの手作り感のある宿泊体験を提供するに至っていない。一方で、教育旅行等を対象にし、農林漁業体験を行う宿泊は「農家民宿」として実施されている。農家民宿は旅館業法の営業許可を取得していないため、宿泊経費を徴収することできず、体験料として徴収している。例えば、シーカーのクリーニング代等を徴収すると宿泊の対価を得ることとなり、旅館業法の営業許可が必要となる。しかし、旅館業法の営業許可を得ることは、農林漁業体験の提供を主目的とした農家民宿の実施者にとって、申請行為自体の事務手続が複雑となるため、待定期間がかかることがあります。都市農村交流や子どものたちの一時滞在型農山漁村での体験民宿は大きな障害となっています。市町村からの要望もあり。 【提案実績の効果】 農家民宿が宿泊経費を得られるようになり、地域協議会(※)を中心に、農家民宿についての教育等を目的として実施される農林漁業体験を体験させるための宿泊(ホームステイ)、農村余暇法でも認め、「農林漁業体験民宿業」ではない。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省	群馬県、福島県、新潟県		宿泊料を受けて、事業を実施するのであれば、旅館業法に基づく営業許可を受けて実施する必要があると考えるが、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿業の受入先の拡大については、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延床面積33m以上との条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うことが規制改革実施計画(平成27年6月30日)において決定されたところであり、これにより農林漁業体験民宿業の推進を図っていくこととしている。	都市農村交流人口の増加を図るため、農家体験宿泊旅行に対しては、農家民宿に加え、一般農家の協力を得て、農家民宿を受け皿として対応しているが、各農家民宿は繁盛期を中心とした年1~2回程度の受け入れを行っていて、業としての簡易宿所営業とは性格を異にするものである。 農家体験旅行の受け入れについて、農家民宿を中心とした地域全体の取り組みとして定着、発展させたためには、新たな受け入れ農家が試行的に取り組める農家民宿を受入体制の観点として広げることが必要であり、簡易宿所営業許可の面積要件の緩和だけではなく、設備整備等の負担が残り、不十分であることから、農家民宿を旅館業法の適用除外として検討いただきたい。		
269	日 地 方に对する規制緩和	環境・衛生	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における特例	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基準(客室延べ床面積33m以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者は客室延べ床面積33m未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能となっている。 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するため各種規制緩和を進めているが、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限らずとしていることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行なう上で障壁になってしまい、また、同協議会が安全・衛生面に関するガイドラインを作成することで、安心・衛生面に配慮した農山漁村活性化が可能であるものと考える。 少額農業者等の実施を通じて、農山漁村交流を推進するために、市町村、地元商工会、地元旅館業組合及びその他協力団体等で構成する協議会(現在は任意団体)、事業実施に当たって、申込受け、農家民宿者との調整などを行っております。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験民宿を行なうとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民宿として活用するためには、客室要件を満たすことができないといった事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	旅館業法第5条第1項4号	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、関西広域連合		規制改革実施計画(平成27年6月30日)において、平成27年度までに、体験民宿の更なる推進の観点から、農林漁業民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延床面積33m以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行なうこととしている。 本提案は、上記計画に含まれるものであるため、上記計画に基づく検討の中で検討することとなる。	規制改革実施計画(平成27年6月30日)で示された内容は、本県が示した支障事例を解決に導くものと思われるため、今後の検討に期待するところである。 しかしながら、規制改革実施計画では、客室延床面積の条件を適用除外する対象を「自宅」に限定したような表現となっている。 本県では、特に過疎化地域において空き家の問題が顕在化しており、空き家を農林漁業体験民宿として活用することにより、都市農村交流が促進され、地域の活性化につながると考えています。 そのため、購入して自己所有している空屋に限定せず、賃借により使用している家屋及び所有者の合意のもとで農林漁業体験民宿として活用される空き家についても検討されたい。		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
青森県、花巻市、石巻市、大野市、豊田市、彦根市、甲賀市、丹波市、萩市、美馬市、高松市、宮崎市	<p>○農家民泊の実施者は高齢者が多く、旅館業法の営業許可を得る事務手続きは負担が大きい。</p> <p>○現在、本市を含む市町で構成する観光協議会においても、休憩型観光の推進と都市・農村交流による一次産業の振興等を目的に、農家民泊事業を推進しているが、法的な問題がクリアになっていないことで、ホームステイの受け入れ家庭の確保に支障が出ている。</p> <p>○農家・漁家民宿を開設しようとする場合、旅館業法の適用を受ける場合。手続き、施設整備の点で負担が掛かり、農家・漁家民宿の増加につながらないため、旅館業法の適用を除外し、規制緩和することが望まれる。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 都市農村交流を目的とした農家民泊については、提案団体の提案に沿って、検討を進められたし。 ただし、旅館業業界に対する影響や衛生管理上の問題点等についても考慮した上で、構造基準の適用除外の対象範囲を明確に限定する等必要な措置の検討も併せて求める。</p>	<p>○地方からの提案で明らかなように、旅館業として法が想定していた業種形態 자체が時代の変化に対応できなくなっているのではないか。まずは、規制改革実施計画（平成27年6月30日開議決定）による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めてほしい。</p> <p>○「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させる」営業については旅館業に該当するものであるが、判断基準が不明確である。このため、提案団体が実施しようとしている事業について、具体的にどのような形態であれば旅館業法の適用から外れるか、当該事業の公益性が高いことを踏まえた上で、除外の要件を明確化する形で示すべきではないか。</p>	<p>農林漁業体験民宿業については、旅館業法における面積基準の緩和のほかにも、自宅等を活用する場合については、他法令においてもその取扱いを緩和していると承知している。</p> <p>旅館業法の営業許可是、當業者に対して衛生面や安全面から必要な措置を求めるものであり、休憩事業の受け皿として継続して農林漁業体験民宿業と同様の事業を実施するのであれば、営業許可を受けていただく必要があると考える。</p> <p>なお、繰り返しごるが、休憩学習の受け先の拡大については、規制改革実施計画（平成27年6月30日）に基づき、対応を検討することとなっている。</p>
青森県、石巻市、豊田市、丹波市、山口県	<p>○近年、農山村部でのリーダーなどが民宿経営を志すケースがみられるが、新規就農者が農家証明の発行を受けて農業者として認められるまでには数年の農地貸借契約と農業実務経験が必要であり、民宿業に取り組む際の支障になっている。</p> <p>○農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合に限られており、地域コミュニティ組織や農業組合法人にについては、当該特例が非適用となる為、客室面積33平方メートル未満の農林漁家民宿の開業ができない。法人化している地域コミュニティ組織や農業組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合についても、農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例を適用できるよう対応緩和すること。</p>	<p>【全国知事会】 施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合に限られており、地域コミュニティ組織や農業組合法人にについては、当該特例が非適用となる為、客室面積33平方メートル未満の農林漁家民宿の開業ができない。法人化している地域コミュニティ組織や農業組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合についても、農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例を適用できるよう対応緩和すること。</p>	<p>○地方からの提案で明らかなように、旅館業として法が想定していた業種形態 자체が時代の変化に対応できなくなっているのではないか。まずは、規制改革実施計画（平成27年6月30日開議決定）による規制緩和、それに係る基準設定との整合性を図ることを1つの契機として、全般的な検討を求めてほしい。</p> <p>○規制改革実施計画では「農林漁業者以外が自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合」について検討することとされているが、規制改革とは別に地方創生や地域振興の観点から、自宅ではなく空き家を利用する場合についても検討し結論を得るべきではないか。</p> <p>なお、非農林漁業者への適用条件や衛生管理の担保などについて熟慮が必要。</p>	<p>農林漁業体験民宿業については、規制改革実施計画（平成27年6月30日）に基づき、休憩学習の更なる推進の観点から、農林漁業民宿の受け先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33m以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う予定である。</p> <p>なお、農林漁業体験民宿業に該当しない場合の空き家活用などについては、規制改革実施計画に基づき検討することとなっている別荘等の遊休資産の利活用と同様に、旅館業法以外の法律等の取扱いについても整理することが必要なものであり、取扱いについてはその検討結果に基づき整理することとなる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
191	日本地方に対する規制緩和	環境・衛生	近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化	【支障事例】 給水区域及び給水人口を必要とする場合、事業委員会の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更においても、「水道事業等の認可の手引き」に規定されている4項目全てを満たさない場合には、区域全体の給水人口や需要水量の算計に基づく給水人口及び給水量の算出根拠の提出が必要となっており、この作成には概ね600万円程度の費用と相当の時間を要すことなどから、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることをためらう大きな要因となっている。 【必要性】 提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大額な抑制や管破裂事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。		・水道法施行規則第8条の2 ・水道事業等認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道整備課事務連絡)	厚生労働省	宇都宮市	水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられている(水道法第15条)。 将来の給水人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法第7条第4項第5号において、水道事業の認可変更の際に「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画書に記載しなければならないと規定している。また、「水道事業等の認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡(平成23年10月改訂))」にて、より具体的に、「給水人口及び給水量の算出根拠につきは、給水区域における水需要予測に基づき設定されたものを添付することとしている。 なお、認可変更要件(給水区域の拡張等)の種類に関わらず、手引きにおいて、「①申請年度が前回の事業認可・届出又は国庫補助金交付に係る事業評価(以下、「確認等」という。)における目標年度を超えていない。」「②前回の申請年度において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。」「③前回の確認等から給水能力の変更を行う施設整備がない。」「④交換機開の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認定から変化がない、從前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。」の4つの要件を満たし、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと判断できる場合には、水道法に基づく事業認可又は届出における水需要予測を簡素化できるよう整理されている。こ <sup>の</sup> い「簡素化」とは、前回の認可等の水需要予測の結果を「給水人口及び給水量の算出根拠」とすることを指す。この場合、事業者に水需要予測の推計に係る新たな事務負担はない。 このため、小規模な給水区域の変更に限らず手引きに示す簡素化の要件を満たす場合には、前回の水需要予測の結果を用いることができ、現行制度でもご提案については対応可能である。 仮に簡素化の要件に該当しない場合、提案者が示す「小規模な給水区域」の程度が具体性に欠け、不明瞭であるが、現在小規模な給水区域であっても、企業立地を進めているなどにより今後給水需要が増加すること等も想定される。 このため、拡張する給水区域内に現時点で小規模集落しかない場合でも原則として将来の水需要予測を実施し、当該予測に基づいた「給水人口及び給水量の算出根拠」を把握した上で事業変更に係る認可又は届出を行っていただく必要があり、区域の大小のみにより水需要予測を不要とすることは妥当ではない。	認可変更や届出における水需要予測については、既に簡素化が図られているところであるが、現行制度においては、前回の認可変更から数年が経過し現実的に乖離が生じている場合、簡素化の要件を満たすことが出来ず、給水区域境界付近の小規模集落の給水要望等、当該地域が抱える堅実の課題に対し認識必要な対応が必要な場合であっても、事業区域全体の水需要予測を実施せざるを得ない状況となる。 認可変更等の届出における目標年度を超えていない場合、簡素化の要件を満たすことが出来ず、給水区域における水需要予測を実施せざるを得ない状況となる。 このようにして、現行制度においては、水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられているところであるが、人口減少社会を迎え、今後水需要が減少する中、既存施設の供給能力に余裕があり、また、從前の予測に対し実績が下回り安全側の予測となっている場合においては、将来の水需要への影響が少ない小規模な区域の変更について、従前の水需要予測を見直さなくとも、水道事業者としての義務を十分に果たせるものと考えられる。 このようにして、現行制度においては、水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられているところであるが、人口減少社会を迎え、今後水需要が減少する中、既存施設の供給能力に余裕があり、また、從前の予測に対し実績が下回り安全側の予測となっている場合においては、将来の水需要への影響が少ない小規模な区域の変更について、従前の水需要予測を見直さなくとも、水道事業者としての義務を十分に果たせるものと考えられる。 このようにして、現行制度においては、水道事業者には、将来にわたり需要者が必要とする量の水道水を供給することが義務づけられているところであるが、人口減少社会を迎え、今後水需要が減少する中、既存施設の供給能力に余裕があり、また、從前の予測に対し実績が下回り安全側の予測となっている場合においては、将来の水需要への影響が少ない小規模な区域の変更について、従前の水需要予測を見直さなくとも、水道事業者としての義務を十分に果たせるものと考えられる。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
置戸町、大田原市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊田市、生駒市、和歌山市、吳市、萩市、香川県、愛媛県、阿蘇市、宮崎市	<p>○隣町から同様な相談を持ちかけられた経緯あり。</p> <p>○本市においても新たに導入した区域の中には小規模な集落があり、その施設管理方法が今後の課題となっている。その中の一案として、「自治体を超えた広域的な視点で、有効な水需給を実現する給水区域の一部変更」も有効な手段ではないかと考える。しかしながら、水道法で定められている認可事務が簡素化されたことはいえ、かなりの負担となっていることにより、小規模な給水区域の変更について、認可事務の簡素化を望む。</p> <p>○本市では平成28年度末までに中山間地に点在する36の簡易水道事業を水道事業に経営統合する。この統合に合わせ、簡易水道区域に隣接し、飲料水供給施設などによって給水している小規模集落の一部を事業区域に取り込む予定だが、現行法令では水道事業変更認可申請には全ての給水区域の給水人口と給水量の算出根拠が必要となっており、資料作成のための費用や作業時間が課題となっている。</p> <p>○小規模な給水区域の変更においては、現在上水道統合における変更認可により実施している。理由として、新規水源の追加の重要事項が付随しているケースが多く、結果全体の水需要を行う必要性が発生しており、簡易変更等することが出来ない。</p> <p>○本市において給水区域境付近の小規模な落において、河川等地形的な条件で、隣接自治体との分水協定を締結し、給水を実施している地域が2地区存在している。本市でもこうした地域に対して配管網整備にて供給することを検討したが、水道水質の安全性が確保が困難であることから、認可変更を行って分水を実施しているが、厚生労働省からは分水の削減への取組みを求められていることが地盤的な条件等により投資額が莫大なものとなるため給水要望に応えることができないハースがある。本市においては流域水道事業者との受給水を行つことで経費削減や未給水区域からの給水要望に応えることが可能と言える。</p> <p>○一部の浄水場にかかる浄水方法の変更による届出において、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく給水人口及び給水量の算出で書類を提出しなければならず、手引きを行なうべき事項となっている。</p> <p>○本市においても市境付近に小規模未普及地域があり、隣接地域から給水する方が効率が良い場所が存在している。その方法で未普及地域に給水する場合、本市の認可変更是当然ながら、隣接する市の認可変更も必要となり、協力していただくため、協力する側も考慮する必要がある。基本的に本提案事項が実現されれば、未普及地域解消の方策となると考える。</p> <p>○本市においては、平成26年5月、隣市との行政区域境界付近で、前面道路に布設されている隣市の配水管からの給水引き込みができるないかとの相談を受けた支障事例がある。この時は、認可変更に該当すること、双方の議会での承認が必要なことから、隣市とも協議を行なう上で、困難である旨を回答した。類似する支障事例は極めて少ないものの、同様の制度改正の必要性を感じている。</p> <p>○当市の山間部に位置する某地区は、水源の確保に乏しく将来、水不足の危機が想される。一方で隣接する村は、水の郷として豊富な資源に恵まれる。近隣水道事業者との受給水が進むことで、建設費や水源開発費等の大額な抑制やお互いの利益供与が実現でき、当該地区へ安定した水道水の供給を図っていくことができる。</p>	<p>○ごく小規模な事業変更の場合は、以下のような視点で水需要予測の実施を不要とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要予測は、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りると考えられる。他方で、ごく小規模な変更のタイミングで改めて水需要予測の実施を求めるというのは、水道事業者に対する過大な要求ではないか。</li> <li>・小規模な事業変更の手続については、認可から届出に緩和されているにもかかわらず、認可の場合と同じく水の水需要予測を行わなければならず、緩和になっていないのではないか。</li> <li>・水需要予測の実施に係る負担が重いことが、かえって必要不可欠な小規模な事業変更を妨げているのではないか。</li> </ul>	<p>提案団体からは、既存施設の供給能力に余裕があり、従前の予測に対して実績が下回る安側の予測となっている場合には水需要予測を見直す必要はないのではないかとの見解が示されているが、給水人口及び給水量の実績値が従前の水需要予測を大きく下回っている場合、施設整備が過大となっているなど、計画と実績に齟齬が生じ、適切な事業運営がなされていない可能性があることから、改めて水需要予測を実施し、将来にわたり豊富低廉な水の供給を図れるようにする必要がある。</p> <p>また、本提案については、8月3日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府省ヒアリングが行われ、小規模な給水区域の拡張に係る認可変更の申請に関連させて需要予測等を行なわせ、計画の見直しを行わせることは過大な措置ではないかなどの指摘をいただいたところである。</p> <p>検討専門部会からの指摘を踏まえ、以下の3項目全てを満足する場合に限り、給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができるよう、手引きを改訂することを検討したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①既存給水区域が現行の4つの簡素化の要件に適合している。</li> <li>②事業認可又は届出申請時の拡張給水区域の給水人口が100人未満である。</li> <li>③拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。</li> </ol>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
73	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化することを求める。	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護の委託を含む、以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるよう弾力化することを求める。	<p><b>【現行制度】</b> 児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。</p> <p>一方、児童福祉法上の「児童」の定義が18歳未満であることから、法第33条の一時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に達したことでもうつて行うことができない。</p> <p><b>【制度改正の必要性】</b></p> <p>次のように、昨今、18歳未満の入所児童等と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じるケースが増えている。</p> <p>・措置延長された者が施設内で他児童との間の問題や施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができる場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。</p> <p><b>【懸念の解消策】</b> 児童福祉法上の「児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるよう弾力的な対応ができるようにしてほしい。</p>	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	厚生労働省	島根県、中国地方知事会			<p>御指摘のように、児童福祉法第33条に基づく一時保護については満18歳を超えた者に対して行うことができない。</p> <p>現在、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において、児童虐待防止対策について発生予防から自立支援までの制度全体のあり方を議論しているところ。</p> <p>御指摘の満18歳を超えて措置延長されている児童についても、一時保護措置を行えるような弾力的な運用については上記専門委員会の議論を踏まえ検討していくこととした。</p>	平成27年5月29日に開催された「社会保障審議会児童部会・児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」の資料「これまでの議論のとりまとめ」の中、「3.児童の自立に向けた支援のあり方について」の「(3)措置児童の効率的な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について」の一つとして、「措置延長の積極的実施」で「措置延長後(18歳以上)の児童に対し施設を変更するための措置変更ができるようになりますが、その場合に一時保護を介す場合があることも念頭に検討することが必要」とされている。 <p>これは、措置変更を前提としての一時保護とも受け取れるが、ケースによっては必ずしも措置変更を前提といわない場合もある。</p> <p>いずれにしても引き続き支援が必要と認めて措置延長している児童であり、都道府県の責任において施設と協力しながら児童の福祉や自立に向けて支援すべきでありますから、措置変更、措置継続に拘わらず一時保護も含めた支援が制度的に可能となるよう提案の実現に向けて検討願いたい。</p>	

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○措置延長中の児童が施設において、入所中の他の児童とのトラブルや施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合や、施設から当該児童に係る援助を求められた場合に、児童相談所として、一時保護等の措置ができないことで、支援に支障をきたすことが想定される。</p> <p>○措置延長により満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者について、施設内での不適応等を起こし同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、現行制度上、児童相談所として措置ができるないケースがある。このことから、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽して児童の福祉(支援)を継続できるよう弹力的な対応が必要。</p> <p>○18歳到達時 措置延長を行い、児童養護施設への入所を継続していたケースが、施設内で不安定になり、施設から一時保護等の相談を受けた。しかし、現行の制度では、18歳を超えている場合、一時保護や措置変更ができないため、対応に苦慮した。</p> <p>○児童養護施設内で入所児童同士の暴力行為があり、加害児童を施設から分離して指導する必要があったが、加害児童が満18歳を超えていたため一時保護ができず、通所による指導を行った事例がある。</p> <p>○措置延長により満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者について、施設内での不適応等を起こし同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、現行制度上、児童相談所として措置ができるないケースがある。このことから、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽して児童の福祉(支援)を継続できるよう弹力的な対応が必要。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>児童相談所の一時保護については、8月28日の「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」でとりまとめられた「児童虐待防止対策強化プロジェクト(施策の方向性)」において、「積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援のあり方について検討すること」とされており、18歳以上の者に対する一時保護の実施のあり方について検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
166	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	<p><b>【制度の概要】</b> 児童福祉法第13条第1項により、児童相談所には児童福祉司を置かなければならぬとされ、同法施行令第3条により、児童福祉司1人の担当区域が「人口おむね4万から7万まで」を標準として定めるものとされている。 また、児童相談所運営指針において地区担当児童福祉司等の教育・訓練・指導を担当する児童福祉司(以下、「スーパーバイザー」)を5人に1人置くことが標準とされている。</p> <p><b>【本県の状況、支障事例】</b> 平成25年度の児童虐待の相談件数は1,283件と、平成12年度の295件と比較すると、43倍に増加している。これに合わせ、県において児童福祉司の増員を図ったが、児童福祉司1人当たりの児童虐待にかかる相談件数は約2倍の増加となっている。 また相談の中には児童福祉司による年度を超えた長期間のケアを必要とするケースが多く、平成25年度では相談件数の53.9%が継続的に関わっているものであるが、国において把握されている相談件数は当該年度に新規で発生した数であると考えられ、虐待相談全体の把握が十分でない。 こうしたことから、児童福祉司の数が十分に配置できず、本来、専任で配置すべきであるスーパーバイザーが、地区担当業務を兼務しており、本来の教育・訓練・指導業務を満足に行えないなど、児童虐待に対する対応が難しい状況となっている。</p> <p><b>【制度改正の必要性】</b> 以上から、施行令に定める標準の配置数では実際の対応に支障が生じており、各自治体が当基準を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設けることが必要でないかと考える。</p>	<p>児童福祉法第13条第1項 児童福祉法施行令第3条</p>	<p>滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、京都府、関西広域連合</p>	厚生労働省	全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加しており、平成25年度には、73,802件と過去最高の件数となっている。 児童虐待の相談対応件数の増加が続く中、必要な人員や専門性を確保することができるよう、児童相談所の体制強化については、関係省庁と連携して対応して参りたい。		<p>量的に増大するとともに質的に困難化している児童虐待相談に適切に対応するためには、児童相談所と関係機関の連携強化や役割分担を行うとともに、児童相談所そのものの体制強化が重要。</p> <p>このため、児童相談所の職員体制の強化につながるように、児童福祉司一人あたりの担当すべき児童虐待ケース数の上限を設定するなどの基準の創設をされたいたい。</p> <p>なお、これに併せて、継続的に関わっているケースも合わせた児童虐待相談件数の全数把握や児童相談所が担当すべき児童虐待ケースの明確化および終結基準の設定等が必要であると考える。</p>		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
岩手県、福島県、相模原市、三条市、奈良県、長崎県、熊本県、熊本市、横浜市、奈良県	<p>○児童福祉司の増員の必要性は感じているが、虐待のみならず様々な相談に彈力的に対応することができるようにするために、人口比を下げる（人口おおむね3万から5万など）で見直すべきと考える。</p> <p>○意見のおり。加えて、面積が広く移動にも時間を要している。</p> <p>○児童福祉司の配置基準の見直しについては同意見である。それと併せて児童心理司の配置基準の新設も必要である。児童福祉司数の増加は、それまで以上に手厚い支援を要する（支援が可能になる）ケースの増加を意味し、必ず被虐待児をはじめとして心理鑑定や心理的ケアを要する児童数の増に直結する。児童福祉司が増員される一方、児童心理司には配置基準がないため増員されにくい。実態として児童福祉司と面接できる児童心理司が不足している。</p> <p>○児童虐待の相談件数は毎年増加しており、4年間で1.6倍となっている。児童福祉司の配置を人口を基準として配置しているが、地区担当児童福祉司1人あたりが支援している継続ケースは平成27年4月末時点において約82人となっており、児童福祉司のケースワークに支障が出かねない状況である。人口基準に加えて、生活保護と同じように、担当数の上限の基準等を定めが必要と考える。</p> <p>○子ども虐待に関する相談件数はH22年度からH26年度までの間で約2倍に増加している。さらに、児童福祉法第6条第1項とは市からの送致により子どもの安全の確認を行う措置である一時保護は1.5倍以上になっている。このことから子どもの虐待に、迅速かつ適切に対応するために、児童福祉司の配置基準見直し案に賛同する。</p> <p>○平成25年度の児童虐待相談対応件数は1,392件であり、平成12年度の220件と比較すると、6.3倍に増加している。県では児童福祉司の増員を図ってきたところであり、現在人口5万7千人に1人の配置となっているが、平成25年度における児童福祉司1人当たりが対応する虐待相談件数は約116件に上ることから一つのケースに丁寧に対応することが困難な状況となっており、このことから、児童福祉司一人当たりの児童虐待にかかる相談件数は、約3倍の増加となっており、訪問等による指導が十分に行えないなどの状況となっている。</p> <p>○同様の状況にあることに加え、離島が多く、県全体の面積の約38%を占めているため、交通事情により家庭訪問に丸1日を要する場合もあり、児童福祉司の相談活動に支障を来たしていいる。</p> <p>○H26年度の虐待対応件数は931件で、前年比1.56倍と大幅に増加した。児童虐待ケースは、保護者と対峙する場面があるとともに、児童の心理的回復のために、継続的なケアが必要な場合もあり、継続ケース数は、増加し続けている。</p> <p>○提案団体と同様に児童福祉司の増加を図ってきた。また、年度を越えた長期間のケアを必要とするケースも多く継続的に開いている現状である。</p> <p>○相談・通告件数等に伴う一時保護件数増や一時保護の長期化により児童福祉司の負担が増加していることからより一層、児童福祉司の配置を充実させることが望まれている。そこで、相談件数や児童福祉司の担当事例数、児童数など人口以外の要素を基本とした配置基準が必要だと考える。</p> <p>○平成26年度の児童虐待相談対応件数は1,561件であり、平成12年度の220件と比較すると、7.1倍に増加している。県では児童福祉司の増員を図ってきたところであり、現在人口5万4千人に1人の配置となっているが、平成26年度における児童福祉司1人当たりが対応する虐待相談件数は約131件に上ることから、一つ一つのケースに丁寧に対応することが困難な状況となっている。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>児童福祉司1人当たりの児童虐待にかかる相談件数が増加することにより、訪問等による指導が十分に行えない状況となっており、提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>児童虐待に係る相談対応件数が増加傾向にある中、児童相談所の体制強化については、8月28日の「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」でとりまとめられた「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」において、「相談体制の整備や専門性の向上について検討する」とされているところ。これを踏まえ、今後検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
192	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	産後ケア事業の推進に向けた法的位置づけの付与及び各種規制の緩和	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行なう必要があり、事が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断し難い。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることになり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならぬ。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行なう必要があり、事が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断し難い。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることになり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならぬ。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	厚生労働省、国土交通省 特別区長会	児童福祉法第6条の3第3項、第7条第1項 建築基準法第48条第1項、第2項 旅館業法第6条	産後ケア事業については、法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施している。当該国庫補助事業は、平成26年度に開始し、その実施は一部の市町村に留まっている。また、今後、事業の実施状況等を踏まえ、「産後ケア事業」の定義も含めた事業の在り方等について検討する必要があることから、現段階で児童福祉法等の法律上の位置付けを付与することは困難である。 産後ケアセンターについては、現段階では様々な取り組みがなされており、宿泊料を受けて宿泊を伴うサービスを提供している場合、旅館業法の適用対象となり得るが、法令等において同一セグメントについての位置づけ、趣旨が整理され、衛生上の管理基準が事業者の責務として定められた場合には、旅館業法の適用除外となることを考えられる。 ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第49条の許可の十分な実績がない、明確な法的位置付けがないことから、営業形態や建築物の利用状況が定まっているとは言えないが、特定行政庁が第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地帯で建築することが可能である。	産後ケア事業は、核家族化の進展や地域とのつながりが希薄化しているとされる中、家族や地域の支援を得て子育てを行うことが難しい状況であること、産後早期は、育児不安等により心身の不調をきたす時期でもあることから、重要な子育て支援策の一つである。 また、平成20年3月に「産後ケアセンター桜新町」を開設し先駆的に取組んでいる世田谷区への自治体の視察は絶えない状況である。 事業の要件等から全国的な事業展開が想定される中、回答で指摘された一部の市町村に留まっているのは、不要な規制を受けることがその一因である。実際、今年度事業実施に向け取組んだ区において、既存施設での事業実施を検討したが、玄関軒樋の設置等の基準を満たすための施設改造が必要となり断念した等、特に旅館業法の適用が支障となり実施を見送る事業者が多く、1つは産科医療機関の空きベッドを使っての実施に留まっている。本事業に対する区民からの要望も高く、早急に事業の拡充を図る必要が生じている。 まずは、早期の法的位置づけが難しい場合でも、施設設置時に不要な規制を受け、事業開始の支障とならないよう、通知等により旅館業法の適用除外としていただきたい。 円滑な事業実施の環境を整えると共に、各自治体の取組み等を踏まえた法的位置づけについても引き続き検討いただきたい。 なお、本事業が全国展開され事例が多くなることは、今後の事業の在り方等を検討する際役立つものと考える。 また、建築基準法に関する回答内容については既に承知しているが、昨今のニーズの高まり、重要な子育て支援策を全国的に展開させる観点から、提案したとおり国において明確化等をしていただきたい。			

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
富山市、熊本県	O現在、産後ケア施設のH29.4開業に向け準備を進めているところだが、当施設の法的位置づけが未整備なことから旅館業法の適用を受けざるを得ず、本来事業に必要な設備等を配置せざるを得ないなど左記②とまったく同じケースとなっている。	【全国市長会】 各地域の事業の実情に配慮しつつ、産後ケア事業の法的位置づけ等について検討すること。		産後ケア事業については、今後、事業の実施状況等を踏まえ、「産後ケア事業」の定義も含めた事業の在り方等について検討する必要があることから、現段階で児童福祉法等の法律上の位置付けを付与することは困難であるが、施設の位置付け等も含め、今後の事業の在り方を検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
168	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が所数である時間帯に、保育士1人限り、当該保育士に代え保育施設における部分的な業務経験を有する者等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。ところが、本市では必ずしも保育する児童が少數でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代使者である者の定義の明確化を求める。	【本市の保育士不足の状況】 非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超える預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 【懸念の解消策】 昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されたように代替できる者で対応できるようにすることにて、懸念を解消したい。 【特例による課題認識】 今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。 ・特例措置が2年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。 ・当該保育所において保育する児童が少数である時間帯とあるが、およそどの程度の状況を指しているか判断しづらい。また、本市では朝・夕であってもそれなりの児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討をしてほしい。 ・保育士の代使者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断にくく特例措置の活用に踏み出しづらい。	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条	厚生労働省	瑞穂市	提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」において「保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方にについて本年度中に検討し、結論を得る。」とされており、当該閣議決定を踏まえて検証する。	本市では、朝・夕の時間帯に保育する児童数が保育士の最低必要な2名で納まる保育所ではなく、平成27年度限りの特例を適用できない状況である。このような中、保育士確保に努め、朝・夕についても短時間限で、引退された保育士の雇用や潜在保育士研修などの取組を進めているが、朝・夕の時間帯を希望してくれる方はごく少数であり、結果、不足を補うために日中働いている正規職員の超過勤務時間が恒常化している。このような状況から、朝・夕の時間に限り保育士の配置基準を2分の1でよいこととし、代使者を充てられるようにすることを提案したい。代使者でも可能であると考える一つの理由として、朝・夕の時間帯の業務は、日中とは性質が異なり、保育士以外の者ができるものが多くあるため、これらの業務を有資格者ではない者に移行させることにより、保育士を更に専門性の高い業務に集中させることで、保育の安全をより確保できると考える。		
323	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	（制度改正を必要とする理由） 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、各府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せ、条例による事務処理特例は市で適用されていることから、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考える。 （支障事例） 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存続されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続きを行わなければならず、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のまでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施設実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知とともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。 本閣議決定を受け、平成26年3月31付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したことである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。	以下の理由から、提案内容の措置を求める。 ・平成26年9月の文部科学省の調査によると、平成28年度以降に認定こども園に移行する予定あるいは検討中の私立幼稚園は全体の半数以上にのぼり、主に待機児童解消を進めため、依然、認定こども園の認定権限を指定都市に移譲することは重要なである。 ・すでに20市中14市で事務処理特例の適用を受けているが適用に向けた道府県との協議中であり、当該権限の移譲を受ける環境は整いつつある。また、一律移譲こそがふさわしい形であるとの考え方から、事務処理特例に係る協議を行っていない市もある。 ・一律移譲に係る検討の進捗によって、事務処理特例に係る協議をはじめとした、道府県や指定都市の体制整備の検討に影響を与えることから、早期に決着すべきものと考える。			

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 30%; text-align: center; background-color: #ffcc00;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</td><td style="width: 40%; text-align: center; background-color: #f0e6ff;">全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</td><td style="width: 20%; text-align: center; background-color: #d9e1f2;">提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</td></tr> </table>					＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)				
各府省からの第2次回答							
<p>洞爺湖町、能代市、鹿角市、尾花沢市、東金市、三条市、安曇野市、福知山市、奥出雲町、江田島市、新居浜市、八女市、古賀市、宮崎市、石垣市、角田市</p>	<p>○利用状況をみると18:00以降の利用は少数であり、有資格者のパートの確保は非常に困難な地域であるため実施にあたり緩和が必要である。 ○保育士不足は深刻であり、保育士2人のうち1人を代替できるよう柔軟な対応を望む。 ○慢性的に保育士が不足しており、短時間保育士の採用で充足させている状況である。しかし、その勤務希望が朝・夕を除く時間帯であることから、朝・夕の保育士の確保が難しい状況である。 ○保育時間帯が年々伸びていることによる保育士の勤務体系の調整には苦慮しているところである。また不足は、柔軟な時間帯での採用も難しい状況が近年現れている現状がある。 ○提案の背景となる「朝・夕の保育士不足等の実情を把握する上、例えば、小規模保育事業B型の類似型として保育士の2分の1を保育士有資格者以外の経験者等で代替可能とするなどの制度設計も含めて、要件緩和について検討すべきではないか。」 ○通常、職員の勤務時間は8時間程度であるが、保育士不足の際、原則約18時間保育以外の早朝保育や延長保育を必要とする児童が多くなることから、必要な保育士数の確保が非常に困難な状況となっている。そのため、早朝・延長保育の時間帯においては、配置基準を緩和し、無資格者を1名に限定することなく配置可能とすることにより、保育サービスの充実は図られる。 ○保育士不足が深刻化して、朝・夕の長時間保育の時間帯については、適切な対応が可能なものでも代替可能と考える。特例措置の継続を求める。 ○保育士に関する有効利用率倍率は平成27年1月に2.1倍となり、保育士不足が深刻化している状況となっている。この数字より朝時間帯保育士の配置で必要な人員が確保できない事態が続いているおり、臨時保育士では割り合かないという現状の中、保育士不足による問題が発生する。特に、コロナ禍以外の朝のシフトに対する者の確保が困難であり、早朝・夕方で配置できる現状には、特例措置を活用して保育施設における十分な業務経験を有する者を保育士として配置できるよう配慮していく。 ○朝夕の時間帯での保育士確保が困難となっており、正規職員の負担が大きくなっている。職員の適正な配置を図るために、規制緩和を求める。 ○現状では、朝夕の時間帯は被教員配置で対応しているが、一方で、恒常的な保育士不足のなかで、保育士確保とシフト体制の双方に苦慮している。このような状況から、保育士有資格者ではなく、保育士補助者でも可となれば現場における人材確保の課題が少しでも解消される。ただし、登園登園時間帯については、子どもや保護者への格段の負担がかかる時間帯であることから、子育て経験を有す、勤務時間等に合わせて柔軟に対応できる現状では、保育士不足の問題が依然として残る。 ○保育士不足による問題は、保育士1人で朝・夕の保育以外の経験者等を配置することができる特例については、柔軟な解消策の一つを考える。本特例が更に有効活用できるよう、通則でできる保育所範囲の柔軟化や代替者の明確化を図り、制度化を図るものである。 ○非正規職員である保育士の労働時間帯は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、保育士数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 ○そもそも保育士の確保が困難な状況が続いている一方で、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、この時間帯は正規職員もいるため、保育需要は増えるとともに、保護者の就労時間等に合わせた多様な受け入れを実現するための体制整備が求められており、現場での対応は大変苦慮しています。特例措置という一時的な取り扱いではなく、各地域の実情に応じた恒常的かつ柔軟性のある取り扱いに改善していくことが求められる。 ○同様に、保育士不足が生じているため、是非配定配置の緩和をお願いしたい。 ○提案市と同様、朝夕の時間帯において多くの園児が登園している。特に朝夕の時間帯は保育士資格を持った者の勤務希望者が少なく、保育士の確保に苦心している。 ○現在、保育士不足が大きな課題となっており、各施設において保育士の確保が苦慮している状況である。特に、郊外においては、保育士の確保が困難な状況にあり、朝夕の各配置が困難な状況にある施設も生じている。さらに、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した施設においても、土曜日勤務できる保育士確保が困難なため、土曜日の利用児童が少ないにもかかわらず開園することができない現状も見られる。 ○特例が適用される基準に関して問い合わせがあり、明確な基準を示すことができなかつた事例があった。ある程度の具体的な基準を示していただきたいということと、慢性的な保育士不足及び保育士の処遇改善という課題解消のためにも、単年度限定期の特例措置ではなく、法及び基準の見直しを求める。</p>	<p>【全国知事会】 保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべきである。 それまでの間について、提案団体の提案【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。 ○ 提案の背景となっている朝・夕の保育士不足等の実情を把握する上、例えば、小規模保育事業B型の類似型として保育士の2分の1を保育士有資格者以外の経験者等で代替可能とするなどの制度設計も含めて、要件緩和について検討すべきではないか。 ○ 上記の検討の際は、日中と朝・夕の時間帯で保育の性質が異なり、それに伴い保育士が直接児童に関わること以外の施設管理作業(施設の開設・施設・施設内掃除等)や、設備準備等も多く、これらを有資格者以外の者に委ね、保育士には児童に直接関わる業務を重点的に担わなくてはならない。 ○ 以上を踏まえ、本年度特例的に実施している取扱いについて、「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)に沿って検証し、提案に関する対応方針については年末までに閣議決定を行うとされていることを念頭に、恒久化や措置内容の明確化等の結論を出すべきではないか。</p>	<p>提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」を踏まえて実施した保育士数の特例的な取扱いに係るアンケート調査の結果をもとに本年度の取扱いを検証した上で、保育の質が確保されることを前提として、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得ることとしている。 なお、再意見において新たにいたいたい「朝・夕の時間帯に限り保育士の配置基準は2分の1でよいこと」とし、代替者を充てられるようにする」というご提案については、保育所における保育の質を確保するためには、保育士に専門的な知識と技能を有する保育士資格を持つ保育士により保育が行われる必要があり、保育士の配置基準はその質確保のために最低限必要な数を定めているものであることから、適当ではないと考える。 (※)「保育体制強化事業実施要綱」において、保育士資格を有しない者であっても、保育に係る周辺業務(保育設備等の消毒・清掃、給食の配膳、後片付け)その他の保育士の負担軽減に資する業務)を行えるものとしている。</p>				
<p>青森県、福島県、豊橋市、高槻市、熊本県</p>	<p>○子ども子育て新制度では、認定は市町村が定める事業計画を基に都道府県が行っている。指定都市に権限を移譲することで市の計画に沿って、柔軟かつ迅速に認定ができる。</p>	<p>【全国知事会】 指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、柔軟的な検討を求める。</p>	<p>○ 提案団体が示している具体的な支障事例の内容や、事務処理特例による移譲と法律による権限移譲では意味合いが異なるという点については、ヒアリングを通じて認識を共有することができている。指定都市による計画的・機動的な子育て環境整備を促進する観点で、できる限り早期に一律移譲を実現すべきではないか。 ○ 提案団体は現実的な支障を示した上で移譲の必要性を主張していることから、仮に現時点で移譲が困難である場合、府省としてより具体的な理由を提示すべきではないか。 ○ 事務処理特例による移譲に係る協議を行っていない個別の指定都市及び道府県、幼稚園連団体等の状況を確認した上で検討されるところだが、本提案は指定都市の総意として提出されていることや、全国知事会からの意見では、「指定都市へ権限移譲すべきである」との見解が示されていることを踏まえ、実現に向けて検討すべきではないか。</p>	<p>認定なども閣の認定に係る事務・権限の移譲の状況や課題等についてのアンケートを道府県、指定都市等に対して実施し、現在、その調査内容を精査しているところ、今後、その調査結果を基に、対応方針を検討する予定。</p>			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
212	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る国費は「保育所部分」に対する「保育所等整備交付金（厚生労働省）」、幼稚園部分については「県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の手続が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。（参考）保育所部分（保育所等整備交付金）：国から市町村への直接補助 幼稚園部分（認定こども園施設整備交付金）：国から都道府県経由で市町村への間接補助	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園は新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分についても、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ、内容の精査等を行った上で進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法 第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本再生のための将来世代応援知事同盟	認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要であり、現時点での回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。	交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。 なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしていることであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際には多大な負担を与えていることにつき、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。		

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続きは、新設に加え改設や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、供用部分の1号、2・3号入所定員数等による区分といった煩雑な作業・手続きが必要となっている。</p> <p>県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省へ進達するにに対し、幼稚園部分は市町村の施設毎の届出は文部科学省で内容審査を行つてお問い合わせ、県から同省への交付申請を行つて、県から市町村へ交付するための交付手続要領・委嘱書の整備や交付手続が必要となるといった二重事務が発生している。</p> <p>予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとも言える。</p> <p>このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさの観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考える。</p> <p>○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求める。</p> <p>○認定こども園施設整備の財庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々で、交付金事務が複数行なっている。また、事業実施にあたっても、両方の交付金の内訳が出てない事務に着手する事が出来ず、スケジュールの運びにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行なうこととする。</p> <p>○認定こども園の施設整備では、保育部分の整備は厚生労働省(保育所等整備交付金)を、教育部門の整備は文部科学省(認定こども園施設整備交付金)を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行なう場合、保育部分・教育部門の両方で整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金活用によることなく、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上換算して算出するなど手間がかかる。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、国の進めの施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものと考える。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続き事務の一本化を要望する。</p> <p>○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設となる。しかししながら、施設整備に係る国との補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設側は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。</p> <p>青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、柄木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本県、宮崎県、柳川市、岐阜県、大坂铁山市</p> <p>○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知間に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる事があつたため、所管の一元化などの改善をめざす。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度において、認定こども園の普及が議論されているなか、市の計画として、市立幼保施設にて認定こども園施設整備に対する補助予定をしており、文部科学省、厚生労働省それぞれの申請書類を提出する事務が生じている。事務の効率化や対外的ななみに、改めて認定こども園施設整備に対する補助金を活用する立場に当たる。保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うことになり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により分けて申請を行なっている。</p> <p>○認定こども園の算出は、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で折分したものである。各市町村にて算出する事務も煩雑となっている。</p> <p>○認定こども園施設整備に対する補助金を推進していくとともに、私立幼稚園及び保育所にて移行を実現する事務も煩雑となっている。</p> <p>○認定こども園の算出は、従来バラバラに行なわれていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、施設型給付金等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。</p> <p>私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る財政支援の先行きが不透明であるが、今後の動向により判断をしたく団が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつになっている。</p> <p>以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務統一等の改善を求めるものである。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に対する補助金は、同一施設であるにも関わらず幼稚園部分と保育所部分を文部科学省で厚生労働省で交付申請等を行なはばらず、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の形式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。</p> <p>また、交付金額の算出は、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で折分したものである。各市町村にて算出する事務も煩雑となっている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各市町村の補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。</p> <p>○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけではなく、事業者にとって複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設整備給付費と同様に、明瞭で簡便な仕組みの確立と制度の改善をめざす。</p> <p>○保育所等整備交付金は、県、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分の補助を行なっている。</p> <p>幼稚園本体と一緒に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市町の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。</p> <p>このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。</p> <p>○認定こども園整備を施設として一体的に進めることで、厚生労働省、文部科学省双方の内定を得つつことになるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和	病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)については、看護師等を利用児童おむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内に有する施設にあっては、看護師が常駐していなくても、看護師による対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童数の多い日に限り、保育士及び看護師等の資格を有した町村義務化業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考) 年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数18名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)  【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行ふことを認めいただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図るほか、事業者としても安定的な経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考える。	平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案) 病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点未発出であるが、案が提示されている)	内閣府、厚生労働省	島根県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代支援要綱(案)	病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。	提案を踏まえた回答であると承知しているが、回答の趣旨を要綱等において明確にしていただきたい。		

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>下川町、洞爺湖町、青森県、三条市、安曇野市、浜松市、福知山市、加西市、奥出雲町、江田島市、萩市、古賀市、熊本市、宮崎市、かほく市</p> <p>○総合戦略の策定と併せて、若者世代の移住定住の促進を図るべく、出生率の向上を目的に子育てがしやすい環境の整備を行う予定である。しかし、人口が減少している中山間地域で病児保育サービスに求められる保育士、看護師を常時雇用できるほど財政的余裕がなく、人材の確保も難しい。</p> <p>○H25年度保育のニーズ調査において、ニーズはあるものの少数であり、病院への委託を考えても、規制緩和なしでは実現は困難が予想される。</p> <p>○利用児童が少ない中では看護師等の常時配置が難しく、結果的に国庫補助要件を満たさないために自主事業として実施している施設もあるため、提案の趣旨に賛同する。</p> <p>○病児保育に関しては時期による利用人の増減が大きいため、特に利用の少ない月には安全面を担保しつつ、保育士・看護師等を隣接する保育所や病院等で勤務できるよう基準を緩和することにより、保育士・看護師不足の解消にもつながると考えられる。</p> <p>○医療機関内に病児保育室を設置して事業を実施している場合についても、病児保育室に看護師が常駐していない場合、緊急時には病院で勤務している看護師で迅速な対応ができる、また直接、医療につなげることが可能であることから、必ずしも病児保育室に看護師が常駐する必要はないと考える。</p> <p>○平成27年9月から病児保育を実施するべく準備を進めているが、山間の小都市であり看護師・保育士の確保が難しく、また季節ごとの利用者の増減が大きいと予測される。効率的な事業運営のため、規制緩和を求める。</p> <p>○病児保育施設がある病児・病後児保育施設で、利用者がいない日は他の業務(兼務)が可能となるよう認めていただきたい。</p> <p>○現在、当事業は未実施ですが、保護者のニーズや子育て環境整備の観点から事業実施への取り組みが急がれます。今後、保育所等の同一施設内で実施する場合は、病児用看護師の常駐ではなく施設内に配置されている保育士・看護師で迅速な対応が可能であるという要件緩和を希望します。また、看護師については、保健師、看護教諭のOB・OC活用も要件に加えてはどうか、いずれにしても、利用頻度と人材確保のバランスが難しいと考えます。</p> <p>○病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも異議があるといふと考える。</p> <p>○人口や子育ての少なむ中山間地域で病児保育事業を開拓しているが、看護師等の常時配置が困難かつ効率性も悪く、安定的な運営を行いたいには、国庫補助の対象となる職員配置要件の緩和が必要である。</p> <p>○病児保育事業の実施については課題のひとつであり、現在の制度での実施方法を模索している。条件が緩和されることにより本事業の実施の可能性が高くなることから、条件緩和は必要だと考える。</p> <p>○病児保育のニーズは高いものの、時期による変動や、当日のキャンセル等が多く、常勤の職員を複数雇用することにより、施設側の経済的負担が過大となっている。左記のように配置要件が緩和できれば、実績に即した柔軟な運用が可能になると想われる。</p> <p>○現在、6施設に事業を委託しており、年間延べ3,500人程度の利用実績があるが、収働率は50%を下回る状況にある。また、委託先においては、看護師の人材確保で苦労している状況も見られる。本提案のように、看護師の配置要件が緩和されれば、人材の効率的な活用が図られるとともに、よりニーズに沿った事業実施が可能になるものと考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業における国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。</p> <p>○ 現行制度の下で、提案の内容は実施可能であることが実施要綱からは読み取りづらく、また、どこまでが可能なのかについても不明確である。事業者等にとっても分かりやすくするという観点から、実施要綱へ明記するなど、対象範囲の明確化を行うべきではないか。</p> <p>○ 病児保育事業については、地域の状況により様々な実施形態があるため彈力的な対応を行うべきものとの考え方が示されたが、今後検討される通知等においては、その旨を明確に記した表現振りを検討すべきではないか。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>○ 利用児童の急変時の対応や保育士及び看護師等の有資格者の確保について留意すること。</p>	<p>前回回答のとおり、病児保育事業の実施に際しては、児童の安全面、衛生面等に十分配慮されていることを前提とした上で、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。</p> <p>上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である旨の事務連絡を各自治体宛てに今後発出することとする。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
216	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	【具体的な支障事例】 ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。 (県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名)  看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、「修業する期間に相当する期間」(以下「支給対象期間」といいます)は、上記2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。	【具体的な支障事例】 ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。 (県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名)  看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、「修業する期間に相当する期間」(以下「支給対象期間」といいます)は、上記2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により時限的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、現在に至っている。 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。 その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の多くが常勤雇用に就いている。 ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。 【本県における対応】 なお、本県では全期間を給付金の支給対象とすることの重要性に鑑み、26年度から県単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした。(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は5名と増加に転じた。)	各府省からの第1次回答	母子父子福祉資金はあくまでも貸付金であるので、返還が必要となる。修業開始時・修業中など、まだ就職先も決定しておらず、将来の見通しも不安定の中で貸付金を受けることは、返還に対する本人の経済的・心理的な負担が大きいことから、3年目を貸付金で対応することは制度として不十分である。 実際に、給付金の支給上限が2年間に短縮された平成25年度においては、鳥取県内で3年以上の課程での修業開始者は0人であった。一方で、鳥取県では3年目以降の給付金を継続して支給する事業を開始した平成26年度からは、3年以上の課程での修業開始者が増加している。このことから、3年以上の課程での修業期間の全期間の生活の安定の確保が、資格取得(修業開始)に踏み切るインセンティブとなっているものと考えられる。 高等職業訓練促進給付金事業は、経済対策によって給付金支給期間が拡大されたことにより、申請者が増加し、多くのひとり親家庭が資格を取得され、その後の常勤雇用にも結びついている。当該事業は、非常勤での雇用の割合の高いひとり親家庭にとって、大変有効な就業支援策である。 また、近年では給付金の非課税化など、ひとり親家庭の状況に応じて徐々に制度が改善されているところであるが、ひとり親家庭の様々なニーズに応え、全てのひとり親家庭が夢を諦めることの無いような支援を実施するために、修業期間の全期間の生活の安定を確保する必要があることから、3年目以降の期間の給付金の支給について引き続き強く要望する。	見解	補足資料



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
222	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	高等職業訓練促進給付金事業の支給対象期間の拡大(上限2年→3年)	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象期間を現行では上限2年に制限しているところ、3年に拡大することを求める。	ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業することをもって自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要。 看護師等の資格は取得3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲はあっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。 なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項	厚生労働省	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、堺市	高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により時限的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、現在に至っている。 さらに平成26年4月には、母子寡婦福祉法の改正を行い、高等職業訓練促進給付金を法定化・非課税化することによって、実質的な負担軽減を図ったところであり、全体としてみれば改善されたと評価できることがあると考えている。 また、看護師など3年課程の養成施設で修学する場合には、3年目を母子父子福祉資金の貸付により支援することも可能である。今後、更なる制度改革のため必要に応じて検討を行うこととした。	平成26年4月の母子寡婦福祉法の改正により、高等職業訓練促進給付金が法定化・非課税化されたことは評価できるが、支給期間が3年間から2年間に短縮されたことにより、3年間養成機関に通う必要がある看護師等については意欲はあっても資格取得を目指すハードルが高くなっている。 3年目を母子父子寡婦福祉資金貸付により支援することも可能ではあるが、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないため、受給者の不安も強いところである。 ひとり親家庭に対して資格取得を促進し、安定した収入・就労による自立へつなげていくためには、支給期間を2年間から3年間に戻すなど、さらなる制度の改善が必要と考える。		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
36	A 権限移譲	雇用・労働	ハローワークの全面移管	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 ○本県の一連的実施「あいち労働総合支援プロジェクト」に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16か所2出張所 【懸念の解消策】 ① 雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ② 職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県が一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③ 全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一連的実施は十分可能。 ④ ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の方針からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、一連的実施事業、ハローワーク特区、ハローワークの求人情報を地方公共団体オンラインで提供する取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 また、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一連的に行実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成27年7月1日現在34自治体(15都道府県)と締結されているが、このよう協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた労働権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介・雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一連的に実施。地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表。 ※ハローワークは全国に544カ所あり、一連的実施設を275カ所設置するなど地域に密着して業務を実施)、年間のべ600万~700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。	国は職業紹介業務と自治体業務の一連的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供等、現行制度上の取組を積極的に進めるとともに、組織が異なり、指揮系統が別となる以上、都道府県と国は別々に人員・予算を措置する必要があり、二重行政が生じる懸念は依然解消されない。國と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって対策を進めるためには、都道府県圏域における業務は都道府県が、広域にわたる業務は国が、それぞれ分担したうえで、連携して施策を推進していくなければならないと考える。 このため、都道府県単位で設置されている労働局と所管するハローワークについて、都道府県への速やかな移管を実現し、都道府県がそれぞれの地域の実情に応じ、雇用施策を効果的に運用できる体制を整えることが必要である。 また、都道府県圏域にとどまらない統一的、一元的な管理の必要性に関しては、提案中の「懸念の解消策」(から4)で述べたとおり、国が全国統一的な基準を策定し、必要に応じて指導監督を行うこととし、具体的な適用を地方に委ねることとすれば十分可能であり、提案を実行するうえでの支援となるものではないと考える。						

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	<p>【全国知事会】      まち・ひと・しごとの創生のために、「しごと」が「ひと」を呼び込むようにする必要があり、求人と求職を適切にマッチングさせていくことはその要である。      就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができるなどから、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。</p> <p>そのためにも国において一體的の実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行う必要がある。</p> <p>地方移管が実現するまでの間は、一體的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要であり、一體的実施、ハローワーク特区における実施期間の延長や国の意思決定の迅速化、一體的実施における周からの就職実績の積極的な情報提供や雇用保険・職業訓練受講指導等の国の就職に関するサービスのさらなる拡大、ハローワーク特区における実施箇所の拡大と取組内容の充実等をるべきである。</p> <p>【全国市長会】      提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>求職者・求人は、都道府県を越えて求職・募集活動を行っており、利用者の実態に合わせて、国として行う無料職業紹介事業は、地域の制限なく国が運営するハローワークの全国ネットワークで行なうことが効率的である(例えば、求人事業主は能力・適性により採用を決めており、国が都道府県を越えた職業紹介だけを扱うこととした場合、極めて非効率なものとなる)。</p> <p>また、雇用保険制度の適正な運営や全国一斉・迅速な雇用対策等を効果的に実施するためには、厚生労働大臣の指揮命令の下、一の組織で対応することが最も効率的である。なお、地域の雇用問題の解決のために、上記の国の業務と相まって成果が上がる多様な取組が必要と考える。</p> <p>なお、平成27年9月2日の地方分権改革有識者会議(第22回)・提案募集検討専門部会(第27回)合同会議において、平成27年1月30日の閣議決定や全国知事会の「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」を踏まえた議論を行うこととされたところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
129	A 権限移譲	雇用・労働	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	<p>職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な支援が可能な地力へ移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一休的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。</p> <p>【制度改正の必要性】 本県の雇用情勢は、平成27年3月の有効求人倍率が1.21倍と全国平均を上回っているものの、業種により求人の偏りが生じており、正社員の有効求人倍率も0.59倍と全国を下回っており、安定的な雇用を創出するため、企業の人材ニーズを踏まえた支援等の施策展開が必要。</p> <p>新規学卒者の内定状況が好調な一方、なお残る未内定者に対する支援、生活困窮者への住居・生活資金等の生活基盤の確保等も併せて就労による自立支援、東日本大震災による避難者に対する生活から就労までの総合的な支援、仕事と育児の両立等に係る支援による女性の就労促進等、求職者に対するきめ細かな支援が必要。</p> <p>これらの課題に対し、ハローワークが行う職業相談・紹介・求人・求職の実態、ニーズに関する情報を県等の施策に反映することで、本県における就労支援の更なる強化を図り、県民サービスや利便性の向上に繋げることが可能となる。</p> <p>平成25年度より開始した、県と労働局の一休的実施による「トータル・ジョブサポート」においては、平成26年度、山形市において105人（計画100人）、酒田市において67人（計画60人）、7月に新たに開設した新庄市において12人（計画12人）、同じく米沢市において47人（計画14人）の就職に繋がり、いずれも計画と同以上の成果を挙げており、ハローワーク機能が完全に地方に移管されることで、施策面のより一層の充実と、機能の向上が期待できる。</p> <p>国は、先に閣議決定した「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本県を含む地方の「一休的実施」等の取組の成果と課題を検証したうえで、ハローワークの地方移管を速やかに実現するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条</li> <li>・職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条</li> <li>・厚生労働省組織規則第792条、第793条</li> <li>・雇用保険法第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第41条、第47条、第51条、第52条、第53条、第55条の3、第59条、第59条・職業能力開発促進法第26条の7</li> </ul>	厚生労働省	山形県	<p>ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成26年の方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、一休的実施事業、ハローワーク特区、ハローワークの求人情報を地方公共団体オンラインで提供する取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。</p> <p>また、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため引き続き労働局ご連携を深め、雇用対策を一休的に実施していただきたい。</p> <p>なお、雇用対策協定は平成27年7月1日現在34自治体（15都道府県）と締結されているが、このよう協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。</p> <p>※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた労働権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介・雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一休的に実施。地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。</p> <p>※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表。</p> <p>※ハローワークは全国に544カ所あり、さらに、一休的実施設を275カ所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。</p>	<p>本県においては、ハローワークの県への移管に向けての実証実験の取組みとして、職業相談と職業紹介をワンストップで提供し、相談者に対して関係機関による総合的な就労支援を行つて一休的実施を行つていている。</p> <p>このことについては、「平成25年の方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、「ii）以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進めること」とされており、他県における同様の取組みやハローワーク特区と共にこれまで3年間実施されている取組みをもとに、国において成果と課題について早急に検証を示されている。</p> <p>なお、全国知事会による検証では、一休的実施及び特区の取組みで大きな成果が出ておりものの、O-休的実施において、施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない。O特区制度において、都道府県知事の指示権には限界があり、県の意向による職業紹介までの一休した支援の実現は困難である。新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応に限界があるなどの課題も示されている。</p> <p>※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表。</p> <p>※ハローワークは全国に544カ所あり、さらに、一休的実施設を275カ所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。</p>			
221	④ 地方に対する規制緩和	雇用・労働	ハローワーク求人情報の委託訓練機関等への提供	<p>委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくとも、オンライン提供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報提供の対象外となっていた。</p> <p>訓練を就職へ直接つなげるには、訓練実施機関でも求人情報を提供できるところが効果的であり、訓練受講者等が訓練機関で求人情報を端末を検索できるようになり、受講者・求職者の利便性も向上することから、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。</p>	<p>都道府県が民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」及び事業主等が行う「認定職業訓練」については、職業紹介の許可を受けた機関を除き、ハローワークの求人情報提供の対象外となっていた。</p> <p>訓練を就職へ直接つなげるには、訓練実施機関でも求人情報を提供できるところが効果的であり、訓練受講者等が訓練機関で求人情報を端末を検索できるようになり、受講者・求職者の利便性も向上することから、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。</p>	<p>ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7</p>	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県	<p>公共職業訓練等の受講中や受講後の就職支援については、現在も訓練機関と公共職業安定所が連携しながら実施しているところではあるが、ハローワークの求人情報を訓練機関に提供することで、更に連携が強化され、訓練受講生の就職も促進されることから、今後、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対しては、地方自治体経由等でハローワークの求人情報を提供可能とする方向で、利用規約等の見直しを検討して参りたい。</p>	<p>職業紹介と職業訓練の連携に向けて、効果的な制度改正の検討をお願いする。</p>		

<新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	<p>【全国知事会】          まち・ひと・しごとの創生のために、「しごと」が「ひと」を呼び込むようにする必要があり、求人と求職を適切にマッチングさせていくことはその要である。          就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができる事、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができる事、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができるなどから、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。</p> <p>そのためにも国において一體的の実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行う必要がある。</p> <p>地方移管が実現するまでの間は、一體的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要であり、一體的実施、ハローワーク特区における実施期間の延長や国の意思決定の迅速化、一體的実施における国からの就職実績の積極的な情報提供や雇用保険・職業訓練受講指針等の国の就職に関するサービスのさらなる拡大、ハローワーク特区における実施箇所の拡大と取組内容の充実等を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】          提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、まずは①一體的実施事業や②地方自治体への求人情報のオンライン提供等の地方自治体と一緒にとした雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携事例の全国展開をさらに進めていく方針である。</p> <p>ハローワークの地方移管は困難であるが、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化に繋がると考えている。労働局と雇用対策協定を締結など、ハローワークの業務に知事の意向を反映し、貴見の施策とハローワークの要素をこれまで以上に一體的に実施していく方法もあると考える。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表(<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p> <p>なお、平成27年9月2日の地方分権改革有識者会議(第22回)・提案募集検討専門部会(第27回)合同会議において、平成27年1月30日の閣議決定や全国知事会の「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」を踏まえた議論を行うこととされたところである。</p>
	<p>【全国市長会】          提案団体の意見を尊重されたい。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
88	■ 地方に対する規制緩和	雇用・労働	職業紹介行為の事業所要件の廃止	<p>【規制の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。</p> <p>【制度の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。</p> <p>【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場者に民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。</p> <p>【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができない。そのため、求職者は事業所に赴き求職の申込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的に実施することも多く、求職者にとって身近で相談する機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供者が職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。</p> <p>また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。</p> <p>【改革による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社面談会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。</p>	<p>職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項</p>	厚生労働省	九州地方知事会	<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業に関する検討会」の検討を開始したところ、同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。</p> <p>(追加の支障事例)            ・他の機関が主催する「合同企業説明会」や「移住相談会」等にUターンアドバイザー(県嘱託職員)が出席し相談対応しているが、その場で職業紹介ができない。            ・ジョブカフェ・フランチで無料職業紹介を行っているが、同フランチ所在地から離れた地域については、「出前相談」などを実施。その際、出前先で職業紹介事業ができない。</p>				
303	■ 地方に対する規制緩和	雇用・労働	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者に許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	<p>【提案内容】 少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年求職者を中心としたマッチングさせていくことが不可欠である。</p> <p>このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が開催する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者に委託して実施する場合(以下「民間企業面接会」といいます)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者に許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。</p> <p>さらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に開設する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようにする。</p> <p>【既存制度の概要】 ○職業安定法 第33条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 ○無料職業紹介事業許可基準 事業所に関する要件 「無料職業紹介を行おう事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行おうに適切であること」※なお、有料職業紹介を行おう事業所も同様の要件である。</p> <p>【支障事例】 大阪府の届出による職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接会を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあつても多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。</p>	<p>職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準</p>	厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業に関する検討会」の検討を開始したところ、同検討会については「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。</p> <p>国が掲げる地方創生の流れを受け、全国的に東京圏から的人材還流に取り組んでいる。その取組手法の1つとして、東京圏における府内企業が実施した合同企業面接会の開催があるが、労働局(ハローワーク)との調整に加え、遠方に実施するなどして府内での開催を以て調整時間をする。そのため、面接会の開催は実質不可能に近く、全国的に地方創生に取り組む上で支障が生じている。</p> <p>学生の就職活動期間が短縮された中、面接会の開催に今まで以上の調整時間を要することや面接機会が失われることは、人材を求める企業と求職者の双方に不利益が生じる。</p> <p>以上のような国の施策方針及び支障事例があることから、平成28年夏までの取りまとめを待つではなく、公共性があり、高い倫理観が求められる地方公共団体が主催する合同企業面接会の場合だけでも、平成28年度から先行して規制を緩和されたい。</p>				

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
愛知県、兵庫県	<p>○平成27年度、首都圏等県外在住者の県内への移住、就職等に関する相談に対応する拠点を東京都内に新設した。しかし、面積等の要件の関係で無料職業紹介所となりえないため、その場では相談者に対して個別の企業への紹介等ができるといつ問題が生じている。</p> <p>○実施している就職説明会にはUJターンの参加者も多いことから、事業所要件の廃止により多くの求職者の参加が期待できる。</p> <p>○民間職業紹介事業者への委託によりUJターンの促進を図る「地域しごと支援センター」の設置を進めている。</p> <p>センター受託事業者はUJターン促進のため、首都圏で様々な出張相談や企業説明会等のイベントを開催する必要があり、同様の支障事例が生じるおそれがある。</p> <p>○国が進める地方創生の取組の中で、自治体による企業合同就職面接会の開催ニーズが高まっているなか、首都圏を始め、あらゆる場所での開催が求められているが、職業紹介事業の取り扱いの中で、現状、開催ができない状況にあり、企業説明会に止まっている。</p> <p>○左記の支障事例の記載内容に加え、大学での取組等事業所以外での活動において、相談者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができないなど、利便性を欠いている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会について「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。ご要望も踏まえ、この検討会において、平成28年夏を待たずに、対応可能なものについては速やかに措置してまいりたい。</p>
愛知県、熊本県	<p>○民間職業紹介事業者への委託によりUJターンの促進を図る「地域しごと支援センター」の設置を進めている。</p> <p>センター受託事業者はUJターン促進のため、首都圏で様々な出張相談や企業説明会等のイベントを開催する必要があり、同様の支障事例が生じるおそれがある。</p> <p>○他の機関が主催する「合同企業説明会」や「移住相談会」等にUJターンアドバイザー(県嘱託職員)が出席し相談対応しているが、その場で職業紹介ができない。また、ジョブカフェ・ブランチで無料職業紹介を行っているが、同プランチ所在地から離れた地域については、「出前相談」などを実施。その際、出前先で職業紹介事業ができない。</p> <p>○地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会、大学での活動において、相談者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができないなど、利便性を欠いている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p>		<p>地方公共団体が行う職業紹介事業も含め、雇用仲介事業等については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始したところ。同検討会について「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしている。ご要望も踏まえ、この検討会において、平成28年夏を待たずに、対応可能なものについては速やかに措置してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
108	A 権限移譲	雇用・労働	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等についての指揮、援助等による「指導、援助等」権限の都道府県への付与	【支障事例】 県の各労政事務所において、日々、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めている。 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項には、国の責務として「指導（一行政指導）、「援助」、「広報」、「啓発活動」について規定され、同条第2項には県の責務として「広報その他の啓発活動」は規定されている。 県の責務として「指導、援助等」は規定されていないため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」上の「指導、援助等」をどこまで行ってよいか疑義があり、現在、踏み込んだ対応を行っていない。 【制度改正の必要性】 法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、法律の根拠に基づく行政指導を行うことができる。（つまり、事業所に対し訪問理由を明確に説明することができる。単なる普及啓発から一步踏み込んだ対応をすることができる。）労働局や労働基準監督署よりも頻繁に訪問することができるため、各事業所の実態に合った指導を行うことができる。等のメリットがある。 「援助」について、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、予算措置（=財政的援助）も含めた対策を検討することができる。	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項	厚生労働省	栃木県	労働時間等の設定の改善は、国が直轄する労働基準行政との関連が強く、基本的には労働基準行政と一緒に実行することが必要であり、地方公共団体に労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の事業主等に対する指導、援助等の責務を負わせるまでは必要ないと考えている。 貴重におかれでは、日頃より、事業主等の労働時間等の設定の改善に向けた自発的な努力を促進する取組を行っていただいているが、事業主等に対し、労働時間等の設定の改善のための助言等を行うことは現行法の枠組みにおいても禁止されているものではない。引き続き、働く方の仕事と生活の調和の達成の実現に向けての御協力をよろしくお願ひする。	本県においては、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めているところはあるが、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、県内事業所の実情に即したより具体的な助言を積極的に行うことが可能となり、効果的に労働時間等の設定の改善を推進することができると考える。			
77	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードにおける照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要となる事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項目38に記載されている事務を処理するために情報連携する特定期間は、住民票関係情報は、住民票に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めたものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の立たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法第9条	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	豊田市、山梨県	まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えます。	事務の具体的な流れとして、以下のとおり事務を処理しています。 【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】 ① 医療費補助の対象者（就学援助）の認定、通知。 ② 医療費補助対象案件が発生したときに、該当校から報告を受領。 ③ 報告内容の審査、医療券を交付。 ④ （保護者）医療券を持って受診。 ⑤ （医療機関）治療後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。  【就学援助の認定について】 ①（保護者）就学援助（医療費の援助を含む）の申請 ② 要保護世帯の認定（生活保護関係情報より） 生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。 ③ 準要保護世帯の認定（住民票関係情報と地方税関係情報から算定） 豊田市では生活保護基準の1.3倍未満の世帯を準要保護世帯と認定している。  【就学援助申請時の必要書類】 ① 就学援助申請書 ② 所得証明書（転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合） 住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより行内で内容を確認している。  この事務上において、生活保護関係情報と準要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。 また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より 「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第八条第一項（基準及び程度の原則）において、「（省略）その後、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一義的に地方税関係情報が必要と考えられます。 【学校保健安全法施行令より】 (要保護者に準ずる程度に困窮している者) 第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校部若しくは中学校部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」とい）に準する程度に困窮していると認める者とする。 2 教育委員会は、前項に規定する認定を行ふため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。	有 就学援助申請書		

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
		<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める</p>		<p>第1次回答で述べたとおり、労働時間等の設定の改善は、国が直轄する労働基準行政との関連が強く、基本的には労働基準行政と一緒に実行することが必要であり、地方公共団体に労働時間等の設定の改善に関する特別指針法の事業主等に対する指導、援助等の責務を負わせることまでは必要ないと考えている。 また、地方自治体が事業主等に対し、労働時間等の設定の改善のための助言等を行うことは現行法の枠組みにおいても禁止されているものではない。 引き続き、働く方の仕事と生活の調和の達成の実現に向けての御協力をよろしくお願いする。</p>
能代市、小山市、高根沢町、春日部市、豊橋市、安城市、八尾市、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、沖縄県	<p>○準要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。 ○医療に要する費用の援助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報を利用できるよう緩和することが必要。 ○当団体の主張のとおり、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準する程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。 ○学校保健安全法第24条の援助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため住民票関係情報は基より生活保護関係情報、地方税関係情報も必要となる。 ○当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、男童扶養手当受給者も准要保護者としていることから、児童扶養手当関係情報も提供を求めることができる特定個人情報に追加すべきと考える。 ○番号法別表第39項に記載されている事務において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の結果をお願いする。 ○就学援助の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日と本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得課税証明書を取り寄せることでらつていて、具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。 ○豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準する程度に困難しているかの判断の主たる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において)条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法で規定すること。</p>		<p>当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報が必要であると判断されれば、ご提案の実現に向けて文部科学省と協議をしていきたいと考えております。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
24	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も「住所地特例制度」の対象とする。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里帰りを促進するため、「住所地特例制度」の適用対象を拡大することを求める。  具体的には、 ・首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が ・美家等(サービス付き高齢者向け住宅・宅に登録された空き家等)へ里帰りする場合に、 ・必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合 も「住所地特例制度」の対象とする。 ※住所地特例が認められるサ高住 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス (制度改正の必要性等) 首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。 一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の離が失われ、人口流出が加速するおそれがある。 そこで、首都圏に住むゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力を生じる出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国一タールで建設コストの節減ができる。 加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の事が確保され、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会で住む高齢者が、医療・介護資源が充実し自然豊かで食べ物がおいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢者に潤いをもたらす。	介護保険法第13条 高齢者住まい法 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	厚生労働省 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	高齢化が相当進展している地方においては、今後高齢者人口自体の減少が見込まれることから、特養等施設の空きが生じる地域もあると考える。 そのため、都市部に居住していた高齢者の里帰りを促進することも一つの対応策であることは理解する。ただし、先般の地方移住の促進という民間提案に対して、様々な反発があつたように、それは強制ではなく、また財源ありきの発想ではなく、あくまでも高齢者本人が希望する場合に実現すべきもの。 高齢者本人が里帰りを希望するようになると、住所地特例が適用されるかどうかは本人にとっては関係がなく、むしろ魅力ある地方の受け皿の整備が重要。現在内閣府で検討が進められている日本版CCRC構想が有力な受け皿になると考える。 同構想において提供する住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅」も基礎として検討することとされており、安否確認・生活相談に加えて食事の提供や介護の提供、家事の手伝い、健康管理の供与のいずれかを実施するものであれば、介護保険法上の住所地特例を適用することが可能となるものであることから、積極的にこの活用を図ることで、適切な対応が可能となると考える。	高齢者の地方移住は、当然に本人の希望に基づき行われるべきものであり、例えば広域連合の構成団体の徳島県では、ゆかりのある東京圏在住の方に、ご本人の希望に基づき、自然豊かな徳島でゆとりある生活を過ごしていただくことを目的として「ゆかりの高齢者の里帰り」を推進している。 財源ありきの発想ではなく、地域特性を活かした魅力的な受け皿づくりを推進すべきと考えており、受入体制や環境整備に大きな役割を果たすのは市町村である。しかしながら、多くの市町村は将来の介護費用の負担増大を懸念し、受け皿整備や移住促進に積極的に取り組むことができない状況にある。こうした市町村の懸念を払拭しない限り、日本版CCRC構想の推進は困難である。 食事や介護等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅には住所地特例が適用されるが、そうしたサービスに係るコストは結果的に利用者の負担増を招く。 一方、日本版CCRC構想では、高齢者が元気なうちに本人の希望に基づき地方に移り住むことを想定しており、そうした方には食事や介護の提供等の任意サービスは不要であると考えられ、ニーズのないサービスに係る提供体制を整備する必要性は乏しい。 また、徳島への里帰りに関する意識調査では、85.9%の方が、移住先の住居として実家の一般住宅を希望しており、空き家となっている実家等を活用し、必須サービス(安否確認・生活相談)のみを提供する低コストな「戸建で分散型サービス付き高齢者向け住宅」は高齢者のニーズにも合致する。 こうしたことから、必須サービスのみを提供するものについても「住所地特例」を適用することで市町村や事業者の積極的な取組が期待できるなど、その意義はあると考えている。			

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
銚路市、花巻市、遊佐町、安曇野市、富士宮市、福知山市、三宅町、萩市、阿蘇市、宮崎市、延岡市、高知県	<p>○夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スギ・ヒノキの花粉が観測されないことから、晚冬季の満在に於いても快適に過ごせる。本市での暮を望まれる方が増加傾向（H26年度280件の問合せ）にある中、介護保険に係るサービスを滞在中ににおいても住所地と同様にうけることを望まれる人がいる。</p> <p>○高齢者の都市部から地方への移住を促進することについては創意検討中ではあるが、介護保険の住所地特例制度について、住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合においても適用対象に含めることについては、必要であると考える。</p> <p>○移住先の自治体が保険給付負担することは、公平性に欠けたため制度改正の必要性を感じる。</p> <p>○高齢者の都市部から地方への移住は、介護保険の給付額を増加させ、市の負担増や保険料増が予測される。</p> <p>※現在は食事の提供が無ければ住所地特例にならない。</p> <p>○里帰りを民裏の移動を伴わない一時帰郷とした場合は問題ないが、都市部で就労していた者が定年後、故郷である本市に戻り定住した場合は、同様のケースの発生が考えられる。</p> <p>○サービス付き高齢者住宅の所在市町村の負担を軽減するため、住所地特例施設の適用対象にすべきと考える。</p> <p>○現時点では本市のサービス付高齢者向け住宅は1つしかないが、今後の取り組みを考えた場合、CCRCを進めていく上で、本提案は重要である。</p> <p>○大都市に住む高齢者の多くが地方に移住すると、将来的には移住先の市町村において介護を要する高齢者が増加し、介護保険の財政的な負担の増嵩や介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を受入れた場合の介護費用の負担のあり方について検討が必要と考える。</p> <p>○住所地特例の具体的な見直しにあたっては、大都市からの移住者をどの範囲で把握し、管理するかなど自治体の業務が繁雑とならないよう、慎重な検討が必要と考える。</p> <p>○介護保険料が県下1位であり全国でも上位となっております。そのため高齢者の移住者が増加すればするほど介護保険料に影響が出てきます。また、その移住してきた高齢者が施設に入所することにより從来から当市に居住している高齢者が施設に入れない事態が予測されることがからぜひ移住者への住所地特例を進めていただきたい。</p> <p>なお、当市においては、松山市に隣接しており、住環境に恵まれているため移住してくる人が多くなると予測されます。</p> <p>○軽入後しばらくして、要介護（要支援）認定となる方が多数確認されている。</p> <p>○「サ高住」は全て有料老人ホームに該当するサ高住として住所地特例対象となっている（H27.4.1施行より）が、今回の案件は、安否確認と生活相談（必須サービスのみ）の場合も住所地特例対象施設の対象とする見直しを求めていたものであり、所在市町村の財政負担増を考えると同意見である。</p> <p>○今後、地方移住が促進されれば、現行の住所地特例制度では地方の財政負担が増加するこれが懸念される。ただ、住所地特例制度の見直しだけではケースが多様化、複雑化が想定され対応が困難と思われる。このため調整交付金制度の見直しも合わせての解決を要望する。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充すべき。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握、管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。</p>	<p>○調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものなのか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構想が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能な費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。</p> <p>○政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住所地特例制度を活用することはできないか。</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅について、例えば現在は食事の提供をしていないでも、将来において食事の提供を行うことを取り決めている場合には、有料老人ホームに該当し、現在でも住所地特例の対象である。</p> <p>○高齢者が移住を希望するに当たっては、例え移住した時点では生活支援サービスは不要であるとしても、将来的に必要となる場合には食事等の提供も可能となるような魅力ある受け皿がなければ安心して移住できないと考えられることから、現在の住所地特例を活用することで適切な対応が可能となると考えている。</p> <p>○なお、調整交付金に関し、モデル的にシミュレーションしたところ（別紙1）のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっていても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>○また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いはない。また、ある基礎自治体については、次期制度改革に向けて検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年（移住者が85歳になることを想定）以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合、よりほぼ低くなる見込みである。</p> <p>○さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額を増加する仕組みとなっている。</p> <p>○以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料・地方負担分とともに適切な財政措置がなされると考えており、住所地特例の拡大については、全国行長会等により懸念が示されていることより、保険者の事務負担が増加することによるご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することなることから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
188	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険制度における住所地特例の見直し	都市部から地方への里帰りや、移住を促進するため、介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。	【現行制度】現在の介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を行うこととなっている。しかしながら、高齢者が元気うちに地方に移住し、その後に介護保険を利用するようになつた場合は住所地特例制度の対象外となつており、この場合は移住先の自治体が負担することとなる。 【支障事例】現行制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一環として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組みを取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることとなる。 【支障の解消策】進学や引継ぎで都市部に出て行ったゆかりのある高齢者の里帰りや、都市部から地方への移住を促進するため、住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合も含めるとのとする。住所を移してから施設入所するまでの期間については、例えば、一定の年齢以上に地方に移住した者については、その後の期間にかわらず、施設入所した場合や在宅サービスを利用した場合には、住所地特例の対象となることを考へている。介護サービスに係る費用については、例えば、直前の住所地の保険者が一定割合で負担し、将来的にはマイナンバー制度の導入に伴い過去の住所地の保険者も費用を按分して負担する制度の導入などが考えられる。 ※全文は別紙参照	介護保険法第13条	厚生労働省	和歌山県、兵庫県、鳥取県	住所地特例の一般住宅等への拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。 住所地特例の拡大を適用することは、他自治体への高齢者の転出超過となつている約6割の自治体において、負担増となるおそれがある。また、県内でも地方の町村部からその地域の中核都市に移住するケースが多く、町村部は高齢者の転出超過となつており、このような場合には町村部の負担増となつてしまい、地方創生に逆行するおそれがある。 住所地特例は、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、住所のある住宅まで制度を拡大することは自治体責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがあることから適当ではない。 なお、高齢者の移住が移住先自治体の負担増になるという点であるが、 ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全休の1割程度（同年代100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ）。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。 ・また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でブルーベル各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。 ・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このよう財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられない。 したがって、今後高齢者の移住等により高齢者が増加しても、経済効果、住所地特例、財政調整等の効果によりただに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していくだけるようになることが重要である。 ご意見が高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあるのであれば、このような自治体を支援する観点から、特に年齢が高い高齢者が多い自治体に今よりもきめ細かく国の財源を配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向けて調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。	【概要】今回の提案に関しては、 ・負担調整の手段として、住所地特例のみにこだわっていないこと、 ・負担調整の対象についても、政府が進めようとしている大都市から地方に移住する場合のみを考えており、地方の町村部から地方の中核都市に移住するようなケースは対象外と考えていること、 ・今回の提案は、介護費用に係る地方負担分を問題視しているので、調整交付金で調整される介護保険料を問題視しているわけではないこと、である。  この上で、今回問題としているのは、移住者が若いときに都市部の自治体に所得税などの多くの税金を納めた後、地方の自治体で施設整備を含め介護などに係る費用を負担する仕組みが不公平であるということである。その一部は地方交付税で措置されているが、地方交付税の額は、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を差し引いた額とされ、このうち「基準財政需要額」には、高齢者数などを踏まえた高齢者福祉に係る費用が見込まれているが、その一方で、若いときに支払う多くの税金はそのうち75%しか「基準財政収入額」に見込まれていない。 したがって、大都市であるB自治体から地方であるA自治体への高齢者移住が進めば進むほど、AはBと比べ、移住者が「若いときに支払う地方税などの税金の額」から「移住後に支払う地方税などの税金の額」の差額の25%分だけ負を得るという不公平が生じると考えるため、地方に移住する者の介護費用に係る地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）に限る都市部と地方との調整について、地方交付税で十分に措置されているとは考えておらず、留保財源率の見直しを求めるものではないが、この不公平を改善する必要があると考える。	※全文は別紙参照	有(提案団体からの見解(全文))

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>◎夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スキーノキの花粉が観測されないとから、暖冬年の湿在においても快適に過ごせる。本市での避暑を望む方が増加傾向(12年度280件)の間であります。介護保険におけるサービスも湿在においても住所地と同様に行けることを望まれる人がいる。</p> <p>◎介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に住む場合に、既存の特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を行うことなどとなっています。しかししながら、高齢者が元々うちに地方に移住し、その後に介護保険を利用するようになつた場合は住所地特例制度の対象外となつてあります。この場合は移住先の自治体が負担することとなる。</p> <p>◎高齢者の都市部から地方への移住を促進することについて(既認定サービスとの利用で判断すると事業費が無効化するのではないか)。</p> <p>◎都道府で就労している者が定年後、故郷であるに限り在住した場合、同様のケースの発生が考えられる。</p> <p>◎都圏に定められた対象施設や介護(分譲マンション等)が多く存在している。今後の高齢者移住施策の進展や地域経済情勢によっては、高齢者の移住に拍車がかかるこも非常に予想されることがある。このことから高齢者に対する影響は非常に大きい。65歳以上の高齢者の入所者数(12年度実績)356人、介護認定者の在籍人数をく。</p> <p><b>鶴路市、高知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、三重県、愛知県、静岡県、長野県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県、大分県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県、高崎市、かほく市</b></p>	<p>◎夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スキーノキの花粉が観測されないとから、暖冬年の湿在においても快適に過ごせる。本市での避暑を望む方が増加傾向(12年度280件)の間であります。介護保険におけるサービスも湿在においても住所地と同様に行けることを望まれる人がいる。</p> <p>◎介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に住む場合に、既存の特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護サービスに係る負担を行うことなどとなっています。しかししながら、高齢者が元々うちに地方に移住し、その後に介護保険を利用するようになつた場合は住所地特例制度の対象外となつてあります。この場合は移住先の自治体が負担することとなる。</p> <p>◎高齢者の都市部から地方への移住を促進することについて(既認定サービスとの利用で判断すると事業費が無効化するのではないか)。</p> <p>◎都道府で就労している者が定年後、故郷であるに限り在住した場合、同様のケースの発生が考えられる。</p> <p>◎都圏に定められた対象施設や介護(分譲マンション等)が多く存在している。今後の高齢者移住施策の進展や地域経済情勢によっては、高齢者の移住に拍車がかかるこも非常に予想されることがある。このことから高齢者に対する影響は非常に大きい。65歳以上の高齢者の入所者数(12年度実績)356人、介護認定者の在籍人数をく。</p> <p><b>【全国知事会】</b> 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充するべき。 <b>【全国市長会】</b> 高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充するべき。</p> <p>◎調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなものなのか具体的なデータに基づいて示したもので、日本版CORG構造が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能な費用負担の調整の仕組みの在り方等について引き続き検討していただきたい。</p> <p>◎政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にして上での住所地特例制度を活用することはできないか。</p> <p>◎現行制度では、地方における課題の「ごとく」の一環として都道府の高齢者の地方への移住を抑制する方針であり、移住者への負担を緩和する方針である。年少一部の人がが里帰りし、町は介護保険の保険料や医療費を負担することになっており、高齢者の里帰りが増えるほど、町財政に負担をかけることになっている。</p> <p>◎大都市に住む高齢者の多くが地方に移住すると、将来的には移住先の市町村において介護をする高齢者が増加し、介護保険の財政的な負担の増加で介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を防ぐ方針の見直しや介護費用の負担の在り方について検討が必要と考える。住所地特例の具体的な見直しについては、大都市圏への移住者の負担を抑制し、管理するなどの自治体の事務的緊縛となるないように、複数な検討が必要と考える。</p> <p>◎介護保険料が下り下りであります。そのため高齢者の移住者は増加すればするほど介護保険料に影響が出でます。また、その移住してきた高齢者が施設に入所することによりこれまでから居住している高齢者が施設に入れない事態が予測される。そのため高齢者への移住への住所地特例を進めていただきたい。</p> <p>なお、住環境に惹かれているため移住する人が多くなると予測されます。</p> <p>◎個人後見などにて、要介護、要支援、認定となる方の数は確認されている。</p> <p>◎このままでは、高齢者の移住による地方の人口減少が進むにつれて、地方財政に取り組んだ場合、地方財政に負担を与えることになるため、住所地特例の見直しも必要であると想する。</p> <p>◎現行でも既に同じ様の問題が発生している。今後、地方移住が促進されれば、現行の住所地特例制度では地方の財政負担が増加することが想定される。たゞ、住所地特例制度の見直しだけでは一歩が多様化、複雑化が想定され対応が困難と思われる。このため調整交付金制度の見直しも合わせての解決を要望する。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>○ 調整交付金に話し、モデル的にシミュレーションしたところ[別紙1]のとおりであり、高齢者人口の割合が異なっていても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>○ また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があつた場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が[別紙2]の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があつた場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな差はないが無い。また、ある基礎自治体については、次期制度改正で向けて検討している調整交付金の見直しにより、2035年(移住者65歳になるとことを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりも低くなる見込みである。</p> <p>○ さらに、都道府県、市町村の負担金について[別紙3]では、地方交付財源の基準財政需額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。</p> <p>○ 政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にして上での住所地特例制度を活用することはできないか。</p> <p>○ 以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分とともに適切な財政政策ではないか。</p> <p>○ 一方で、高齢者の見解は、移住前の自治体に対して若い頃に納めた税金の一部を、移住元の市町村に負担をとることになっている。これは、高齢者の見解は、高齢者の負担が増加することになると想定される。しかし、高齢者の見解によると、高齢者の負担が増加することとなるに[提案の適用対象となる移動を特定する場合]も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなる。ここから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。</p> <p>○ なお、和歌山県の見解は、移住前の自治体に対して若い頃に納めた税金の一部を、厚生労働省としてお答えする立場にはない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
214	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大	【制度改正の必要性】 地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移り住む「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考え方であるが、現制度においては、移住後に介護が必要になった場合、介護費用は全て受け入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。  【都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所地特例制度」の対象となるなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講じること。	現在内閣府で検討が進められている日本版CCRC構想において提供する住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅」を基礎として検討することとされており、高齢認・生活相談に加えて食事の提供や介護の提供・家事の手伝い・健康管理の供与のいずれかを実施するもの(高齢者の約95%がこれに該当する)であれば、介護保険法上の住所地特例を適用することが可能となるものであることがあることから、積極的にこの活用を図ることで適切な対応が可能となると考える。 なお、介護サービスの給付は移転後保険者の負担になるという点であるが、 ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度(同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ)。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費(税金)で負担しており、地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)は地方交付税で措置される。 ・また、残りの割合のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国で一括して各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。 ・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間に、現時点では相関関係がほとんどみられない。 また、移住を繰り返す場合、施設入所直前の住所地の負担が大きいことから、居住期間に応じた負担とするとの提案であるが、介護保険制度は、制度の立案に当たり、地方創生者と大きな協議を行った上で、市町村内に住所を有する高齢者をそのままの市町村の被保険者として適用し、保険料徴収と保険料支払いを行うという地域保険を基本原則として定めているもの。この提案は、日本版CCRCへの対応のみならず、特別養護老人ホーム等の施設の費用負担のあり方そのものを変更する制度に及ぼす影響が甚大なものであること、最初の自治体をどこに設定するか決める段階から、自治体間での負担の押し付け合戦の構図となりかねないと、何十年にもわたり住民票の移動状況を管理し続けることは自治体の業務に過度な負担を課するものとなることから、かえって介護保険制度の安定を揺るがせるおそれがあるため、対応は困難である。	介護保険法第13条	厚生労働省	鳥取県	鳥取県におけるCCRCでは、「サービス付き高齢者向け住宅」などだけではなく、空き家活用による移住者の受け入れなどを含め、元気なうちからの高齢者等の移住を想定しているところ。 この場合、お示しいただいたように移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではないことは理解できるものの、高齢者の数が増加することにより、要介護者の数も一定程度増加することが見込まれるものと考えられる。 また、介護費用の負担については、高齢者の増加に伴い、公費としての地方負担分が増えるとともに、第1号保険料については、地域の高齢化率や後期高齢者の割合との間に現時点での相関関係はないとの見解であるが、将来的に高齢者の増加により保険者(市町村等)の負担が増えるのではないかとの不安を払拭することはできない。 確かに介護保険制度は地域保険を原則として発足した制度であるが、時代は大きく変わろうとしている。今、地方はCCRCを推進し、積極的に高齢者の受け入れを進めようとしている。高齢者の受け入れに当たっては、上述のような不安を払拭することが不可欠である。介護保険料を払っていたのとは違う移住先でその費用を負担しなければならないのは明らかに不合理であり、時代に即応した調整システムを構築していただきたい。			

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
銚路市、厚沢部町、花巻市、遊佐町、秩父市、熱海市、富士宮市、伊東市、福知山市、三宅町、田川市、阿蘇市、宮崎市、延岡市	<p>○夏季冷涼な本市の気候は、多くの人々を熱中症から守ることが可能である。また、スギ-ヒノキの花粉が観測されないことが、夏季の市の存在に於いても影響に及ぼせる。本市での導入を見送られる方が増加傾向(H26年度280件の問合せ)にある中、CCRCを検討する前段階として住所地特例については、提案のとおりとなることを望む。</p> <p>○地方創生の中で、政府は高齢者が健常時から地方へ移り込む「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組んでいるところである。現行の住所地特例においては、移住者に対する費用負担が大きいため、介護保険料の負担となるが、日本版CCRCにおいては、移住者に対する費用負担がなく、会員登録料を受取る場合は、未前から住所地特例が適用となるが、施設等への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付についても、往來を定めた後、施設等への移住によっては、費用負担が大きくなることになる。</p> <p>○高齢者の都市部から地方への移住を促進することについては既往検討中ではあるが、介護保険の住所地特例制度について、往來を定めた後、施設等への移住サービスが必要になった場合においても適用対象に含めることについて、必要でない旨の見解がある。</p> <p>○日本版CCRCを検討している現行の住所地特例の制度では、CCRCで想定されている元気な高齢者が移住した後、年を重ねることによる介護サービスの費用を受け入れ自治体が負担することになる。財政負担が増える見込みがあることは、地方創生に資する事業として位置づけられているCCRCの推進を前向きに検討できない。</p> <p>○都市部で就職して、その後、地方へ転職する者が多いことから、同様のケイムが発生する見込みがある。</p> <p>○暫定的であるが、現在は、厚生労働省が「高齢者の移住支援策」が実行段階に入っている。今後、高齢者移住施策の進展や社会経済情勢によっては、本市への高齢者の移住に拍車がかかることが容易に予想されるところである。このことから本市は介護保険財政、国庫負担及び後期高齢者医療財政に与える影響は非常に大きい。65歳以上の高齢者の転入者数(126実績)356人(介護認定者の転入者数除く)。</p> <p>○都道府県からの高齢者の移住を促進することは、長期的には地方の高齢化に拍車をかけることになりかねず、地方の財政負担を増加させることがある。現行の住所地特例の制度では、高齢者の移住に対する費用負担が考えられる。</p> <p>○都市部で就職して、その後、地方へ転職する者が多いことから、同様のケイムが発生する見込みがある。</p> <p>○暫定的であるが、現在は、厚生労働省が「高齢者の移住支援策」が実行段階に入っている。今後、高齢者移住施策の進展や社会経済情勢によっては、本市への高齢者の移住に拍車がかかることが容易に予想されるところである。このことから本市は介護保険財政、国庫負担及び後期高齢者医療財政に与える影響は非常に大きい。</p> <p>○高齢者の転入者数(126実績)356人(介護認定者の転入者数除く)。</p> <p>○都道府県からの高齢者の移住を促進することは、長期的には地方の高齢化に拍車をかけることになりかねず、地方の財政負担を増加させることがある。現行の住所地特例の制度では、高齢者の移住に対する費用負担が考えられる。</p> <p>○都市部で就職して、その後、地方へ転職する者が多いことから、同様のケイムが発生する見込みがある。</p> <p>○暫定的であるが、現在は、厚生労働省が「高齢者の移住支援策」が実行段階に入っている。今後、高齢者移住施策の進展や社会経済情勢によっては、本市への高齢者の移住に拍車がかかることが容易に予想されるところである。このことから本市は介護保険財政、国庫負担及び後期高齢者医療財政に与える影響は非常に大きい。</p> <p>○高齢者の転入者数(126実績)356人(介護認定者の転入者数除く)。</p> <p>○都道府県における高齢者の移住に対する費用負担が大きくなることによる負担増加が懸念される。</p> <p>○現行制度では、地方における介護施設の運営に係る費用の平準化を図る仕組みの見直しが必要と思われる。</p> <p>○大都市に住む高齢者の多くが地方へ移住することによって都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組みは取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担をえふることになる。</p> <p>○大都市に住む高齢者の多くが地方へ移住することによって都市部ににおいて介護を受ける高齢者が増加し、介護保険の財政的な負担の増加や介護保険料の引き上げにつながる可能性があることから、高齢者の移住を受入れた場合の介護保険の負担増加が懸念される。</p> <p>○都道府県からの高齢者の移住に対する費用負担が大きくなることによる負担増加が懸念される。</p> <p>○日本版CCRC構造の検討を進められているが、制度の円滑な導入に向けての課題として、元気な高齢者がCCRCに移住してきたとしても、移住先施設が住所地特例対象外施設等であった場合、受け入れ市町の介護保険料が増加することから、それらの施設等に対しても住所地特例の適用が必要である。</p> <p>○介護保険料の算定における高齢者の年齢の算定が現行制度では65歳以上であるが、65歳未満の場合は算定額が増加します。そのため、その移住してきた高齢者が移住先に算定されることにより将来から当市に居住している高齢者が負担が増加しないこと、算定が見直されることからぜひ移住者への住所地特例を進めていただきたい。</p> <p>なお、本市においては、松山市に隣接しており、住環境に恵まれていて移住していく人が多くなると予測されます。</p> <p>○都道府県等の他の市町村から、本市の住所地特例制度ではない高齢者向け住宅、医療機関等に住所移転後、本市の介護保険料に加入するシステムとなっており、国が定める高齢者が健常時から地方へ移り込む「日本版CCRC」の普及するにあたり、都道府県の他の市町村が介護保険料の算定における高齢者の年齢の算定が見直されるのに伴う負担となるが、住所地特例適用制度の見直しが必要と考えられる。</p> <p>○申込後しばらくして、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充すべき。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握の仕組み等に十分留意することが必要と考える。</p> <p>○調整交付金の仕組みや介護保険財政に与える影響等がどのようなもののか具体的なデータに基づいて示した上で、日本版CCRC構造が進み、大規模な移住が進んだ場合でも持続可能な費用負担の調整の仕組みの方針等について引き続き検討していただきたい。</p> <p>○政府の方針として、三大都市圏から地方への移住を推進しており、このための積極的な調整の仕組みとして、適用対象となる移動を明確にした上で、住所地特例制度を活用することはできないか。</p>	<p>○調整交付金に加え、モデル的にシミュレーションしたところ【別紙1】のとおりであり、高齢者の割合が異なっていても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。</p> <p>○また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果が【別紙2】の通りである。その結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いはない。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりも低くなる見込みである。</p> <p>○さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。</p> <p>○以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分とともに適切な財政措置がなされるべきである。住所地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなるご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなることなることから、移住元の市町村の理解が得られるには考えられず、上記の財政措置による対応が適当である。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
315	日本に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険制度に係る住所地特例の見直し	【支障事例】 介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在地が市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。 一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在地の市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。 なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。 【制度改正の必要性】 本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡のは是正や財政負担の平準化につながるとともに、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。 【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかとの懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないと考える。	介護保険法第13条 介護保険法施行法第11条	厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	適用除外施設退所者の介護保険施設入所にかかる住所地特例の適用については、今後入退所者の状況等を含めて実態調査を予定しており、実態調査の結果を踏まえて見直しが可能か否かも含めて検討する。	適用除外施設の実態調査に当たっては、特に地域的偏在が著しい救護施設の所在する自治体の意向等が十分に反映されるよう配慮した調査をお願いします。			



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
262	日 地 方に对する規制緩和	医療・福祉	障害者総合支援法に基づき施設外において支援を行う場合の要件の緩和	【提案の経緯・事情変更】 現状の要件では、施設外で就労する日数が少くなり、工賃向上や一般就労への移行促進の妨げとなる可能性があるとの支障がある。 【支障事例】 達成度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の理解のもと実施することとなっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することにより、一層適切な評価が可能なと考えられる。 現場では、できるだけ業務時間増やすし、工賃向上に結びつけないと考えているため、2日間を弾力化してほしいとの意向を持っているが、現行制度ではそれができない。 なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきだととの意見が出されている。 【効果・必要性】 施設で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(障除第0331第3号 平成27年3月31日)5(2)⑦ア	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	施設外就労については、利用者の施設外就労における問題点の把握・調整や個別支援計画の実施状況等、必要な事項を把握できるのであれば、最低2日間、事業所に通所するという要件は必ずしも必要がないと思われる。 また、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべきとの意見が出されているが、貴省から明確な回答はなかったと理解している。 については、①派遣先での確認が不可能な理由、②2日間必要な理由(積算等)をご教示願いたい。			
94	日 地 方に对する規制緩和	医療・福祉	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)について、「精神障害者福祉に関する事項」については、「精神障害者福祉に関する事項」が除外されており、「精神障害者福祉に関する事項」を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを規定する。 地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	【支障事例】 地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めるとところにより、同審議会で調査審議できる」と同法第12条第1項との特例規定がある。 最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除外されているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができるない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。 【制度改正の必要性】 本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規則の見直しを行ふこと。 規則の見直しを行うことによって、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを規定するため、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに對して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除外されなければならない理由はないものと考える。	社会福祉法第7条第1項	厚生労働省	九州地方知事会	ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。	障害者福祉をはじめとした社会福祉全般について、地域の実情等に応じたよりよい議論ができるよう、制度改正を行う方向での前向きな検討をお願いしたい。		
95	日 地 方に对する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の彈力化	地域社会福祉審議会には、「身体障害者福祉専門分科会」及び「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第11条第1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会(同条第2項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡き後の問題等、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議会で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に對する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に開いて議論を行う必要があつても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。 【制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とするため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。	社会福祉法第11条第1項	厚生労働省	九州地方知事会	ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。	障害者福祉をはじめとした社会福祉全般について、地域の実情等に応じたよりよい議論ができるよう、制度改正を行う方向での前向きな検討をお願いしたい。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
茅ヶ崎市、豊田市	<p>○現時点では施設外就労の要件緩和についての問い合わせはないが、工賃向上や一般就労への移行促進の観点から、「最低2日」の要件緩和に賛同する。</p> <p>ただし、現在の「最低2日」の要件は、事業所内における訓練目標に対する達成度の評価及び個別支援計画の見直しを目的としており、この点は要件緩和の有無に関わらず必要であると考える。要件緩和併せて、施設外就労の評価方法（評価を行ったかの確認方法を含める。）についても十分に検討をする必要があると考える。</p>	<p>【全国市長会】 「最低2日」の要件について、障害者福祉の観点や工賃向上及び一般就労への移行促進の観点等から、適正な日数の検討を求める。</p>		<p>施設外就労を実施している利用者に係る事業所内の必要な支援にあたっては、施設外就労先での就労状況を振り返ることにより、施設外就労を実施するまでの課題や今後の取組における改善点等の共有・個別支援計画の実施状況等を確認するための面接相談の実施や個別支援計画に位置付けた達成目標等の見直しなどを行うこととなり、こうした支援については、施設外就労先で行うべきものではなく、サービス管理責任者や施設外就労に同行する支援員、施設外就労を実施している利用者が一堂に会して行うべきものである。</p> <p>また、振り返りによる課題や改善点等の共有や個別支援計画の見直しによる利用者等への説明、同意などについては、1日で実施できるものではないため、最低2日は必要としているものである。</p>
茅ヶ崎市、豊橋市、豊田市、東大阪市	<p>○精神障害に関する事項の障害者福祉での取り扱い根拠が異なることにより、支障が生じているため、提案に賛同します。</p> <p>○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組（グループホームの整備）や権利擁護の取組（成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止）など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一起となった施策が多くなっているため、審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見えた意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項は県の設置する審議会で審議することされているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項が審議可能となるが、障害者基本法に基づいて本改正により市町村で精神障害に関する事項が審議可能となるが、障害者基本法においても意見聴取などの面で効果が見込まれる。</p> <p>○若年性認知症患者が精神障害者保健福祉手帳の発行を受けることもあり、地域包括ケアシステム関連施策の検討において、精神障害者を見過することはできない。</p> <p>○地方社会福祉審議会において必置とする必要まではないが、児童福祉同様の特例規定の新設により、審議会での議論が一層活発になる可能性はあると考える。</p> <p>○障害者総合支援法施行以後、3障害施策を総合的に検討する事項が増える一方で、何かかわらず、社会福祉法の規定があるために、市のなかで社会福祉施策を総合的に審議する場に精神障害者福祉だけが含まれず、市全体の課題として横断的かつ一貫的な議論となりにくく。</p>	<p>【全国知事会】 地方社会福祉審議会の調査審議事項については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 地方社会福祉審議会においても、精神障害者福祉について調査審議できるように検討を進めていると認識しているが、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。</p> <p>○ 精神障害者福祉に関して、どのような組織形態で調査審議を行うかについては、個別の地方自治体の事情に対応できるように柔軟な組織設計とすべきではないか（地方精神保健福祉審議会で調査審議することも可能にすべきではないか）。</p> <p>○ 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日）を受けて「社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と改訂し、必置規制を弾力化して統合を可能とした一方、審議対象外の児童福祉に関する事項を審議対象とするか否かを条例に委任し審議対象とする場合は児童福祉審議会の必置規制を解除する規定が存続している。しかしながら、このような規定がなくとも必置規制を弾力化した審議会の統合は自治体の判断で可能であり、また、具体的な規定がないと統合できないとの誤解を招くおそれがあることから削除すべきではないか。</p>	<p>精神障害者福祉に関する事項については、ご提案いただいた内容は十分理解しているところであり、社会福祉法の改正を検討している。</p>
茅ヶ崎市、豊橋市、豊田市	<p>○精神障害に関する事項の障害者福祉での取り扱い根拠が異なることにより、支障が生じているため、提案に賛同します。</p> <p>○現行法では、社会福祉審議会で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があるとしても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。</p> <p>○地域の実情を施策に反映させるために、専門分科会の設置を可能とすることが望ましい。</p> <p>○若年性認知症患者が精神障害者保健福祉手帳の発行を受けることもあり、地域包括ケアシステム関連施策の検討において、精神障害者を見過することはできない。</p> <p>○地方社会福祉審議会において必置とする必要まではないが、児童福祉同様の特例規定の新設により、審議会での議論が一層活発になる可能性はあると考える。</p>	<p>【全国知事会】 地方社会福祉審議会の専門分科会の設置については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 地方社会福祉審議会においても、精神障害者福祉について調査審議できるように検討を進めていると認識しているが、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。</p> <p>○ 精神障害者福祉に関して、どのような組織形態で調査審議を行うかについては、個別の地方自治体の事情に対応できるように柔軟な組織設計とすべきではないか（地方精神保健福祉審議会で調査審議することも可能にすべきではないか）。</p> <p>○ 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日）を受けて「社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と改訂し、必置規制を弾力化して統合を可能とした一方、審議対象外の児童福祉に関する事項を審議対象とするか否かを条例に委任し審議対象とする場合は児童福祉審議会の必置規制を解除する規定が存続している。しかしながら、このような規定がなくとも必置規制を弾力化した審議会の統合は自治体の判断で可能であり、また、具体的な規定がないと統合できないとの誤解を招くおそれがあることから削除すべきではないか。</p>	<p>精神障害者福祉に関する事項については、ご提案いただいた内容は十分理解しているところであり、社会福祉法の改正を検討している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
18	A 権限移譲	医療・福祉	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関についても一括して開西広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合において各団体の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設置することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一括して広域連合への移譲を求める。  (制度改正の必要性等) 開西広域連合内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の削減を図るためにも、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準値)をもどし、広域連合において審議会や社会保険医療協議会・地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮詢し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によつて格差が生じないよう仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合へ移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一括して広域連合への移譲を求める。	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の二 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条等	厚生労働省 開西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	保険医療機関の指定については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースでの公的医療保険における診療を任せることにふさわしい医療機関の指定を行うものであることから、保険医療機関の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべきものである。  したがって、地域ごとの個々の特殊性や事情に応じて実施することは、かえって地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうおそれがあることから、都道府県に移譲することはできないと考えている。	現在、地域医療構想により医療提供体制の見直しが進められており、都道府県が主体となって、 ○病床機能報告制度を創設 ○都道府県は、地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進 ○将来の医療需要や医療機能の必要量についてデータ分析の検討など、医療費の適正化を図っていくことが求められている。  また、平成30年度からは市町村国保を都道府県を中心にした運営体制に移行することになりである医療制度改革法が成立したところである。 こうした中、地方において2025年を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められているところであるが、高齢化のさらなる進展と人口減少という大きな人口構造の変化に伴い、保健医療のニーズが増加・多様化する中で、地域によってその課題は大きく異なることから、都道府県が地域の医療機関等と一緒に、地域の実情や課題に応じた医療と介護の提供体制の整備に係る責任を果たすために、必要な権限を求めるものである。 また、一部の地域においては保険医療機関の指導監督が一元化できていないとの指摘もあったことから、国による統一性の確保のための基準の設定及び専門的・技術的支援を行った上で広域連合で実施することが適切であると考えている。 加えて、医療法人の認可権限、病院の開設許可権限及び介護保険制度における保険事業者の指定・監督を、現在の地方が実施している状況から離れて、医療保険について地域加算等の決定権限と診療報酬の決定権限の一部を開西広域連合に移譲とともに、保険医療機関の指定・監督権限の移譲についても併せて求めるものである。			
254	A 権限移譲	医療・福祉	保険医療機関等の指定・取消権限に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関・診療科及び医師の給料等を行いうため、健保医療法等に基づく保険医療機関・保険業界・保険医・保険薬剤師の指定・取消等の部分権限を、必要な人、員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	<b>【提案の経緯・事情変更】</b> 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県は医療費適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められている。 <b>【支障事例等】</b> 地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療(医)の適正配置の誘導を行なうのが、保険医療機関・保険業界・保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされているた取組みが進んでいない。 <b>【効果・必要性】</b> 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となり、バランスのとれた地域医療の提供体制を通して、医療費適正化を推進することができる。	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	厚生労働省 兵庫県、和歌山県、徳島県	保険医療機関等の指定・登録については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースでの公的医療保険における診療を任せることにふさわしい医療機関等の指定・登録を行うものである。しかし、医療機関等の監督権限をもっておらず、地域医療提供体制を整備するうえで主体性が阻害されている。  本提案は、地域の実情に応じた適切な医療提供体制を構築するためのものであり、地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうことがある。 国が示す基準のもと、医療費適正化の推進主体である都道府県が、これまで以上に地域医療提供体制の整備を積極的かつ主体的に行なうことができるよう、権限を移譲すべきである。	都道府県は地域医療構想や地域医療費適正化計画の策定主体として医療費適正化に大きな責任を負っており、医療費水準や医療の提供に関する目標を設定し、実現することが求められている。しかし、医療機関等の監督権限をもっておらず、地域医療提供体制を整備するうえで主体性が阻害されている。  本提案は、地域の実情に応じた適切な医療提供体制を構築するためのものであり、地域ごとの医療格差を生じさせたり、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうことがない。 国が示す基準のもと、医療費適正化の推進主体である都道府県が、これまで以上に地域医療提供体制の整備を積極的かつ主体的に行なうことができるよう、権限を移譲すべきである。			

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
		<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直しについては、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。</li> <li>○これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不適当と認められない限り認められるものであることからも明らかである。</li> <li>○また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関の指導及び監督に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた医療と介護の提供体制の整備に資するものではないと考えている。</li> </ul>
萩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費適正化を推進する上で、病床数が多いことが一つの原因と考えられ、こうした現状を変えるには、県へ権限移譲が必要と考えられる。</li> </ul>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直し及び医療費の適正化については、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。</li> <li>○これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不適当と認められない限り認められるものであることからも明らかである。</li> <li>○また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関等の指導及び監督並びに処方に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた適切な医療提供体制の整備に資するものではないと考えている。</li> </ul>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
49	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	入院中の重度障害者に対するヘルパー派遣要件の緩和	【制度改正の必要性】 入院中の看護については、国の通知により「医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、重度障害者が入院した際には、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護を利用することでない。 しかし、現実には、重度障害者のうち、意思疎通困難者などが入院した場合、医療機関で特別な看護体制が必要となることから、家族の付き添いを求められるケースもある。 重度障害者は、その障害や症状が多種多様なため一人一人介護方法が異なり、特に意思疎通困難者の場合は通常の会話もできず、環境の変化でパニックを起す場合もある。 家族も常時付き添うのは困難なため、日頃自宅で長時間介護を行っているヘルパーでないと対応が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。また、ALS患者以外にも、脳性まひなど、他にも意思疎通が困難で支援を要する重度障害者もいる。 そこで、重度障害者のうち、意思疎通困難者など特別な支援が必要な人が入院した場合には、全国共通サービスである重度訪問介護等の利用による、障害特性に精通したヘルパーを派遣できるよう、規制緩和が必要である。 【支障事例】 障害者福祉団体によると、多忙な看護師が重度障害者の多種多様な状況に応じた対応をすることは困難である。また、家族も長時間の付き添いを行うことは、身体的・精神的負担が非常に大きいことから患者自らヘルパーを雇つたが、重度訪問介護等の利用でなければ全額自己負担となる、という事例が示されており、長期間の入院になると患者側の負担が極めて重くなる。	保険医療機関及び医療保険療養指針規則第11条の2 保険発0305第1号 5月付け厚生労働省医療局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2 平成0701第1号 平成23年7月1日付け厚生労働省医療局医療課長通知「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援について」	厚生労働省	埼玉県	保険医療機関における看護サービスを充実させ、患者、家族の負担を伴う付添看護を解消するため、平成6年の健康保険法改正時に療養の給付の対象範囲を見直しを行い、入院患者に対する看護は入院している医療機関の看護職員が行うこととして付添看護の解消を図った。それに合わせて、療疾規則上も、「保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。」と改定した。  入院中の患者に対するヘルパー派遣を認めるに、当該医療機関で十分な看護サービスの提供がなされなくなる可能性がある。つまり、医療機関が、付き添いヘルパーに看護の代替を求める恐れがあり、付き添い割り線引きが曖昧になり、一部看護職員の業務を補充するような行為を行いうる可能性が懸念されている。  以上のことから、本件への対応は困難である。 なお、重度訪問介護については、居宅において行う身体介護等のほか、外出における移動中の介護等があり、身体介護については、居宅以外でのサービス提供は想定していない。	意思疎通が困難な重度障害者や、知らない場所や人など環境の変化でパニックを起こしてしまう重度障害者の入院に当たって、医療機関で十分な看護ができないことから、家族が付き添いを求められるケースもある。 しかし、常時家族が付き添うことは困難であるため、やむなく日頃から介護を受けているヘルパーを患者自らが雇う方法もあるが、その場合は全額自己負担となり、かなりの金銭的負担が生じる。 これが重度訪問介護等のサービス利用が可能であれば、最低限の負担でサービスが利用でき、なおかつ、意思表示等の対応をヘルパーが的確にできることにより、適切な治療や入院療養ができる。 今回の提案は、あらゆる障害者についての入院中のヘルパー派遣を求めるものではなく、重度障害者のうちでも特に意思疎通が困難など特別な理由がある場合に限り、重度訪問介護等の利用によるヘルパー派遣が必要であり、実現に向けての検討をお願いするものである。			
167	日本地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問看護に関する医療診療報酬について、訪問看護ステーションの相互連携によるサービス提供の実現	【制度の概要】 厚生労働省令により、保険者は、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、訪問看護療養費を支給することができない」ととされている。  【本県の状況】 本県では、平成25年度から27年度において、2次医療圏域単位（保健所管轄単位）で基幹型訪問看護ステーションを設置し、当該訪問看護ステーションを中心とした1人の患者に対して同一日に複数のステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問看護が提供できる体制の整備をモデル事業として実施している。  【支障事例】 モデル事業実施済みの地域において、複数の訪問看護ステーションからサービス提供を受けた患者の事例では、日中はAステーションからの訪問看護を利用し、夜間（入睡前）は、Bステーションからの訪問看護を利用し、夜間の呼吸状態の安定や患者親の心身の負担軽減の効果があった。現行制度による患者の全額自己負担分サービスに対しては、地元医療再生基金を利用し充当していたが、期間終了後は、患者の経済的負担が大きいことから、夜間のBステーションのサービス継続が困難となった。	健康保険法施行規則第69条国民健康保険法施行規則第27条の2高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第50条 平成26年3月5日付保発0305第3号厚生労働省医療局長通知	厚生労働省	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、岡山県連合	平成26年度診療報酬改定において、24時間対応や看取りの件数、重年度の高い患者の受け入れ等を要件とした機能強化型訪問看護ステーションの評価を創設したところ。  御指導の医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定期的なサービス提供の実現については、こうした訪問看護ステーションの更なる普及を目指していくことにより、対応してまいりたい。	ご指南の通り、平成26年度の診療報酬改定において、規模の大きい訪問看護ステーションを評価した機能強化型訪問看護ステーションが創設されたが、本県においては、全県的に常勤訪問看護師の確保が困難であり、看護職員の地盤偏在も認められる。 常勤看護師の新規採用は極めて困難であり、設置主体の異なる訪問看護ステーションの合併等も非常に難しいなか、国の方針である訪問看護ステーションの大規模化・多角化は急速には進まず、機能強化型訪問看護ステーションへの移行を県内すべての地域で進めることは非常に厳しい現状である。 そのため、本県で実施している基幹型訪問看護ステーション設置モデル事業において、複数訪問看護ステーションの連携による訪問看護の提供により、24時間365日の在宅療養が可能となる事例もあることから、新たに複数の訪問看護ステーションの相互連携による「連携型」の創設を検討しておる。 当該モデル事業における在宅療養者へのサービス提供の内容は、本人および家族からのニーズに基づきプランが立てられ、その内容について検討委員会に諮問し了解が得られたものである。また、一般化された場合、患者・家族の費用負担や訪問看護ステーションの訪問看護師のマンパワーの面等も勘案し、かかりつけ医の指示書やケマネシマークアプランに基づき計画的にサービス提供がされることがから、必要または過剰なサービスが提供される蓋然性は低いと考える。 なお、当該モデル事業においては、昼間に加え朝および夜間の定期的なサービス提供により、患者の症状の安定および家族の介護負担の軽減が図れたという成果が得られた。			

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
釧路市、鹿角市、春日部市、品川区、神奈川県、茅ヶ崎市、中津川市、下呂市、春日井市、豊田市、伊丹市、高知県、佐賀県、特別区長会	<p>○重度障害者が急に入院することは容易に想定されることであり、その際、喫緊にヘルパーを必要とする場面も多々ありますと思われる。</p> <p>○意志の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院した場合、当該障がい者との意思疎通に熟練した支援員が派遣されていることは、医療機関が適切で円滑な医療行為などが行えると考えられるため、必要と考える。</p> <p>○看護介護の現状を踏まえると、意思疎通支援等の特別な介助を要する障害者等が増加することが見込まれる。従来の医療機関勤務職員による支援が困難となっている現状を踏まえると、一定の基準のもとに給付を可能とする規制緩和が求められている。脳性まひ患者の入院に際し、意思疎通の困難さが医療機関から求められていた。実態がまひ患者が向いている。</p> <p>○障害当事者団体等の要望の中、常日よりヘルパーの介助を必要としている障害者にとっては、病気やけが、特に緊急に救急車で運ばれるような事態になったときには、ヘルパーが病院で引き添ってくれないことは大変不便であり、かつ不安であることが切実な課題となっているとの指摘がある。</p> <p>○提案団体と同様の支障事例により、家族、関係団体、障害福祉サービス事業所などから要望がある。常時介護が必要な重度障害者は、どこにいても介護は必要であり、障害福祉サービスの支給量の範囲内であれば入院中のヘルパー派遣ができるよう条件を緩和すべきと考える。</p> <p>○病院から家族の付き添いを求められる際に、家族のみでは対応できない世帯もあるため、規制緩和を求める。</p> <p>○通常の入院で家族も病院に泊まりこむ事例は散見される。その家族から「重度訪問介護を利用したい」という希望が出されたことはないが、潜在的なニーズはあると思われる。</p> <p>○入院中の福祉サービスの利用はできないかと問い合わせがある。現行制度での利用はできないことの説明はするが、介護者の負担は重くなっている実情がある。</p> <p>○ALS患者や人工呼吸器使用者 脳性まひ、重度知的障害など、意識疎通が困難な障害者が入院する場合、家族の付き添いが求められるケースはあり、家族等で対応できない場合は自分でヘルパーを雇う対応してもらえない状況で経済的負担は大きい。なお、重度訪問介護で公的に認める場合には、サービス等利用計画や個別支援計画において看護と介護との明確な線引きは必要と考える。</p> <p>○重度障害児(者)が入院した場合、入院患者との意思疎通に支障をきたすとして、家族に対し24時間の付き添いが要請される事態が生じており、家族の大きな負担となっている。このような状況に対し、平成26年度には知的障害者の家族等を会員とする団体から、必要に応じて医療機関内において障害福祉サービスを利用できるよう、要請が出されているところである。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。 意思疎通支援等の特別な介助を要する障害者等は増加することが見込まれるなか、従来の医療機関勤務職員による支援が困難となっている現状を踏まえると、一定の基準のもとに給付を可能とする規制緩和は必要と考える。</p>	<p>○ 重度訪問介護については、居宅において行う身体介護のほか、外出時に移動中の介護等があり、身体介護については居宅以外でのサービス提供は想定していない。</p> <p>○ なお、聽覚障害や盲ろう、知的障害等があつて、意思疎通が困難な者に対する入院中の意思疎通支援については、地域生活支援事業における意思疎通支援事業により、意思疎通支援者を派遣することになっている。</p>	
島田市、福岡県	<p>○がんターミナルの患者に複数の訪問看護ステーションからサービス提供をうけていた事例があった。午前にAステーションから訪問看護を利用し、夕方家族がVHポートを入れ、しばらくたつてから点滴漏れが発見され、Bステーションが訪問看護を実施した。患者・家族は緊急時対応がなされ、安心して在宅生活を継続された。現行制度では、Aステーションは訪問看護報酬を診療報酬上算定されるが、Bステーションは算定できず不公平を感じることがあった。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>地域包括ケアの推進にあたっては訪問看護機能の充実が重要であるため、提案団体の意見を尊重されたい。</p>	<p>○ そもそも訪問看護基本療養費は、適正かつ効率的な訪問看護の提供を推進する観点から、1人の患者に対し、1つの訪問看護ステーションが計画に基づき訪問看護を実施すること前提に、訪問回数ではなく1日分を包括的に評価しているところである。</p> <p>○ 同一日に複数の訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費を算定できるようにするために、報酬体系を根幹から見直す必要があり、関係者等の意見も踏まえて慎重に検討する必要があり、早急に結論を得ることは困難である。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
265	日 地 方 に 対 する規制緩和	医療・福祉	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があるとともに、医療費適正化の観点として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があるとともに、医療費適正化の観点として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。  【支障事例等】 本来、DPC制度は、医療費の抑制を目指した制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入退院時期を意図的に操作し、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額になる原因となっている。 また、現在の仕組みでは、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、「一連の入院とみなし」入院日数を通算するため、入退院時期を意図的に操作する事例によって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額になる原因となっている。 【効果・必要性】 指定基準を「望ましい」基準ではなく、厳格にすることは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	DPC制度への参 加等の手続きについて(厚生労働省告示H26.3.5)	兵庫県、滋 賀県、和歌 山県、徳島 県、関西広 域連合	厚生労働省	DPC制度は、特定機能病院を対象として導入された急性期入院療養を対象とする包括支払制度であるが、対象医療機関の選定基準については、中央社会保険医療協議会等における検討の中で適切に見直しを行ってきたところであり、対象医療機関は年々拡大してきているところである。引き続き、御指摘の同一疾患による再入院に係るルールも含め、中央社会保険医療協議会等において検討してまいりたい。なお、DPC制度の対象医療機関の選定基準を厳格化することについては、出来高払いの移譲を認めていたが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないこととなってしまうため、併せて運用改善を求める。  DPC制度は、医療費の抑制を目指した制度であるにも関わらず、対象病院の中には、退院時期を意図的に操作し、再入院されるなど、診療報酬を不当に得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障壁の一つになっている。 DPC制度の指定基準が望ましい基準となっており、急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘があるが、DPC制度が創設された背景(急性期医療における出来高払い方式は、いわゆる過剰診療に傾きやすく、医療の質や効率性の評価が十分反映されない)ことを考慮すれば、急性期医療を担っていない病院がDPC制度の対象医療機関とならないよう、選定基準を厳格化すべきである。 なお、出来高払いの医療機関の存在 자체が医療費の増嵩につながるものではないと考えている。				
266	日 地 方 に 対 する規制緩和	医療・福祉	医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となつておらず、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっておらず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に關係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 H27.5.26の経済財政諮問会議においても、 「2006年の制度改訂において、急性期医療用の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構造が形成。こうした歪を是正するために、一律の病床単価の改定では困難。7対1病床の入院基本料と他の病床との価格体系を標準化するよう大胆に見直す。医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が出されている。 【支障事例】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に關係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支撑となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のために、看護職の配置についても適正化を図ることができるよう、併せて運用改善を求める。	診療報酬上届出制についての看護職の配置について、病床機能ごとに見合った看護職員の配置になるよう基準を定めること。	施設基準(厚生労働省告示)	兵庫県、滋 賀県、和歌 山県、徳島 県	厚生労働省	診療報酬上、各医療機関・病棟が期待される役割を担い、機能を果たすよう、入院料の届出には種々の要件が設けられており、看護師の配置はその中の一つである。既に、入院している患者像に係る要件は多くの入院料に設けられており、本提案は現行制度で対応可能である。	本県の提案は、現行の制度は、看護職の配置について、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に關係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定できることから、本格的な急性期医療を提供していない病院が対象基準で病床を運営するなど、診療報酬請求と病床機能との実態に齟齬が生じていることを指摘している。 都道府県は、地域医療構想において病床の機能分化等を進めていくが、国としても、医療費が高額となっている一因である医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合つたものにすべきである。			
96	A. 権限移譲	医療・福祉	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に付託される一方、同条第3項の規定による診療所の開設許可等については、未移譲のまま、診療所の開設許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがない、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていな	医療法第7条第3項の規定による診療所の開設の取扱いを区別する理由が見当たらない。 【制度改正の趣旨】 病院と診療所の取扱いについての見直し。 【制度改正の経緯】 今般の法改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めることが求められているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の開設許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがない、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていな	医療法第7条第3項	厚生労働省	九州地方知事会	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためににはどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していただき。  (参考)病院の開設許可権限については、平成27年度から県知事の同意を要件として、指定都市の市長に権限移譲されている。	有床診療所の併設については、昨年の医療法改正において第30条の7に規定される等重複する必要があるが、現行の医療計画における病床数の管理では、病院と有床診療所を区別していません状況。 そのため、有床診療所の病床設置等に係る許可事務の移譲についても、病院の開設許可と同様に、都道府県知事に同意を求めなければならないとしていることで、医療計画との整合性が担保されると考えられるので、権限移譲を実現させる方向での前向きな検討をお願いしたい。			

＜新規共同提団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
豊橋市、城陽市	<p>○【支障事例等】急性期を抱っていないと思われる病院がDPC対象病院に含まれているという現状は当院でも感じている。</p> <p>急性期を抱いている旧総合病院と専門性の高い診療科のみの病院、さらに亜急性・慢性期の患者を主に受け入れている病院では、施行する診療行為が異なることが明白であり、それらを一律に標準化することは偏りが生ずる原因と考えられる。</p> <p>7日以内の再入院期間の延長については、急性期病院である当院で再入院時期を意図的に操作することは不可能である。さらに現在、再入院料取扱いが診断群分類番号の上2桁（MDCコード）が同一の場合に一連とみなされている。これは旧総合病院の場合、まったく關係のない傷病名であってもMDCコードが同一であるといつだけ一連にならなければならず、入院時に検査を多数必要としたとしても一連となつた入院料しか算定できないため、その費用がまかなかわらない現状がある。しかしながら、再入院期間を意図的に操作する病院がある現実に対し、それを回避できるような提案は必要であると考える。それには、現在診断群分類番号の上2桁（MDCコード）で判断しているが、上6桁（疾患コード）が同一である場合に一連とする取扱いにしたうえで再入院までの期間を延長することにして欲しいと考える。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>病院の特性に則ったDPC対象病院としての指定基準の改善は医療費適正の観点から効果が高いと考えられる。</p> <p>入院時期を意図的に操作できない、または操作する必要がないような制度への改善することで医療費の適正化が図られると考えられる。</p> <p>○現状で悪質な入院期間の操作が行われたケースを発見したことはない。ただし、発見に至らないケースの可能性は否定できない。現状、本市における医療費の給付は増加の一途をたどっており、医療費の適正化を図れるものについては実施を希望するものである。</p>			<p>○そもそもDPC制度は、適かつ効率的な医療の提供を促進する目的で導入された制度であり、医療費の適正化を目的とした制度ではない。</p> <p>○ DPC対象病院の基準を厳格化した場合には、出来高払いとなる医療機関を拡大することとなり、御指摘の医療費の適正化につながるものではないと考えている。</p> <p>○ 同一疾病による再入院については、平成26年度において「7日以内」の「同一MDC（診療科）」による再入院の場合に一連の入院とすることで厳格化されたところ。</p> <p>○ 平成26年度の改定を踏まえ集計データを提示したところ、DPC評価分科会においては「適正化が図られている」との判断であった。</p> <p>○ また、次回診療報酬改定に向けて、再入院の際の「入院の契機となった傷病名」を「詳細不明コード」を使用している場合には、新たに「一連の入院と見なす」ルールの導入を検討しているところである。</p> <p>○ 引き続き適切なDPC制度の運用に向けて中央社会保険医療協議会等において議論を行ってまいりたい。</p>
豊橋市、岐阜県	<p>○中小の病院を含め、各病院では看護師の人員確保に苦慮している状況が続いている。やはり地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとする等、施設基準の運用改善を図る必要がある。</p> <p>○病院機能や患者状況に関係なく、看護職が多く配置されている病院もある。看護職配置については、病床機能に見合ったものにできるよう、配置基準の見直しをしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提団体との間で十分確認を行ふべきである。</p>		<p>○ 各医療機関・病棟が期待される役割を担い、その機能を果たすよう、入院料の届出については看護師の配置も含め、種々の要件を設けているところである。</p> <p>○ 御指摘の7対1入院基本料については、看護師の配置以外に、患者像の評価に係る「重症度、医療・看護必要度」や「在宅復帰率」等が要件となっており、入院医療の機能分化や連携の推進を図るために、適宜見直しが行われている。</p> <p>○ その他の入院料についても、同様に、必要に応じて患者像に係る要件を設けていることから、本提案は現行制度で対応可能である。</p>
愛知県、萩市	<p>○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めるとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していただきたい。</p> <p>また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供のため必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外の場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
134	A. 権限移譲	医療・福祉	診療所の病床設置等に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うことを定めた。また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定めた事項を変更しようとすることは、厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けない。診療所に病床を設けたときから10日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。	【制度改正の経緯】平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとすることは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 また、医療法施行令第3条の3では、「法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けない。診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから10日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。 診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、手続きの一貫性の観点からも、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分かりづらい。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項、医療法施行令第3条の3	厚生労働省	指定都市市長会	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していただきたい。		提案内容の実現を求める。 また、医療計画との整合性については、道府県との協議や同意を要件とすること等で確保できるものと考えている。 医療計画において基準病床数が過剰時に届出される可能性のある特例による診療所の病床設置の届出については、個別診療所名が県の保健医療計画へ記載されたこと、又は記載されることが確実なことを指定都市が県に確認できた後、届出を受理する仕組みがよいと考える。	
306	A. 権限移譲	医療・福祉	診療所の病床設置等に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うことを定めた。 【支障事例】診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分かりづらい。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	【制度改正の経緯】平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとすることは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一括して移譲されることを望ましい。 【支障事例】診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分かりづらい。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項	厚生労働省	神戸市	診療所の病床設置に係る許可権限等については、指定都市への移譲といった地方分権の視点だけではなく、有床診療所が地域で担っている医療機能を踏まえ、医療計画との整合性をとるためにどのような仕組みがよいのかという視点もあることから、こうした視点も含めて今後検討していただきたい。	医療計画との整合性については、道府県との協議や同意を要件とすること等で確保できるものと考えている。		
51	B. 地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。  その後の医療体制の整備は、地域医療構想実現に向けた必要病床の整備を進めていくことが中心となるので、これは算定基準が異なる基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化するべきである。 また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備着手は次期医療計画の開始年次(平成30年)となることもやむを得ないが、次期医療計画においては基準病床数を廃止して地域医療構想における必要病床数に一本化するという方針が見込まれなければ、検討を進めることができない。 【支障事例】本県では、75歳以上の人口が平成22年には約59万人であったが、平成37年には約2倍の約117万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整備していく必要がある。 しかし、基準病床数では地域医療構想で算出する必要な病床数を整備することができず、構想の実現に大きな支障をきたすことが想定される。(本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病床数とはほぼ同数である。)	【制度改正の必要性】平成26年の医療法改正により、医療計画の一部として「地域医療構想」を平成27年度以降策定することになった。 地域医療構想では、平成37年における将来推計人口を使用して医療需要とそれに対する必要病床数を推計し、構想実現に向けた医療体制整備を進めることなどしている。 一方で、現行の医療計画で定めている基準病床数は、直近人口(=過去人口)を使用して算定するのではなく、算定基準が異なっている。したがって、医療計画上、整備すべき病床数の基準が2つ存在することになり、整合性に大きく欠けるものとなる。 その後の医療体制の整備は、地域医療構想実現に向けた必要病床の整備を進めていくことが中心となるので、これは算定基準が異なる基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化するべきである。 また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備着手は次期医療計画の開始年次(平成30年)となることもやむを得ないが、次期医療計画においては基準病床数を廃止して地域医療構想における必要病床数に一本化するという方針が見込まれなければ、検討を進めることができない。	医療法第30条の4第2項	厚生労働省	埼玉県	基準病床数の設定については、医療資源の地域偏在の改善を目的としており、現時点の病床数の総数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。そのため、地域医療構想における将来の病床数の必要量への一本化を行うことは考えていられない。 例えば、将来的に人口減少や医療需要が減少することが見込まれる地域で、現時点の病床数を減らすことは適切ではない。将来の人口増加の推計のみで、現時点の需要に比べて過大な病床数を整備することは、医療資源を浪費することとなることから、実際の人口の動向を踏まえて、順次、基準病床数を見直すことによって対応いただけたい。 【支障事例】本県では、75歳以上の人口が平成22年には約59万人であったが、平成37年には約2倍の約117万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整備していく必要がある。 しかし、基準病床数では地域医療構想で算出する必要な病床数を整備することができず、構想の実現に大きな支障をきたすことが想定される。(本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病床数とはほぼ同数である。)	・新たな病床を整備して稼働するには、建設工事などハード面だけでなくスタッフの確保も必要となり、相当の期間を要する。 ・地域医療構想での推計では本県では2025年までに大幅な医療需要の増加が見込まれており、受け入れる病床を県全体で4千床~7千床程度増やし、かつ在宅等の受入体制も大幅に強化しないと県民に必要な医療を提供できなくなる。 ・また、基準病床数の見直しは既に本県では行っているが、国域ごとの推計を行うと、基準病床数の算定では大幅な病床過剰となっている地域が地域医療構想の推計では大幅に病床不足が見込まれるなど、基準病床数の改定では対応できないケースもある。 ・厚生労働省からのお答えでは医療需要が減るところの支障事例を挙げているが、本県のように医療需要が大幅に増ええる県には全く当てはまらず、体制の整備にフレキシブルをかけることになる。 ・このような地域に関しては、地域医療構想の策定と同時に基準病床数を必要病床数に置きかえ、早期に必要な医療体制の整備に着手できる環境を整えるべきと考える。 ・また、現行の基準病床数の算定式では介護施設の整備を進めると療養病床の基準病床数から減算することになっている。 ・地域医療構想では慢性期の患者の一定数を介護施設を含む在宅での療養に移行することとしているが、現実的には居宅等での療養は困難なケースが多く、介護施設の整備が極めて重要な点。医療・介護需要が急増する本県では病床と介護施設の整備を同時に進める必要があるが、現在の算定式のまま基準病床数を算定することになると受け皿となる施設が不足し、地域医療構想実現への支障となることが懸念される。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
愛知県、萩市	○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事務を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めることとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していただきたい。 また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外の場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していただきたい。</p>
愛知県、萩市	○診療所開設許可等事務は政令市で行い、それと同時に必要となる病床に係る許可等事務を都道府県で行うという面で煩雑な手続きになっている。	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、診療所の病床設置等に係る都道府県の許可権限を指定都市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、周辺地域への影響について留意すること。</p>	<p>○年末の閣議決定を念頭において、指定都市の市長に権限を移譲する方向で引き続き検討を進めていただきたい。</p>	<p>診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めることとした上で、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討していただきたい。 また、在宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外の場合における都道府県知事への届出についても指定都市の市長への届出とする方向で検討していただきたい。</p>
青森県、萩市、特別区長会	○今後、医療機関において、病床数の減床を含む医療機能の分化・連携を積極的に進めようとして関係機関において混乱が生じないように、基準病床数と必要病床数の関係は国において早急に整理が必要と考える。 ○既存病床数が基準病床数を上回っているため、増床することができないという一方で、2025年の必要病床数推計によると市域全体で6~8千床も不足するとされている。県からは、基準病床数の見直しについて国からの方針が示されていないため、現行の医療計画期間内は基準病床数の範囲内で整備させるを得ないと聞いているが、地域医療構想を実現するために、基準病床数と必要病床数との関係を早急に整理してほしいと考える。	<p>【全国知事会】 基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべき。 【全国市長会】 地域医療構想の策定状況を踏まえ、検討されたい。</p>		<p>第一次回答で申し上げたとおり、基準病床数は、医療資源の地域偏在の改善を目的とした、現時点において地域で必要とされる病床数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来の医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。 また、貴見にもあるとおり、両者を一本化することは、人口減少・医療需要減少地域で懸念される事項が存在する。 したがって、現時点では、基準病床数を廃止し、地域医療構想における将来の病床数の必要量への一本化を行うことは考えていながら、平成27年1月の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」にもあるように、基準病床数については、都道府県と地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方にについて検討を進めて参りたい。 なお、今後の地域の人口増加・医療需要増加のために、医療法施行規則に基づく基準病床数の算定方法によることが適切でない場合には、医療法に基づき、厚生労働省に協議の上、これによらない病床数とすることが可能である。 療養病床の基準病床数の算定に当たっては、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、介護施設で対応可能な数を減じている。医療・介護を通じて適切かつ効率的な病床の確保を行ふ観点では、介護施設で対応可能な数を減算することは必要であると考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
75	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数の算定にあたっての都道府県知事の裁量の拡大	【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。 また、療養病床の算定に当たって、「介護施設で対応可能な数」を減じているが、国は特養への入所は原則要介護3以上と制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った「保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。 【制度改正の必要性】 保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計を行なっている。 日本医師会や経営者の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じて需要推計に対することがなっている。 これは、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じることしている。また、特別養護老人ホームについて、原則要介護区分3以上となるのは、新規入所者についてであり、従前からの入所者については、引き続き、要介護区分1及び2の方が含まれることから、その数を減ずるものである。 【制度改正の必要性】 保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護医療の施設を増やすと、その分療養病床が減るというのは、医療機関と介護施設を同じものだと考えており、おかしいとの意見が出ている。 また、昨年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護医療の施設を増やすと、その分療養病床が減るというのは、医療機関と介護施設を同じものだと考えており、おかしいとの意見が出ている。 【このことから】 基準病床数の算定に当たっては、「療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量」(例えば「介護施設で対応可能な数」を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所条件に合わせ、減じた数を要介護3以上の入所者数に限るなど)とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう、地域の実情に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すること。	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行規則第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32	厚生労働省	静岡県、三重県			療養病床の基準病床数の算定に当たっては、「介護施設で対応可能な数」を減じることになっているが、当該「介護施設で対応可能な数」については、医療法施行規則別表第六の規定に基づき、「当該区域に所在する介護施設(介護療養型医療施設を除く。)に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数」としている。 これは、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じることしている。また、特別養護老人ホームについて、原則要介護区分3以上となるのは、新規入所者についてであり、従前からの入所者については、引き続き、要介護区分1及び2の方が含まれることから、その数を減ずるものである。		厚生労働省の回答は、「療養病床の基準病床数の算定にあたって、介護施設で対応可能な数を減らすこと」の現行規定の説明にどどまっており、本県の提案趣旨に対する実質的な回答がなされていないため、あらためて本県の提案趣旨を踏まえた厚生労働省の回答をいただきたい。	(本県の提案趣旨)
28	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受け入れ	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時ににおいては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することができる可能なるうえ、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であつても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ」とことされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のよう緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態では被災者に対する最小限の医療行為を実現するうえ、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。		医療法第17条、災害救助法第7条	開西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、医師法第2条及び第17条の規定により、外国の医師資格を有する者であつても、日本の医師免許を有していないければ、日本で医療行為を行なうことは認められていない。しかし、東日本大震災は、医師法が想定していない緊急事態であり、外国の医師資格を有する者のご支援を受けて医療を提供するため、阪神・淡路大震災の例を踏まえ、外国の医師資格を有する者が被災者に対して必要な最小限の医療行為を行なうとしても、医師法違反の違法性が阻却される旨の通知(平成23年3月14日厚生労働省医政局医事課事務連絡)を発出した。今後、ご指摘を踏まえ、どのような対応ができるか検討していく。 医療通訳の提供については、地方自治体・NPO等が、訪日外国人及び在住外国人の人数や使用言語といった地域の実情に応じた派遣派遣を行っており、また、地域によっては医療現場における医療通訳の利用が限定的であり、利用状況に応じて医療通訳者数が決まり、厚生労働省では、現地のニーズに応じて医療通訳が適切に提供される環境整備がより重要と考え、医療通訳を配備して開設病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者が受け入れ医療機関認定制度(JMP)の普及に対する支援を進めている。また、外国人医師の受け入れに不可欠な医療通訳の確保について、地域の実情を踏まえた医療通訳の提供体制を構築しようとする方針であることを示す。 こうしたことから、厚生労働省では、現地のニーズに応じて医療通訳が適切に提供される環境整備がより重要と考え、医療通訳を配備して開設病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者が受け入れ医療機関認定制度(JMP)の普及に対する支援を進めている。また、外国人医師の受け入れに不可欠な医療通訳の確保について、地域の実情を踏まえた医療通訳の提供体制を構築しようとする方針であることを示す。	東日本大震災においては、発災後3日目に厚生労働省医政局から通知が発出され、外国人医師の被災地での医療活動が可能になったものの、最も早く被災地入りした外国政府の医療チームでも、医療活動の開始は発災から18日後の3月29日であった。また、受入についても30カ国以上から医療支援の申し込みがあったにもかかわらず、調査に手間取りイラエル、ヨルダン、タイ、フィリピンの4カ国にどどまっている。	こうしたことから、30年内に70%程度で発生するといわれている「南海トラフ巨大地震」等大規模災害に備え、災害発生時に速やかに医療救援活動を提供できるよう、事前の法的措置や、ヨルダン、タイ、フィリピンの4カ国にどどまっている。	こうしたことから、厚生労働省では、現地のニーズに応じて医療通訳が適切に提供される環境整備がより重要と考え、医療通訳を配備して開設病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者が受け入れ医療機関認定制度(JMP)の普及に対する支援を進めている。

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
岐阜県、福岡県、千葉県	<p>○まずもって基準病床数と地域医療構想における必要病床数の考え方について整理していただき、そのうえで、基準病床数が地域医療構想で算定される必要病床数と同様に、今後の病床整備の主となる場合においては、県において地域の実情に合わせて独自に算定が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>○本県においては、必要病床数（医療法第30条の4第2項第7号）が既存の病床数を上回ることも想定されていることから、既に将来に向けて病床整備を図ろうとしても、現在の人口等をもとに算定される基準病床数の制約から整備を行うことができない。</p> <p>地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るためにには、知事の裁量の拡大が必要である。</p>	<p>【全国知事会】 基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべき。 【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。</p>		<p>基準病床数は、医療資源の地域偏在の改善を目的とした、現時点において地域で必要とされる病床数である一方、地域医療構想の必要病床数は、将来的医療機能別の病床数の必要量であり、両者はその趣旨・目的や算定の時点が異なる。このため、両者の算定方式や過程が異なる。</p> <p>なお、平成27年1月の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」にあるように、基準病床数については、都道府県と地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進めて参りたい。</p> <p>療養病床の基準病床数の算定に当たっては、長期の療養が必要な方の中には、介護施設において対応を行っている方がいるため、「介護施設で対応可能な数」を減じている。医療・介護を通じて適切かつ効率的な病床の確保を行う観点では、介護施設で対応可能な数を減算することは必要であると考えている。</p>
神奈川県、萩市、高知県	<p>○大規模災害発生時においては、国内の医療支援だけでは不足し、外国からの医療チームを受け入れる可能性は大きいにあり得る。そうした事態に備え、日本の医師免許を有しない外国人医師が医療の従事を可能とするよう、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大が必要である。また、海外の医療チームが効果的に被災地に派遣されるために、国内のどの機関にコーディネート機能を持たせるかなど、具体的に定めておく必要がある。</p>			<p>第一次回答でもお答えしたとおり、災害発生時の速やかな医療救援活動の提供の在り方については、関係府省庁とも連携しつつ、どのような対応が可能であるのか検討してまいりたい。</p> <p>また、医療通訳の確保について、厚生労働省では医療通訳の育成のための標準的なカリキュラムを作成し、平成26年9月に公表するとともに、平成26年度から医療機関における医療通訳配置支援を実施しているところ。引き続き、医療提供時の言語コミュニケーションが円滑に行われるよう支援策を講じていく。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
169	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護師等(保健師・助産師・看護師又は准看護師)の復職支援のための届出制度の義務化	「看護師復職支援のための届出制度」において、努力義務化となっている看護師等の離職時等の届出を義務化する  (参考) 本県の看護師等の職員数(H24.12.31現在)16,500人 全国100として、石川県125(全国17位) 医療圏別 南加賀110 石川中央132 能登中部125 能登北部95	<現行制度> ・本年10月から、離職する看護師等は、離職時に氏名・連絡先等を都道府県ナースセンターに届出・努力義務とする「看護師復職支援のための届出制度」が開始。  <支障事例・制度改正の必要性> ・少子化の進展により、新卒看護師等が減少する可能性がある一方、高齢化の進展により、介護施設等における看護人材の需要が拡大(2025年問題: 国塊世代が全て5歳以上)するため、看護師等の確保が困難になるリスクがあり、また、夜勤・交代勤務など激しい勤務環境とワーク・ライフ・バランス確保が必要となっていることから、結婚・出産等で離職した未就業看護師等の再就業が人材確保対策として重要なとなる。 ・未就業看護師等を活用していくには、離職者を含めた看護師等の実態を正確に把握した上で、それぞれのニーズを踏まえた研修・情報提供などの再就業支援を実施していくことが必要である。 ・しかし、「看護師復職支援のための届出制度」では、離職した看護師等の届出は努力義務であるため、届出が必ずしも提出されないおそれがあることから、離職等した看護師等の実態を確実に把握できず、再就業を働きかける看護師等を確実に把握できない支障が生じるおそれがある。	看護師等の人の材確保の促進に関する法律第16条の3	厚生労働省	石川県	2025年に向けて、必要とされる看護職員を確保していくためには、潜在看護師等の把握は非常に重要であると認識している。  このため、昨年改正された看護師等の人材確保の促進に関する法律において、看護師等免許保持者の届出制度を創設し、離職した看護師等への復職支援を強化することとしているが、届出について一律に義務化した場合、 ・今後、まったく看護師等として就業する意思を持たない者まで届出を求めることになること ・ナースセンターへの届出を明確に拒否する看護師等に対しても届出を要するところになり、不当な問合となること などから努力義務としている。この制度は未施行であることから、まずは本年10月からの改正法の施行を着実に行うべく準備を行っている。	就業している看護師等については、2年ごとに業務従事者届けを県に提出することになっているものの、未就業の看護師等には届出制度がないことから、その実態を把握することが困難な状況となっており、未就業看護師等が潜在化することなく再就業につなげることが課題となっている。  このため、県では、平成24年度より、未就業看護師等の掘り起こしを進め、再就業に向けた情報提供など、さまざまな働きかけを通じて、再就業意欲を向上させてきた。		
312	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	助産学実習に係る分娩取扱数基準の規制緩和	(本県における状況) 本県では、就産助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一方、少子化により県内の正常分娩を取扱う施設は減少しており、実習受入施設の確保に苦慮している。 指定規則では、助産師学生の実習中の分娩取扱いについて、助産師又は医師の監督の下、学生1人につき10回程度行うことと定めており、実習時期(約3か月程度)には、毎年約50名の実習生が10の実習受入施設に集中している現状がある。  (支障事例) このように、実習の時期には限られた施設に助産師学生が集中することとなり、通常の分娩に携わるスタッフに加え、実習を監督する助産師又は医師が必要であることから、施設にとって負担となっている。さらに、件数確保のため夜間や実習を行ふこともあるが、施設側で監督者の対応ができない場合、養成所等の助産師教員が実習指導に当たることもあり、実習受入施設、養成所の双方にとって負担が大きい。 県としては、実習環境を整える観点から、受入施設を増やすなどと考えているが、分娩取扱数に係る負担を理由として受け入れを断られるケースもある。また、現状でも全ての学生の実習数を確保することが簡単ではない状況が続いている。  (制度改正の必要性) これらの状況を改善し、円滑な受入体制の整備と実習内容の充実化を図るために、能力習得に影響の無い範囲で実習必要数を8回程度に減らすなど柔軟に対応したい。 なお、当件については、県内実習施設や養成所等からも要望が出ておりほか、関連研究では、助産学実習の到達度は8回目までは上昇し、8回と10回では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの結果が報告されている。	助産師養成所の指定基準における分べんの介助回数は、「分娩取扱件数の実態を踏まえ少子社会の中で可能であり、かつ、助産師としての基礎的知識・技術を身につける最低の線」として設定している。 厚生労働省では、平成8年に関係審議会における有識者の議論も踏まえて、指定基準の分べんの介助回数を「10回以上」を「10回程度」と改めるとともに、養成所指定後の指導に当たっては、当初の予定通りの正常分べん数が確保できない場合における「9回」は「10回程度」に含まれるとの取り扱いとする等、適時の見直しを行ってきた。 (参考)出生数の変化 268万人(昭和22年)→121万人(平成8年)→103万人(平成25年)	助産師養成所の指定基準における分べんの介助回数は、「分娩取扱件数の実態を踏まえ少子社会の中で可能であり、かつ、助産師としての基礎的知識・技術を身につける最低の線」として設定している。 厚生労働省では、平成8年に関係審議会における有識者の議論も踏まえて、指定基準の分べんの介助回数を「10回以上」を「10回程度」と改めるとともに、養成所指定後の指導に当たっては、当初の予定通りの正常分べん数が確保できない場合における「9回」は「10回程度」に含まれるとの取り扱いとする等、適時の見直しを行ってきた。 (参考)出生数の変化 268万人(昭和22年)→121万人(平成8年)→103万人(平成25年)	既に提案に記載のとおり、「母性衛生(2012年7月号)」に掲載された論文「助産実習における助産実践能力の習得に関する研究 大滝千文 他」において、助産実践能力習得段階の到達度は8例目まで上昇し、8例と10例では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの研究報告がなされている。 これをふまえ、我が国の実情に鑑み、「助産師としての基礎的知識・技術を身につける最低の線」として能力習得に影響のない範囲で「8回以上」に変更することを提案する。 なお、「9回」が「10回程度」に含まれるとの解釈については改めて通知等で周知されたい。					

＜新規共同提携団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
東京都、豊橋市、中津 市、特別区長会	<p>○離職等した看護師等に支援を行う際、最新の情報が届け出ていなければ復職等に必要な情報を提供することができない。離職等した看護師等だけを届出の対象とするのではなく、看護職員の実態把握等を行うためにも、すべての看護職員を届出制度の対象にすべきと考える。また、届出事項に変更があった場合に速やかに都道府県ナースセンターへ変更届を提出することも義務化する必要があると考える。</p> <p>○医療機関では、看護師等の確保が優先課題であり、ナースセンターからの看護師等の紹介件数が増加すれば、雇用の増加を期待できる。</p> <p>○保健師の育休等により、代替保健師を募集しても応募がなく、知人を通しての声かけでどうにか勤務してくれる保健師や看護師を見つけるという状況である。看護協会のナース入人・人材バンクにも当市やその近隣市在住者の登録はゼロに等しい。「看護師復職支援のための届出制度」において、届出の努力義務を義務化すれば、代替保健師の確保が容易になるだけでなく、在宅保健師を活用した事業も企画できる。</p>			<p>第1次回答でもお示ししたとおり、届出について一律に義務化した場合、 ・今後、まったく看護師等として就業する意思を持たない者まで届出を求めることになること ・ナースセンターへの届出を明確に拒否する看護師等に対しても届出を強要することになり、不 当な関与となること などから努力義務としている。</p> <p>また、この制度は本年10月から施行されるが、改正法の公布後5年を目指して、その施行状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっている。</p> <p>届出制度については、広く制度の周知を図り、より多くの離職中の看護師等免許保持者に登録していただくことが重要であると認識しており、引き続き、厚生労働省ホームページへの掲載や関係機関へのポスター配布等により制度の周知・広報を行ってまいりたい。</p> <p>なお、ご指摘の医師法の規定に基づき、医師は、2年に一度、氏名、住所等を届け出る義務が規定されているが、当該規定は、医師の分布及び業態を正確に把握する趣旨である。これに對し、看護師等のナースセンターに対する届出は、あくまで、離職した看護師等の就業支援等に役立てるものであり、尚ほは一概には比較できないと考えている。</p>
山形県	<p>○分娩取り扱い施設の減少（平成20年より10施設減少）や、分娩件数の低下（平成20年10,196件→平成28年8,74件）がある。さらに、実習受け入れ機関の減少に加え、実習受入れにおいては、休日、夜間は医療安全確保から拒否される機関もあり、分娩取り扱いの機会が減っている。このような状況から、助産学生実習での分娩取り扱いを決められた期間（6～7週間）で10症例を行うのに大変苦慮している。また、カリキュラム上、実習期間の延長も困難であり、10回の分娩取り扱いを行なうため、休日や夜間も学生が待機していることがある。</p> <p>○以上を踏まえ、分娩取り扱い件数の緩和など回数に尋られない教育環境を整える必要はあると考えるが、検討の際は、助産師の質の確保に留意し、取扱い件数のみを減らすのではなく、例えば、講義・演習・実習の効果的な組み合わせを行い、卒業時の実践能力の到達目標に達する工夫や、就業後の新人助産師研修における分娩取り扱いに係る教育システムの構築も併せて行うことが重要であると考える。</p> <p>○分娩取扱件数を確保するため、実習場所の複数確保や一部の学生の実習期間の延長を行うなどの対応として、10回程度（少なくとも9回以上）はクリアさせているが、このことが実習施設及び学生双方にとって負担となっている。</p>	<p>【全国市長会】 地域における実習環境の状況に配慮し、取扱件数について適切な見直しを求める。</p>		<p>厚生労働省では、平成8年に看護職員の養成に関するカリキュラム等検討会での有識者の議論も踏まえて、指定基準の分べんの介助回数を「10回以上」を「10回程度」と改めた。その検討の際には、日本助産師会や全国助産師教育協議会等の関連団体から、分娩介助例数について「10回以上」を維持するよう要望がなされた経緯がある。</p> <p>ご提示いただいた研究論文「助産学実習における助産実践能力の習得に関する研究」（母性衛生 53(2) 平成24年7月号）は、4大学に在籍する助産学生30名と指導者30名（大学で助産実習を担当する教員と臨床実習指導者）を対象としたものである。平成25年2月に実施した調査結果によると、助産師養成所は助産師学生の一部を対象としたものである。</p> <p>また、当初の予定通りの正常分べん数が確保できない場合における「9回」は「10回程度」に含まれるとの取り扱いとなることについては、平成17年の円い子議員より提出された「助産師に関する質問主意書」に対して回答した答弁書にてお示ししている。またそれについては、平成17年2月に各助産師養成所にて厚生労働省医政局看護課より、助産師学校並びに文部科学省よりお示ししているところである。頂戴したご意見を踏まえ周知については検討して参りたい。</p> <p>参考) 参議院議員より子議員提出助産師に関する質問に対する答弁書(抜録)</p> <p>文部科学大臣又は厚生労働大臣は、助産師学校養成所の指定に当たっては、学生1人につき10回以上の分べん介助が可能なか否かに於て「10回程度」を満たすか否かの判断を行っております。また、指定後の指導に当たっては、医療機関における正常分べんの数は一定ではなく分べん介助の回数が当初の予定より下回ることがあるため、9回を下回った場合に、「10回程度」に満たないと判断している。</p> <p>現行の分べん取扱い件数は妥当と考えており、10回を回数にするためのエビデンスが十分得られていない中で、分べん件数を8回にするといった措置にお応えすることは困難である。また、全国助産師教育協議会からは、「国際助産師連盟（ICM）の示す助産師教育の世界基準では修業年限は1年6ヶ月以上とあって日本の現状とは異なるため、助産師養成の修業年限について議論する検討会を設置してほしい旨の要望をお受けしている。分べん数の減少による実習施設の確保が困難なケースがあることは厚生労働省においても承知しており、そうした現代の状況も踏まえて、今後、有識者や関係団体等のご意見を踏まえ検討して参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
159	④ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	過誤調整方法(返納金)の運用変更可能な規制緩和	本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるようにすること	<p><b>【支障事例】</b> 転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事案が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる。 これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。</p> <p><b>【制度改正の経緯】</b> 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれは保険者間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー活用による過誤調整の方針が問題決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚数は月300枚程)やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言わざるを得ない状況である。</p> <p><b>【懸念の解消策】</b> 本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお願いしたい。</p>	国民健康保険法第7条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年12月5日通知	岐阜市	厚生労働省					

